署名　館山

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
安房郡富山町			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(純)55	(純)61				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)17	(〃)33				
			上記以外の地域	30	1.9	(中)25	(中)45	(中)35	(中)35		
	け	検儀谷	農業振興地域内の農用地区域			(純)4.5	(純) 5				
			上記以外の地域	20	2.1	(〃) 7	(〃) 8	(純) 7	(純) 7		
	こ	合戸	農業振興地域内の農用地区域			(〃)4.5	(〃) 5				
			上記以外の地域	20	3.8	(〃) 7	(〃) 8	(〃)13	(〃)13		
		小浦	鉄道と海岸を結ぶ地域	30	5.7	(中)22	(中)43	(中)90	(中)90		
			上記以外の地域	20	3.9	(純) 7	(純) 8	(純) 9	(純) 9		
	た	高崎	鉄道と海岸を結ぶ地域	40	2.5	(中)35	(中)60	(中)80	(中)80		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(純)20	(純)35				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃) 8				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃)12	(〃)12	(純)20	(純)20		
		竹内	農業振興地域内の農用地区域			(〃)15	(〃)20				
			上記以外の地域	30	5.5	(中)20	(中) 3	(中)30	(中)30		
	に	二部	農業振興地域内の農用地区域			(純) 4	(純) 5				
			上記以外の地域	20	2.7	(〃) 7	(〃) 8	(純) 8	(純) 8		
	ひ	平塚	農業振興地域内の農用地区域			(〃)3.5	(〃) 5				
			上記以外の地域	20	2.2	(〃)4.5	(〃)6.5	(〃) 8	(〃) 8		
	へ	平久里下	農業振興地域内の農用地区域			(〃)3.5	(〃) 5				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃)4.5	(〃)6.5	(〃) 8	(〃) 8		
		平久里中	農業振興地域内の農用地区域			(〃)3.5	(〃) 5				
			上記以外の地域	20	2.7	(〃)4.5	(〃)6.5	(〃) 8	(〃) 8		
	み	宮谷	農業振興地域内の農用地区域			(〃)4.5	(〃) 5				
			上記以外の地域	20	2.2	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7	(〃) 7		
	や	山田	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃)4.5				
			上記以外の地域	20	2.2	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 8	(〃) 8		
	よ	吉沢	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃)4.5				
			上記以外の地域	20	2.2	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 8	(〃) 8		
〃鋸南町	い	市井原	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 2	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.1	(〃) 4	(〃)5.5	(〃) 7	(〃) 7		
		岩井袋	全	30	1.7	(中)22	(中)38	(中)50	(中)50		
	え	江月	農業振興地域内の農用地区域			(純) 3	(純) 7				
			上記以外の地域	20	2.2	(〃) 4	(〃) 9	(純) 7	(純) 7		
	お	奥山・大崩	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃)4.5				
			上記以外の地域	20	2.0	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 6	(〃) 6		
			①下向田、牛房田	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			②上向田、台久保	30	2.0	(中)35	(中)50	(中)70	(中)70		
			③上記①、②の農業振興地域内の農用地区域			(純)25	(純)35				
			④蒲田、法花、房ケ谷、中法花、妙田、森								

署名　館山

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
安房郡鋸南町			ノ下、毛沢、田村、片倉、高畑、天王川	20	1.7	(純)17	(純)17	(純)25	(純)25		
			⑤上記④の農業振興地域内の農用地区域			(〃)13	(〃)11				
			⑥上記以外の地域	20	1.8	(〃) 4	(〃) 7	(〃) 8	(〃) 8		
	か	勝山	全	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
		上佐久間	農業振興地域内の農用地区域			(純) 4	(純) 5				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃)11	(〃) 8	(純) 8	(純) 8		
	こ	小保田	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 2	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	3.6	(〃) 4	(〃) 9	(〃) 7	(〃) 7		
	し	下佐久間	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			鉄道と国道を結ぶ地域及び国道沿い	40	2.9	(中)50	(中)80	(中)110	(中)110		
			上記の農業振興地域内の農用地区域			(純)35	(純)57				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5	(〃)7.5				
			上記以外の地域	30	2.9	(〃) 5	(〃) 7	(純)24	(純)24		
	た	大六	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 6				
			鉄道と海岸を結ぶ地域	40	2.9	(中)35	(中)80	(中)90	(中)90		
			上記以外の地域	30	2.8	(純)4.5	(純) 9	(純)11	(純)11		
	な	中佐久間	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4	(〃) 7				
			上記以外の地域	20	3.8	(〃) 5	(〃) 9	(〃) 8	(〃) 8		
	ほ	保田	①一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			②御多下、馬場、上谷田、下埋田、京田、芝原、中原、波佐間	30	3.8	(中)30	(中)40	(中)90	(中)90		
			③上記②の農業振興地域内の農用地区域			(純)20	(純)25				
			④舟免、富田原、藪ケ谷、野々倉、遺水、池田、麦山、上埋田	20	1.6	(〃)11	(〃)15	(純)30	(純)30		
			⑤上記④の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)11				
			⑥上記以外の地域	20	1.5	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
	も	元名	鉄道と海岸を結ぶ地域	40	1.9	(中)54	(中)96	(中)111	(中)111		
			日本寺口、堰入、小磯、芝原、平田	20	3.8	(〃)20	(〃)33	(〃)50	(〃)50		
			上記の農業振興地域内の農用地区域			(純)15	(純)20				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 6	(〃) 8				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 7	(〃) 9	(純)15	(純)15		
	よ	吉浜	鉄道と海岸を結ぶ地域	40	4.9	(中)35	(中)80	(中)70	(中)70		
			農業振興地域内の農用地区域			(純) 3	(純) 6				
			上記以外の地域	30	5.3	(〃) 5	(〃) 9	(純) 9	(純) 9		
		横根	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 2	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	1.9	(〃) 3	(〃) 5	(〃) 8	(〃) 8		
	り	竜島	①未曽野、加鶴間、堀ノ内、西田、上川原	20	1.5	(〃) 7	(〃) 8	(〃)15	(〃)15		
			②板井ケ谷	30	1.9	(中)25	(中)65	(中)60	(中)60		
			③上記①②の農業振興地域内の農用地区域			(純)14	(純)40				
			④御堂ケ谷、仲原、川間、外川原、豆田	30	2.0	(中)35	(中)40	(中)80	(中)80		
			⑤上記④の農業振興地域内の農用地区域			(純)26	(純)30				
			⑥上記以外の地域	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
安房郡白浜町	お	乙浜	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40	3.0	(中)60	(中)120	(中)80	(中)80		
			上記の農業振興地域内の農用地区域			(純)45	(純)65				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃) 8				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 9	(〃) 9	(純) 9	(純) 9		
	し	白浜	①東島崎、西島崎、島浦崎、野崎	50	2.5	(中)80	(中)130	(中)120	(中)120		
			②原田、原田浦、川間千渦、小戸	50	2.4	(〃)70	(〃)100	(〃)110	(〃)110		
			③上記①②の農業振興地域内の農用地区域			(純)30	(純)70				
			④県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40	2.1	(中)41	(中)88	(中)110	(中)110		
			⑤上記④の農業振興地域内の農用地区域			(純)30	(純)40				
			⑥上記以外の地域	20	2.9	(〃) 9	(〃)10	(純)10	(純)10		
	た	滝口	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	30	2.9	(中)40	(中)80	(中)80	(中)80		
			上記の農業振興地域内の農用地区域			(純)25	(純)45				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 6	(〃) 7				
			上記以外の地域	20	1.8	(〃) 8	(〃) 9	(純) 8	(純) 8		
	ね	根本	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	30	2.9	(中)55	(中)80	(中)60	(中)60		
			上記の農業振興地域内の農用地区域			(純)35	(純)50				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃)4.5				
			上記以外の地域	20	1.4	(〃) 4	(〃) 6	(純) 8	(純) 8		
〃千倉町	う	宇田	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.2	(〃) 4	(〃) 7	(〃)13	(〃)13		
	お	大川	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40	4.2	(中)66	(中)77	(中)120	(中)120		
			上記の農業振興地域内の農用地区域			(純)33	(純)44				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)5.5	(〃) 8				
			上記以外の地域	20	2.0	(〃) 8	(〃)11	(純) 8	(純) 8		
		大貫	県道沿い	30	3.8	(中)55	(中)74	(中)110	(中)110		
			上記以外の地域	20	2.2	(純) 5	(純) 8	(純)17	(純)17		
	か	川口	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40	5.1	(中)38	(中)88	(中)130	(中)130		
			上記の農業振興地域内の農用地区域			(純)25	(純)50				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4	(〃)7.5				
			上記以外の地域	20	1.9	(〃)5.5	(〃)11	(純) 8	(純) 8		
		川合	農業振興地域内の農用地区域			(〃)15	(〃)30				
			上記以外の地域	20	2.2	(中)21	(中)45	(中)35	(中)35		
		川戸	農業振興地域内の農用地区域			(純) 4	(純) 4				
			上記以外の地域	20	2.2	(〃) 4	(〃) 7	(純)13	(純)13		
	き	北朝夷	県道千倉停車場線沿いより県道35号線沿いまで	50	3.3	(中)77	(中)180	(中)230	(中)230		
			上記の農業振興地域内の農用地区域			(純)55	(純)110				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5	(〃) 6				
			上記以外の地域	30	2.4	(〃) 6	(〃) 7	(純)15	(純)15		
	く	久保	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.4	(〃) 4	(〃) 7	(〃)15	(〃)15		
	こ	忽戸	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40	4.0	(中)40	(中)80	(中)130	(中)130		
			上記以外の地域	20	1.9	(純) 7	(純)19	(純)18	(純)18		

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
安房郡千倉町	し	白子	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40	3.8	(中)88	(中)120	(中)150	(中)150		
			中野、鮫田、1丁目の農業振興地域内の農用地区域			(純)15	(純)30				
			上記以外の地域	20	2.9	(中)22	(中)47	(中)40	(中)40		
		白間津	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40	3.8	(〃)75	(〃)110	(〃)135	(〃)135		
			上記の農業振興地域内の農用地区域			(純)47	(純)60				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5	(〃)10				
			上記以外の地域	20	1.7	(〃) 6	(〃)11	(純)13	(純)13		
	せ	瀬戸	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40	4.0	(中)110	(中)140	(中)260	(中)260		
			上記の農業振興地域内の農用地区域			(純)80	(純)110				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)15	(〃)18				
			上記以外の地域	20	1.8	(〃)20	(〃)28	(純)55	(純)55		
		千田	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40	4.6	(中)48	(中)75	(中)130	(中)130		
			上記の農業振興地域内の農用地区域			(純)35	(純)35				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5	(〃)11				
			上記以外の地域	20	1.8	(〃) 8	(〃)17	(純)13	(純)13		
	ひ	平磯	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40	6.5	(中)77	(中)66	(中)130	(中)130		
			上記の農業振興地域内の農用地区域			(純)50	(純)40				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5	(〃)11				
			上記以外の地域	20	1.8	(〃)7.7	(〃)13	(純)13	(純)13		
	へ	平館	県道沿い及び県道と海岸までの地域	40	3.4	(中)80	(中)110	(中)300	(中)300		
			上記以外の地域	30	2.8	(純) 8	(純)13	(純)20	(純)20		
	ま	牧田	農業振興地域内の農用地区域			(〃)30	(〃)40				
			上記以外の地域	40	3.3	(〃)42	(〃)58	(〃)120	(〃)120		
	み	南朝夷	県道沿い及び海岸まで	40	2.4	(中)90	(中)110	(中)190	(中)190		
			農業振興地域内の農用地区域			(純) 4	(純) 6				
			上記以外の地域	20	2.2	(〃) 5	(〃) 8	(純)15	(純)15		
〃丸山町	あ	安馬谷	県道沿い及び県道と海岸を結ぶ地域	40	2.8	(中)45	(中)67	(中)170	(中)170		
			上記以外の地域	20	1.5	(純) 4	(純) 7	(純)10	(純)10		
	い	石堂	農業振興地域内の農用地区域			(〃)2.5	(〃)4.5				
			上記以外の地域	30	1.8	(〃) 6	(〃)10	(〃) 5	(〃) 5		
		石堂原	農業振興地域内の農用地区域			(〃)2.5	(〃)4.5				
			上記以外の地域	30	2.1	(〃) 6	(〃) 8	(〃) 5	(〃) 5		
		岩糸	農業振興地域内の農用地区域			(〃)2.5	(〃)4.5				
			古川、新せき、戸前	40	1.6	(中)40	(中)50	(中)110	(中)110		
			上記以外の地域	30	1.6	(純)4.5	(純) 6	(純)10	(純)10		
	お	大井・小戸	農業振興地域内の農用地区域			(〃)2.5	(〃)4.5				
			上記以外の地域	30	2.2	(〃) 5	(〃) 7	(〃) 5	(〃) 5		
	か	海発	農業振興地域内の農用地区域			(〃)2.5	(〃)4.5				
			上記以外の地域	40	2.2	(中)40	(中)50	(中)110	(中)110		
		加茂	農業振興地域内の農用地区域			(純)2.5	(純)4.5				
			上記以外の地域	20	1.7	(〃)3.8	(〃) 8	(純)13	(純)13		
		川谷	農業振興地域内の農用地区域			(〃)2.5	(〃)4.5				

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
安房郡丸山町			上記以外の地域	30	1.5	(純) 5	(純) 7	(純) 5	(純) 5		
	く	沓見・久保	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 2.5	(〃) 4.5				
			上記以外の地域	30	2.6	(〃) 5	(〃) 7	(〃) 5	(〃) 5		
	し	殊師ケ谷	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 2.5	(〃) 4.5				
			上記以外の地域	20	2.5	(〃) 4	(〃) 8	(〃) 5	(〃) 5		
		白子	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 2.5	(〃) 4.5	(〃) 7	(〃) 7		
			上記以外の地域	20	4.1	(中) 93	(中) 100	(中) 140	(中) 140		
	に	西原	農業振興地域内の農　地区域			(純) 2.5	(純) 4.5				
			上記以外の地域	30	1.6	(〃) 5	(〃) 7	(純) 5	(純) 5		
	ま	前田・丸本郷	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 2.5	(〃) 4.5				
			上記以外の地域	30	1.9	(〃) 5	(〃) 7	(〃) 5	(〃) 5		
	み	御子神・宮下	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 2.5	(〃) 4.5				
			上記以外の地域	30	1.6	(〃) 7	(〃) 8	(〃) 5	(〃) 5		
		峰	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 2.5	(〃) 4.5				
			上記以外の地域	30	1.6	(〃) 4	(〃) 7	(〃) 5	(〃) 5		
〃和田町	お	小川	全	20	6.7	(〃) 4.5	(〃) 6.5	(〃) 8	(〃) 8		
	か	海発	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3.0	(〃) 4.5				
			国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40	2.5	(中) 80	(中) 80	(中) 170	(中) 170		
			上記以外の地域	30	2.3	(〃) 50	(〃) 60	(〃) 80	(〃) 80		
		上三原	全	20	4.0	(純) 4	(純) 6	(純) 7	(純) 7		
	く	黒岩	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4	(〃) 6				
			上記以外の地域	20	2.7	(〃) 5	(〃) 8	(〃) 7	(〃) 7		
	こ	小向・五十嵐	全	20	2.5	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
	し	白渚	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40	3.6	(中) 50	(中) 76	(中) 170	(中) 170		
			上記以外の地域	20	2.6	(純) 8	(純) 14	(純) 13	(純) 13		
		柴	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40	2.5	(中) 35	(中) 70	(中) 160	(中) 160		
			農業振興地域内の農用地区域			(純) 2	(純) 4.5				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 3	(〃) 5	(純) 9	(純) 9		
		下三原	国道、県道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40	1.6	(中) 45	(中) 58	(中) 160	(中) 160		
			農業振興地域内の農用地区域			(純) 3	(純) 5				
			上記以外の地域	20	1.5	(〃) 5	(〃) 7	(純) 10	(純) 10		
	す	磴森	全	20	2.0	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
	な	中三原	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 2.4	(〃) 6				
			上記以外の地域	20	2.0	(〃) 4.5	(〃) 5	(〃) 13	(〃) 13		
	に	仁我浦	旧国道沿い及び旧国道と海岸を結ぶ地域	40	1.9	(中) 40	(中) 90	(中) 160	(中) 160		
			農業振興地域内の農用地区域			(純) 2	(純) 4.5				
			上記以外の地域	20	2.3	(〃) 3	(〃) 6	(純) 8	(純) 8		
	ぬ	沼	全	20	2.3	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
	は	花園	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40	5.0	(中) 52	(中) 65	(中) 160	(中) 160		
			農業振興地域内の農用地区域			(純) 2	(純) 4.5				
			上記以外の地域	20	3.0	(〃) 3	(〃) 6	(純) 8	(純) 8		
	ま	松田	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40	2.9	(中) 30	(中) 70	(中) 160	(中) 160		
			上記の農業振興地域内の農用地区域			(純) 20	(純) 50				

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
安房郡和田町			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(純) 4.5	(純) 14				
			上記以外の地域	20	2.3	(〃) 6	(〃) 18	(純) 13	(純) 13		
	め	布野	全	20	2.5	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
	も	真浦	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40	1.1	(中) 50	(中) 80	(中) 160	(中) 160		
			上記以外の地域	20	1.1	(純) 3	(純) 6	(純) 8	(純) 8		
	わ	和田	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	50	1.6	(中) 50	(中) 90	(中) 160	(中) 160		
			上記以外の地域	30	1.7	(純) 13	(純) 30	(純) 45	(純) 45		
鴨川市	あ	天面	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40	5.4	(中) 35	(中) 55	(中) 70	(中) 70		
			上記以外の地域	20	4.4	(純) 7	(純) 8	(純) 7	(純) 7		
		粟斗	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5	(〃) 7.5				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 7	(〃) 11	(〃) 7	(〃) 7		
		青木	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4.5	(〃) 5				
			国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40	2.5	(中) 37	(中) 105	(中) 95	(中) 95		
			上記以外の地域	20	2.0	(純) 6	(純) 7	(純) 7	(純) 7		
	い	磯村	全	40	11.0						
		和泉	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5	(〃) 7.5				
			上記以外の地域	20	5.3	(〃) 7	(〃) 11	(〃) 10	(〃) 10		
		池田	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 7.5	(〃) 9				
			上記以外の地域	30	4.0	(〃) 11	(〃) 13	(〃) 13	(〃) 13		
	う	打墨	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 5				
			上記以外の地域	30	5.6	(〃) 7	(〃) 9	(〃) 12	(〃) 12		
		内遠野	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40	2.1	(中) 42	(中) 63	(中) 95	(中) 95		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(純) 30	(純) 45				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4.5	(〃) 5				
			上記以外の地域	20	2.0	(〃) 6	(〃) 7	(純) 8	(純) 8		
	お	太田学	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 7.5	(〃) 9				
			上記以外の地域	30	3.2	(〃) 11	(〃) 13	(〃) 13	(〃) 13		
		押切	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 7.5	(〃) 9				
			上記以外の地域	30	3.2	(〃) 11	(〃) 13	(〃) 13	(〃) 13		
		大幡	長狭街道沿い	30	2.6	(〃) 14	(〃) 23	(〃) 60	(〃) 60		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃) 15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 3.5	(〃) 6.5	(〃) 7	(〃) 7		
		大川面	長狭街道沿い	30	3.4	(〃) 14	(〃) 23	(〃) 60	(〃) 60		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃) 15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.7	(〃) 3.5	(〃) 6.5	(〃) 7	(〃) 7		
	か	貝渚	①加茂川の一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			②下川間、川口、汐留、西ノ浜、和合北原	40	5.9	(中) 38	(中) 105	(中) 90	(中) 90		
			③下野辺地、石子山、燈籠塚、富士根、魚								

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
鴨川市	か		見塚、北八岡道下、北八岡道上、南八岡道下、南八岡道上、北一戦場、南一戦場	30	2.7	(純)18	(純)27	(純)28	(純)28		
			④③の農業振興地域内の農用地区域			(〃)13	(〃)19				
			⑤上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)7.5	(〃)11				
			⑥上記以外の地域	30	5.1	(〃)11	(〃)16	(〃)20	(〃)20		
		川代	農業振興地域内の農用地区域			(〃)7.5	(〃) 9				
			上記以外の地域	30	3.7	(〃)11	(〃)13	(〃)17	(〃)17		
		上	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 2	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.1	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 5	(〃) 5		
		釜沼	長狭街道沿い	30	2.6	(〃)14	(〃)23	(〃)60	(〃)60		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	5.0	(〃) 4	(〃) 7	(〃) 7	(〃) 7		
		上小原	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 3	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
	き	北小町	長狭街道沿い	30	2.6	(〃)14	(〃)23	(〃)60	(〃)60		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 3	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
		京田	農業振興地域内の農用地区域			(〃)7.5	(〃) 9				
			上記以外の地域	30	3.1	(〃)11	(〃)13	(〃)10	(〃)10		
	こ	金束	長狭街道沿い	30	2.6	(〃)14	(〃)23	(〃)60	(〃)60		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)12				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 5	(〃)10	(〃)10	(〃)10		
		古畑	長狭街道沿い	30	2.6	(〃)14	(〃)23	(〃)60	(〃)60		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 3	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
	さ	佐野	長狭街道沿い	30	2.6	(〃)14	(〃)23	(〃)60	(〃)60		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 5	(〃) 8	(〃) 7	(〃) 7		
	し	下小原	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 3	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
	そ	外堀	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40	5.3	(中)37	(中)68	(中)90	(中)90		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(純)20	(純)40				

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
鴨川市			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(純)4.5	(純) 5				
			上記以外の地域	20	5.3	(〃)6.5	(〃)7.5	(純) 8	(純) 8		
	た	代	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 2	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.1	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 5	(〃) 5		
		竹平	農業振興地域内の農用地区域			(〃)7.5	(〃) 9				
			上記以外の地域	30	3.2	(〃)11	(〃)13	(〃)13	(〃)13		
		太夫崎	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40	4.7	(中)37	(中)58	(中)70	(中)70		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(純)25	(純)40				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)4.5	(〃) 5				
			上記以外の地域	20	4.7	(〃)6.5	(〃)7.5	(純) 8	(純) 8		
		大里	農業振興地域内の農用地区域			(〃)7.5	(〃) 9				
			上記以外の地域	30	3.2	(〃)11	(〃)13	(〃)13	(〃)13		
	て	寺門	長狭街道沿い	30	2.6	(〃)14	(〃)23	(〃)60	(〃)60		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃)4.5	(〃)6.5	(〃) 7	(〃) 7		
	な	仲町	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 2	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	3.4	(〃) 5	(〃) 7	(〃) 6	(〃) 6		
		仲	長狭街道沿い	30	2.7	(〃)12	(〃)21	(〃)60	(〃)60		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃)3.5	(〃)6.5	(〃) 7	(〃) 7		
		北風原	長狭街道沿い	30	2.6	(〃)14	(〃)23	(〃)60	(〃)60		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 3	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
		奈良林	長狭街道沿い	30	2.7	(〃)14	(〃)23	(〃)60	(〃)60		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 3	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
		成川	長狭街道沿い	30	3.6	(〃)14	(〃)23	(〃)60	(〃)60		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 3	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
	に	西江見	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40	1.6	(中)42	(中)70	(中)95	(中)95		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(純)25	(純)55				

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
鴨川市	に		上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(純) 4.5	(純) 5				
			上記以外の地域	20	1.4	(〃) 6	(〃) 7	(純) 7	(純) 7		
		西山	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4.5	(〃) 5				
			上記以外の地域	20	2.7	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 6	(〃) 6		
		西真門	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40	7.4	(中)37	(中)79	(中)90	(中)90		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(純)25	(純)55				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4.5	(〃) 5				
			上記以外の地域	20	5.0	(〃) 6.5	(〃) 7.5	(純) 8	(純) 8		
		西町	下芝、中芝、両芝、塚前	40	5.5	(中)79	(中)100	(中)142	(中)142		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(純)55	(純)70				
			田中、上人塚、六反目、栗坪、長町、佃、松口、小川原、時計原、宮地	40	2.7	(中)50	(中)50	(中)70	(中)70		
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(純) 6	(純) 7				
			上記以外の地域	20	3.0	(〃)10	(〃)12	(純)10	(純)10		
		西	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 2	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.0	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7	(〃) 7		
	ぬ	滑谷	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)13				
			上記以外の地域	30	3.2	(〃)12	(〃)18	(〃)12	(〃)12		
	は	畑	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 2	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.1	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 6	(〃) 6		
		坂東	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 7.5	(〃) 9				
			上記以外の地域	30	4.5	(〃)11	(〃)13	(〃)15	(〃)15		
		花房	県道沿い	30	7.0	(中)50	(中)60	(中)35	(中)35		
			上記以外の地域	30	8.9	(〃)33	(〃)48	(〃)20	(〃)20		
	ひ	東江見	農業振興地域内の農用地区域			(純) 4.5	(純) 5				
			国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40	2.0	(中)42	(中)74	(中)90	(中)90		
			上記以外の地域	20	1.9	(純) 6.5	(純) 7.5	(純) 7	(純) 7		
		東町	①清明町、十二天、堂ノ下、馬場毛、石田、赤沢、中原及び鉄道と海岸を結ぶ地域	40	7.1	(中)79	(中)89	(中)80	(中)80		
			②①の農業振興地域内の農用地区域			(純)55	(純)65				
			③門前、原、中滝、御屋敷、法性寺、天神東、諏訪東、八幡東、若宮東、坂下	30	3.3	(中)53	(中)53	(中)50	(中)50		
			④③の農業振興地域内の農用地区域			(純)30	(純)30				
			⑤上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 6	(〃) 7				
			⑥上記以外の地域	20	6.6	(〃) 9	(〃)10	(純) 9	(純) 9		
		東真門	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40	5.5	(中)47	(中)95	(中)90	(中)90		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(純)25	(純)60				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4.5	(〃) 5				
			上記以外の地域	20	5.3	(〃) 6.5	(〃) 7.5	(純) 7	(純) 7		
		広場	一部（汐入、松崎）	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
鴨川市	ひ		汐入と松崎の路線価地域以外の地域、下芝	50	4.5	(中)148	(中)199	(中)200	(中)200		
			上ノ台、下田、入ノ台、渚ノ谷、下広場、中広場、東下沢、聖入塚	40	4.5	(〃)66	(〃)100	(〃)105	(〃)105		
			農業振興地域内の農用地区域			(純) 6	(純) 7				
			上記以外の地域	20	4.5	(〃)11	(〃)13	(純)13	(純)13		
		東	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 2	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.7	(〃) 7	(〃) 8	(〃) 7	(〃) 7		
		平塚	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 3	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
	ふ	太海	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	50	2.8	(中)58	(中)115	(中)70	(中)70		
			上記以外の地域	20	1.7	(純) 6	(純) 7	(純) 7	(純) 7		
		太海浜	国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	50	2.2	(中)55	(中)110	(中)140	(中)140		
			上記以外の地域	20	1.7	(純) 7	(純)11	(純) 8	(純) 8		
		二子	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 2	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.1	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 5	(〃) 5		
		太尾	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 7.5	(〃) 9				
			上記以外の地域	30	3.2	(〃)11	(〃)13	(〃)13	(〃)13		
	ほ	細野	長狭街道沿い	30	2.6	(〃)14	(〃)23	(〃)60	(〃)60		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 3	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
	ま	前原	全	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
		松尾寺	長狭街道沿い	30	3.5	(純)14	(純)24	(純)60	(純)60		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 3	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
	み	宮	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 2	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.1	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 5	(〃) 5		
		宮山	長狭街道沿い	30	3.5	(〃)14	(〃)23	(〃)60	(〃)60		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	3.4	(〃) 4	(〃) 7	(〃) 7	(〃) 7		
		南小町	長狭街道沿い	30	3.6	(〃)14	(〃)23	(〃)60	(〃)60		
			上記の地域内の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 3	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 7		
	や	八色	農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)12				
			上記以外の地域	30	5.4	(〃)16	(〃)19	(〃)25	(〃)25		
	よ	横尾	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 4				

署名	館山											
市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等							
					宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼	
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍	
鴨川市	よ		上記以外の地域	20	3.0	(純) 4	(純) 7	(純) 7	(純) 7			
		横渚	農業振興地域内の農用地区域			(〃)20	(〃)35					
			一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準			
			県道沿い	40	3.7	(中)45	(中)80	(中)60	(中)60			
			上記以外の地域	30	4.2	(〃)32	(〃)47	(〃)40	(〃)40			
		吉浦	農業振興地域内の農用地区域			(純)25	(純)50					
			国道沿い及び国道と海岸を結ぶ地域	40	4.2	(中)75	(中)84	(中)70	(中)70			
			上記以外の地域	20	3.5	(純) 5	(純) 6	(純) 8	(純) 8			
	ら	来秀	農業振興地域内の農用地区域			(〃)75	(〃) 9					
			上記以外の地域	30	3.2	(〃)11	(〃)13	(〃)13	(〃)13			
安房郡天津小湊	あ	天津	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準			
			上記以外の地域	20	3.0	(純) 6	(純) 7	(純)15	(純)15			
	う	内浦	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準			
			上記以外の地域	20	8.5	(純) 3	(純) 4.4	(純)12	(純)12			
	き	清澄	全	20	4.0	(〃) 3	(〃) 4	(〃) 4	(〃) 4			
	こ	小湊	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準			
			上記以外の地域	20	4.0	(純) 5	(純) 8	(純)12	(純)12			
	は	浜荻	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準			
			上記以外の地域	20	2.2	(純) 4	(純) 6	(純) 8	(純) 8			
	よ	四方木	全	20	3.0	(〃) 3.5	(〃) 6.5	(〃) 7	(〃) 7			

山梨県

(5) 山　　梨　　県

署名　甲　　府

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
					宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
甲府市	全	（共通）	山林・原野のうち中間山林・中間原野として評価することが不適当と認められるものは純山林・原野として別に評価する。								
	あ	相生１～３丁目	全	－	路	(周)比準	(周)比準				
		青沼１～３丁目	〃	－	〃	(〃)〃	(〃)〃				
		青葉町	市街化調整区域								
			県道上芦川・甲府線沿い	50	5.3	(中)59	(中)82				
			上記以外の地域	50	4.8	(〃)39	(〃)55				
			市街化区域								
			一部	－	路	(周)比準	(周)比準				
			県道上芦川・甲府線沿い	50	3.6	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50	3.1	(〃)〃	(〃)〃				
		朝気１～３丁目	全	－	路	(〃)〃	(〃)〃				
		朝日１～５丁目	〃	－	〃	(〃)〃	(〃)〃				
		愛宕町	一部	－	〃	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50	2.9	(〃)〃	(〃)〃	(市)比準	(市)比準		
		荒川１・２丁目	全	40	2.8	(〃)〃	(〃)〃				
	い	飯田１～５丁目	〃	－	路	(〃)〃	(〃)〃				
		猪狩町	〃	30	3.1	(純)24	(純)26	(純)15	(純)15		
		池田１～３丁目	〃	40	2.8	(周)比準	(周)比準				
		伊勢１～４丁目	〃	－	路	(〃)〃	(〃)〃				
		岩窪町	一部	－	〃	(〃)〃	(〃)〃				
			上記を除く市街化区域	50	3.6	(〃)〃	(〃)〃	(市)比準	(市)比準		
			上記以外の地域	50	3.5	(中)42	(中)48	(中)28	(中)28		
	う	後屋町	全	40	4.5	(周)比準	(周)比準				
	お	大里町	県道右左口・王穂・甲府線沿い	40	7.5	(〃)〃	(〃)〃				
			都市計画道・中小河原・築地新居線沿い	40	8.0	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	40	6.7	(〃)〃	(〃)〃				
		太田町	全	－	路	(〃)〃	(〃)〃				
		大津町	農農振興地域内の農用地区域			(純)14	(純)20				
			上記以外の地域	40	3.8	(〃)16	(〃)23				10
		大手１～３丁目	全	－	路	(周)比準	(周)比準				
		落合町	農業振興地域内の農用地区域			(純)26	(純)37				
			上記以外の地域	40	5.3	(〃)30	(〃)41				
		音羽町	全	50	5.1	(周)比準	(周)比準				
		小曲町	農業振興地域内の農用地区域			(純)18	(純)24				
			上記以外の地域	40	4.2	(〃)20	(〃)27				10
	か	金竹町	県道中下条甲府線沿い	50	4.0	(周)比準	(周)比準				
			上記以外の地域	50	3.3	(〃)	(〃)				
		上　町	農業振興地域内の農用地区域								
			甲府バイパス沿い			(純)60	(純)91				
			上記以外の地域			(〃)30	(〃)42				

署名　甲府

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
甲府市	か		上記以外の地域								
			甲府バイパス沿い	40	15.6	(中)80	(中)114				
			上記以外の地域	40	8.2	(純)37	(純)55				
		上阿原町	農業振興地域内の農用地区域								
			甲府バイパス沿い			(〃)45	(〃)68				
			都市計画道上阿原寿町線沿い			(〃)31	(〃)40				
			上記以外の地域			(〃)30	(〃)39				
			上記以外の地域								
			甲府バイパス沿い	40	10.2	(中)76	(中)97				
			都市計画道上阿原寿町線沿い	40	5.5	(〃)40	(〃)52				
			上記以外の地域	40	5.2	(〃)37	(〃)48				
		上石田1～4丁目	全	—	路	(周)比準	(周)比準				
		上今井町	農業振興地域内の農用地区域								
			主要地方道甲府・精進湖線沿い			(純)25	(純)35				
			国道358号線沿い			(〃)28	(〃)40				
			上記以外の地域			(〃)27	(〃)34				
			市街化調整区域								
			主要地方道甲府・精進湖線沿い	40	4.9	(中)34	(中)46				
			国道358号線沿い	40	4.9	(〃)36	(〃)49				
			上記以外の地域	40	4.1	(純)34	(純)44				
			市街化区域								
			国道358号線（平和通りの延長路線）沿い	40	6.4	(周)比準	(周)比準				
			主要地方道甲府・精進湖線沿い	40	6.7	(〃)〃	(〃)〃				
			都市計画道中小河原・築地新居線沿い	40	6.2	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	40	5.9	(〃)〃	(〃)〃				
		上帯那町	農業振興地域内の農用地区域			(純)11	(純)15				
			上記以外の地域	40	5.1	(〃)13	(〃)19	(純)15	(純)15		
		上小河原町	全	40	3.7	(周)比準	(周)比準				
		上条新居町	工業団地	40	1.6	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	40	2.6	(〃)〃	(〃)〃				
		上積翠寺町	農業振興地域内の農用地区域			(純)17	(純)24				
			上記以外の地域	40	3.6	(〃)19	(〃)28	(純)22	(純)22		
		川窪町	全	30	3.9	(〃)10	(〃)12	(〃)17	(〃)17		
		川田町	主要地方道甲府・青梅線（旧国道20号線）沿い	40	3.6	(中)78	(中)103				
			上記以外の地域	40	2.5	(純)29	(純)35				
	き	北口1～3丁目	全	—	路	(周)比準	(周)比準				
		北新1・2丁目	〃	—	〃	(〃)〃	(〃)〃				
	く	貢川1・2丁目	国道52号線沿い	50	3.1	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50	2.7	(〃)〃	(〃)〃				
		国玉町	農業振興地域内の農用地区域								
			都市計画道上阿原寿町線沿い			(純)27	(純)40				

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
甲府市	く		上記以外の地域			(純)25	(純)35				
			上記以外の地域								
			都市計画道上阿原・寿町線沿い	40	4.7	(中)35	(中)51				
			上記以外の地域	40	2.8	(〃)32	(〃)42				
		黒平町	全	30	4.7		(純)19	(純)11	(純)11		
	こ	国母1・2丁目	〃	—	路	(周)比準	(周)比準				
		〃 3・4丁目	一部	—	〃	(〃)〃	(〃)〃				
			県道甲府市川大門線沿い	40	4.0	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	40	3.8	(〃)〃	(〃)〃				
		〃 5～8丁目	甲府バイパス沿い	40	5.0	(〃)〃	(〃)〃				
			県道甲府市川大門線沿い	40	3.4	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	40	3.0	(〃)〃	(〃)〃				
		小瀬町	農業振興地域内の農用地区域								
			主要地方道甲府・精進湖線沿い			(純)24	(純)33				
			上記以外の地域			(〃)23	(〃)32				
			市街化調整区域								
			主要地方道甲府・精進湖線沿い	40	4.4	(中)38	(中)55				
			上記以外の地域	40	4.0	(純)30	(純)39				
			市街化区域								
			主要地方道甲府・精進湖線沿い	40	6.2	(周)比準	(周)比準				
			上記以外の地域	40	5.5	(〃)〃	(〃)〃				
		寿町	全	—	路	(〃)〃	(〃)〃				
		古府中町	農業振興地域内の農用地区域			(純)30	(純)42				
			市街化調整区域	50	3.2	(中)42	(中)54	(中)39	(中)39		
			市街化区域								
			一部	—	路	(周)比準	(周)比準				
			地番が4,000番未満	50	4.3	(〃)〃	(〃)〃				
			〃 4,000番以上	50	2.7	(〃)〃	(〃)〃				
		小松町	市街化調整区域								
			県道天神平・甲府線沿い	40	3.6	(中)46	(中)71	(中)41	(中)41		
			上記以外の地域	40	3.5	(〃)44	(〃)69	(〃)39	(〃)39		
			市街化区域								
			県道天神平・甲府線沿い	40	5.0	(周)比準	(周)比準				
			上記以外の地域	40	4.0	(〃)〃	(〃)〃				
	さ	幸町	全	—	路	(〃)〃	(〃)〃				
		酒折町	市街化調整区域	50	4.7	(中)55	(中)73	(中)53	(中)53		
			市街化区域								
			国道140号線及び主要地方道甲府・青梅線（旧国道20号線）沿い	50	2.9	(周)比準	(周)比準				
			上記以外の地域	50	2.0	(〃)〃	(〃)〃				
		桜井町	国道140号線沿い	40	4.0	(中)65	(中)72	(中)58	(中)58		
			上記以外の地域	40	3.4	(純)45	(純)63	(〃)40	(〃)40		
		里吉町	全	40	2.7	(中)29	(中)43	(〃)52	(〃)52		

署名 甲府

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
甲府市	さ	里吉1～4丁目	都市計画道上阿原・寿町線沿い	50	3.3	(中)50	(中)65				
			上記以外の地域	50	2.7	(〃)43	(〃)60				
	し	塩部1～4丁目	全	—	路	(周)比準	(周)比準				
		下飯田1丁目	県道中下条甲府線及び駐在所から南へ富竹町に通ずる道路沿い	50	6.1	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50	4.1	(〃)〃	(〃)〃				
		〃 2丁目	一部	—	路	(〃)〃	(〃)〃				
			県道下飯田1丁目駐在所から南へ富竹町に通ずる道路沿い	50	4.0	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50	2.8	(〃)〃	(〃)〃				
		〃 3丁目	全	—	路	(〃)〃	(〃)〃				
		〃 4丁目	一部	—	〃	(〃)〃	(〃)〃				
			下飯田1丁目駐在所から南へ富竹町に通ずる道路沿い	50	5.0	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50	3.8	(〃)〃	(〃)〃				
		下石田2丁目	全	—	路	(〃)〃	(〃)〃				
		下今井町	農業振興地域内の農用地区域			(純)23	(純)28				
			上記以外の地域	40	4.6	(〃)31	(〃)35				
		下帯那町	農業振興地域内の農用地区域			(〃)17	(〃)20				
			上記以外の地域	40	4.1	(〃)22	(〃)25	(純)15	(純)15		
		下鍛冶屋町	農業振興地域内の農用地区域			(〃)29	(〃)40				
			上記以外の地域	40	6.2	(〃)35	(〃)47				
		下河原町	全	50	3.1	(周)比準	(周)比準				
		下小河原町	農業振興地域内の農用地区域								
			甲府バイパス線沿い			(純)57	(純)95				
			上記以外の地域			(〃)27	(〃)42				
			市街化調整区域								
			甲府バイパス線沿い	40	7.3	(中)73	(中)117				
			上記以外の地域	40	3.9	(純)40	(純)58				
			市街化区域								
			甲府バイパス線沿い	40	3.8	(周)比準	(周)比準				
			主要地方道甲府・精進湖線沿い	40	4.0	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	40	3.5	(〃)〃	(〃)〃				
		下積翠寺町	農業振興地域内の農用地区域			(純)24	(純)40				
			上記以外の地域	40	6.9	(〃)40	(〃)54	(純)24	(純)24		12
		城東1～5丁目	全	—	路	(周)比準	(周)比準				
		新田町	下飯田1丁目駐在所から南へ富竹町に通ずる道路沿い	40	4.5	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	40	3.1	(〃)〃	(〃)〃				
	す	住吉1・2丁目	全	—	路	(〃)〃	(〃)〃				
		〃 3・4丁目	市街化調整区域								
			4丁目のうち住居表示街区符号23－24番の甲府バイパス沿い	50	15.6	(中)81	(中)121				

署名 甲府

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
甲府市	す		上記を除く甲府バイパス沿い	50	6.2	(中)79	(中)119				
			4丁目のうち住居表示街区符号21－24番の甲府バイパス沿いを除く地域	50	8.3	(〃)44	(〃)61				
			上記以外の地域	50	3.5	(〃)41	(〃)57				
			市街化区域								
			3丁目の一部	—	路	(周)比準	(周)比準				
			上記以外の地域	50	3.4	(〃)〃	(〃)〃				
		住吉5丁目	市街化調整区域								
			住居表示街区符号25番のうち甲府バイパス沿い	50	7.3	(中)73	(中)117				
			住居表示街区符号1－2番のうち甲府バイパス沿い	50	15.6	(〃)81	(〃)114				
			住居表示街区符号1－2番のうち甲府バイパス沿い以外の地域	50	8.3	(〃)42	(〃)57				
			上記以外の地域	50	4.0	(〃)42	(〃)62				
			市街化区域								
			主要地方道甲府・精進湖線沿い	50	4.0	(周)比準	(周)比準				
			甲府バイパス沿い	50	3.9	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50	3.4	(〃)〃	(〃)〃				
		住吉本町	農業振興地域内の農用地区域								
			甲府バイパス沿い			(純)43	(純)55				
			上記以外の地域			(〃)39	(〃)50				
			市街化調整区域								
			甲府バイパス沿い	50		(中)78	(中)133				
			上記以外の地域	50		(〃)41	(〃)57				
		砂田町	全	50		(〃)60	(〃)65				
	せ	善光寺町	農業振興地域内の農用地区域			(純)26	(純)32				
			市街化調整区域	50		(中)48	(中)64	(中)39	(中)39		
			市街化区域								
			一部	—		(周)比準	(周)比準				
			国道140号線沿い	50	2.2	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50	1.7	(〃)〃	(〃)〃				
	そ	草鹿沢町	全	30	2.9	(純)10	(純)13	(純)11	(純)11		
	た	大和町	〃	—	路	(周)比準	(周)比準				
		高 町	〃	30	4.3	(純)12	(純)14	(純) 9	(純) 9		
		高成町	宝石園・金溪館前を通る道路沿い	30	6.0	(〃)31	(〃)34	(〃)20	(〃)20		
			農業振興地域内の農用地区域			(〃)16	(〃)19				
			上記以外の地域	30	3.4	(〃)19	(〃)22	(〃)11	(〃)11		
		高畑1～3丁目	全	—	路	(周)比準	(周)比準				
		高室町	市街化区域	40	3.7	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	40	4.3	(純)19	(純)29				
		宝1・2丁目	全	—	路	(周)比準	(周)比準				
		武田1～4丁目	〃	—	〃	(〃)〃	(〃)〃				
		竹日向町	農業振興地域内の農用地区域			(純) 6	(純)10				

署名　甲府

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
甲府市	た		上記以外の地域	30	3.8	(純) 8	(純)12	(純)11	(純)11		
	ち	千塚1～5丁目	県道甲府・敷島・韮崎線沿い	50	3.9	(周)比準	(周)比準				
			県道甲府・昇仙峡線沿い	50	4.0	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50	3.9	(〃)〃	(〃)〃				
		中央1～5丁目	全	—	路	(〃)〃	(〃)〃				
		長松寺町	県道中下条甲府線沿い及び下飯田1丁目駐在所から南へ富竹町に通ずる道路沿い	50	4.6	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50	3.5	(〃)〃	(〃)〃				
	つ	塚原町	農業振興地域内の農用地区域			(純)40	(純)55				
			上記以外の地域	40	4.0	(中)59	(中)68	(中)31	(中)31		11
	て	天神町	全	—	路	(周)比準	(周)比準				
	と	塔岩町	〃	30	5.7	(純)10	(純)15	(純)15	(純)15		
		東光寺町	農業振興地域内の農用地区域			(〃)45	(〃)52				
			市街化調整区域	50	1.8	(中)52	(中)60	(中)41	(中)41		
			市街化区域	50	2.3	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
		徳行1丁目	一部	—	路	(〃)〃	(〃)〃				
			主要地方道甲府・櫛形線及びそれに並行して通る道路沿い	50	4.2	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50	3.6	(〃)〃	(〃)〃				
		〃 2丁目	一部	—	路	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50	3.7	(〃)〃	(〃)〃				
		〃 3～5丁目	甲府バイパス沿い	50	4.9	(〃)〃	(〃)〃				
			主要地方道甲府・櫛形線及びそれに並行して通る道路沿い	50	4.0	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50	3.7	(〃)〃	(〃)〃				
		富竹1～4丁目	一部	—	路	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50	3.5	(〃)〃	(〃)〃				
	な	中町	農業振興地域内の農用地区域								
			国道358号線（平和通りの延長路線）沿い			(純)30	(純)50				
			市道穏池線沿い			(〃)25	(〃)40				
			上記以外の地域			(〃)23	(〃)38				
			市街化調整区域								
			国道358号線（平和通りの延長路線）沿い	40	8.8	(中)71	(中)120				
			市道穏池線沿い	40	6.9	(〃)30	(〃)45				
			上記以外の地域	40	4.4	(純)29	(純)42				10
		中小河原町	甲府バイパス沿い	40	6.5	(周)比準	(周)比準				
			国道358号線（平和通りの延長路線）沿い	40	7.1	(〃)〃	(〃)〃				
			県道右左口・玉穂・甲府線及び川崎屋酒店前を通り中山電器前に至る道路沿い	40	4.7	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	40	3.5	(〃)〃	(〃)〃				

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
甲府市	な	中小河原1丁目	甲府バイパス沿い	40	7.0	(周)比準	(周)比準				
			国道358号線（平和通りの延長路線）沿い	40	7.1	(〃)〃	(〃)〃				
			県道右左口・玉穂・甲府線沿い	40	4.7	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	40	3.5	(〃)〃	(〃)〃				
		中村町	全	40	3.5	(〃)〃	(〃)〃				
		七沢町	農業振興地域内の農用地区域								
			県道上芦川・甲府線沿い			(純)24	(純)38				
			上記以外の地域			(〃)20	(〃)33				
			上記以外の地域								
			県道上芦川・甲府線沿い	40	5.1	(〃)30	(〃)48				
			上記以外の地域	40	3.9	(〃)24	(〃)38				10
	に	西油川町	農業振興地域内の農用地区域			(〃)19	(〃)22				
			上記以外の地域	40	4.1	(〃)23	(〃)26				10
		西下条町	農業振興地域内の農用地区域								
			国道358号線（平和通りの延長路線）沿い			(〃)28	(〃)46				
			上記以外の地域			(〃)13	(〃)21				
			市街化調整区域								
			国道358号線沿い	40	9.3	(〃)56	(〃)92				
			上記以外の地域	40	3.8	(〃)17	(〃)25				10
			市街化区域	40	13.7	(周)比準	(周)比準				
		西田町	一部	—	路	(〃)〃	(〃)〃	(市)比準	(市)比準		
			上記以外の地域	50	3.9	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		
		西高橋町	農業振興地域内の農用地区域								
			甲府バイパス沿い			(純)55	(純)82				
			県道上芦川・甲府線沿い			(〃)47	(〃)74				
			上記以外の地域			(〃)38	(〃)66				
			上記以外の地域								
			甲府バイパス沿い	40	9.3	(中)90	(中)98				
			県道上芦川・甲府線沿い	40	5.0	(〃)54	(〃)83				
			上記以外の地域	40	4.5	(〃)49	(〃)75				
	は	羽黒町	市街化区域	40	4.3	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			上記以外の地域	40	3.8	(中)57	(中)79	(中)46	(中)46		
	ひ	東下条町	農業振興地域内の農用地区域								
			国道358号線沿い			(純)27	(純)44				
			上記以外の地域			(〃)20	(〃)32				
			上記以外の地域								
			国道358号線沿い	40	8.3	(中)55	(中)91				
			上記以外の地域	40	4.5	(純)25	(純)40				10
		平瀬町	農業振興地域内の農用地区域								
			県道甲府・昇仙峡線沿い			(〃)25	(〃)34				
			上記以外の地域			(〃)21	(〃)25				

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
甲府市	ひ		上記以外の地域								
			県道甲府・昇仙峡線沿い	40	7.5	(純)31	(純)41	(純)37	(純)37		
			上記以外の地域	40	5.4	(〃)21	(〃)29	(〃)21	(〃)21		
	ふ	富士見1丁目	全	—	路	(周)比準	(周)比準				
		〃 2丁目	一部	—	〃	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50	4.9	(〃)〃	(〃)〃				
		古上条町	全	40	3.8	(〃)〃	(〃)〃				10
	ほ	堀ノ内町	〃	40	4.6	(純)20	(純)27				10
	ま	増坪町	農業振興地域内の農用地区域								
			甲府バイパス沿い			(〃)53	(〃)76				
			上記以外の地域			(〃)26	(〃)38				
			上記以外の地域								
			甲府バイパス沿い	40	12.7	(中)70	(中)95				
			上記以外の地域	40	8.2	(純)30	(純)44				
		丸の内1～3丁目	全	—	路	(周)比準	(周)比準				
	み	美咲1・2丁目	〃	—	〃	(〃)〃	(〃)〃				
		御岳町	〃	30	5.4	(純)16	(純)18	(純)16	(純)16		
		緑ケ丘1丁目	〃	—	路	(周)比準	(周)比準				
		〃 2丁目	一部	—	〃	(〃)〃	(〃)〃				
			市街化区域	50	4.7	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50	2.6	(中)45	(中)63	(中)36	(中)36		
		南口町	全	—	路	(周)比準	(周)比準				
		宮原町	市街化区域	40	5.1	(〃)〃	(〃)〃				10
			上記以外の地域	40	7.5	(純)30	(純)43				
		宮前町	全	—	路	(周)比準	(周)比準				
	む	向町	農業振興地域内の農用地区域								
			甲府バイパス沿い			(純)45	(純)56				
			上記以外の地域			(〃)30	(〃)42				
			上記以外の地域								
			甲府バイパス沿い	50	11.0	(中)72	(中)100				
			上記以外の地域	40	3.9	(純)35	(純)46				
	も	元紺屋町	全	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
	や	屋形1～3丁目	〃	—	〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		
		山宮町	市街化区域	40	3.8	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		
			上記以外の地域	40	3.5	(純)43	(純)59	(中)42	(中)42		
	ゆ	湯田1・2丁目	全	—	路	(周)比準	(周)比準				
		湯村1・2丁目	〃	—	〃	(〃)〃	(〃)〃	(市)比準	(市)比準		
		〃 3丁目	市街化調整区域	50	3.6	(中)86	(中)95	(中)50	(中)50		
			市街化区域								
			一部	—	路	(周)比準	(周)比準				
			上記を除く県道甲府・敷島・韮崎線沿い	50	4.8	(〃)〃	(〃)〃				
			山梨貸切湯村営業所より明治旅館前を経て羽黒町境までの湯村温泉通り沿い	50	2.2	(〃)〃	(〃)〃	(市)比準	(市)比準		

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
甲府市	ゆ		上記以外の地域	50	3.0	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
	よ	横根町	農業振興地域内の農用地区域								
			国道140号線及び主要地方道甲府・青梅線(旧国道20号線)沿い			(純)32	(純)43				
			上記以外の地域			(〃)29	(〃)42				
			上記以外の地域								
			国道140号線及び主要地方道甲府・青梅線沿い	40	3.9	(中)65	(中)92				
			上記以外の地域	40	4.1	(純)38	(純)43	(中)40	(中)40		
		蓬沢町	農業振興地域内の農用地区域								
			甲府バイパス沿い			(〃)61	(〃)91				
			県道上芦川・甲府線沿い			(〃)38	(〃)58				
			上記以外の地域			(〃)37	(〃)57				
			上記以外の地域								
			甲府バイパス沿い	40	8.7	(中)91	(中)120				
			県道上芦川・甲府線沿い	40	4.9	(〃)54	(〃)75				
			上記以外の地域	40	4.4	(〃)53	(〃)74				
		蓬沢1丁目	農業振興地域内の農用地区域								
			甲府バイパス沿い			(純)61	(純)91				
			県道上芦川・甲府線沿い			(〃)38	(〃)58				
			上記以外の地域			(〃)37	(〃)57				
			上記以外の地域								
			甲府バイパス沿い	40	8.7	(中)91	(中)120				
			県道上芦川・甲府線沿い	40	5.1	(〃)54	(〃)75				
			上記以外の地域	40	4.6	(〃)53	(〃)74				
	わ	若松町	全	—	路	(周)比準	(周)比準				
		和田町	市街化調整区域	50	3.5	(中)40	(中)60	(中)35	(中)35		
			市街化区域	50	4.3	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
		和戸町	主要地方道甲府・青梅線(旧国道20号線)沿い	40	3.5	(中)63	(中)90				
			上記以外の地域	40	1.9	(〃)31	(〃)35	(中)30	(中)30		
韮崎市	あ	旭町	農業振興地域内の農用地区域			(純)11	(純)14				
			上記以外の地域	30	6.0	(〃)13	(〃)20	(純)17	(純)17		
		穴山町	農業振興地域内の農用地区域			(〃)15	(〃)20				
			上記以外の地域	30	9.2	(〃)17	(〃)24	(〃)16	(〃)16		
	お	大草町	農業振興地域内の農用地区域			(〃)11	(〃)14				
			上記以外の地域	30	7.2	(〃)13	(〃)20	(〃)15	(〃)15		
	か	神山町	農業振興地域内の農用地区域			(〃)11	(〃)14				
			上記以外の地域	30	6.2	(〃)13	(〃)20	(〃)15	(〃)15		
	せ	清哲町	農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)14				
			上記以外の地域	30	6.4	(〃)12	(〃)18	(〃)14	(〃)14		
	た	竜岡町	農業振興地域内の農用地区域			(〃)11	(〃)14				
			上記以外の地域	30	5.8	(〃)13	(〃)20	(〃)15	(〃)15		

署名　甲府

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
韮崎市	な	中田町	農業振興地域内の農用地区域			(純)16	(純)20				
			上記以外の地域	30	7.2	(〃)23	(〃)32	(純)17	(純)17		
	に	韮崎町	農業振興地域内の農用地区域			(〃)23	(〃)37				
			上記以外の地域								
			大字韮崎・岩下の一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			上記以外の大字韮崎	50	5.5	(純)32	(純)52	(純)22	(純)22		
			上記以外の大字岩下	40	5.1	(〃)32	(〃)52	(〃)22	(〃)22		
			大字祖母石、西岩下	50	5.2	(〃)15	(〃)21	(〃)22	(〃)22		
			大字上の山	40	5.1	(〃)32	(〃)52	(〃)22	(〃)22		
	ふ	藤井町	農業振興地域内の農用地区域			(〃)12	(〃)19				
			上記以外の地域								
			大字北下条のうち後田・榎田・上横屋・三宮地・田中地・建石島・殿田・把塚・宮木・山本・下横屋及び大字南下条のうち滝坂・冷田・水無・山影・山岸・下河原・片山・神明	40	4.9	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			大字北下条・南下条のうち上記を除く地域	30	5.0	(純)13	(純)22	(純)19	(純)19		
			大字駒井・大字坂井	30	5.5	(〃)13	(〃)22	(〃)19	(〃)19		
	ほ	穂坂町	農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)14				
			上記以外の地域	30	7.2	(〃)12	(〃)18	(〃)20	(〃)20		
	ま	円野町	農業振興地域内の農用地区域			(〃)15	(〃)22				
			上記以外の地域	30	8.4	(〃)15	(〃)24	(〃)17	(〃)17		
中巨摩郡竜王町	し	篠原	農業振興地域内の農用地区域			(〃)22	(〃)33				
			市街化調整区域	40	3.5	(〃)25	(〃)36				
			市街化区域	40	4.9	(周)比準	(周)比準				
	た	玉川	農業振興地域内の農用地区域			(純)24	(純)39				
			市街化調整区域	40	3.3	(〃)31	(〃)50				
			市街化区域	40	5.6	(周)比準	(周)比準				
	と	富竹新田	国道52号線、甲府バイパス、主要地方道甲府牧形線及び県道布施竜王線沿い	40	1.8	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	40	4.9	(〃)〃	(〃)〃				
	な	名取	国道52号線沿い	40	1.8	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	40	3.6	(〃)〃	(〃)〃				
	に	西八幡	農業振興地域内の農用地区域			(純)16	(純)20				
			市街化調整区域	40	2.0	(〃)18	(〃)22				
			市街化区域	40	3.2	(周)比準	(周)比準				
	ま	万才	農業振興地域内の農用地区域			(純)21	(純)32				
			市街化調整区域	40	3.2	(中)24	(中)37				
			市街化区域	40	5.0	(周)比準	(周)比準				
	り	竜王	農業振興地域内の農用地区域			(純)19	(純)29				
			市街化調整区域								
			竜王バイパス沿い	40	3.1	(中)35	(中)50	(中)65	(中)65		
			上記以外の地域	40	3.0	(純)23	(純)35	(純)20	(純)20		

署名　甲府

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
中巨摩郡竜王町	り		市街化区域								
			国道20号線（甲府バイパス、竜王バイパス）、国道52号線、県道布施竜王線及び県道竜王・芦倉線沿い	40	2.1	(周)比準	(周)比準				
			上記以外の地域	40	2.8	(〃)〃	(〃)〃				
		竜王新町	農業振興地域内の農用地区域			(純)22	(純)33				
			市街化調整区域	40	2.6	(中)24	(中)37				
			市街化区域								
			国道52号線及び県道布施竜王線沿い	40	2.1	(周)比準	(周)比準				
			上記を除く国鉄中央線以南	40	2.9	(〃)〃	(〃)〃				
			上記を除く国鉄中央線以北のうち赤坂を経て双葉町下今井に至る県道沿い	40	4.7	(〃)〃	(〃)〃				
			上記を除く国鉄中央線以北のうち上記以外の地域	40	5.6	(〃)〃	(〃)〃				
〃 敷島町	う	牛句	農業振興地域内の農用地区域			(純)10	(純)18				
			市街化調整区域	30	2.2	(〃)12	(〃)23	(純)11	(純)11		
			市街化区域	40	2.4	(周)比準	(周)比準				
	お	大下条	全	50	2.1	(〃)〃	(〃)〃				
		大久保	農業振興地域内の農用地区域			(純)10	(純)13				
			市街化調整区域	30	2.5	(〃)12	(〃)17	(純)10	(純)10		
			市街化区域	40	2.7	(周)比準	(周)比準				
	き	吉沢	農業振興地域内の農用地区域								
			長澤			(純)12	(純)18				
			上記以外の地域			(〃)9	(〃)12				
			上記以外の地域								
			長澤	30	3.6	(〃)18	(〃)21	(純)22	(純)22		
			上記以外の地域	30	2.0	(〃)12	(〃)17	(〃)16	(〃)16		
	さ	境	農業振興地域内の農用地区域			(〃)8	(〃)15				
			市街化調整区域	30	2.0	(〃)10	(〃)21	(〃)10	(〃)10		
			市街化区域	40	2.1	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
	し	島上条	農業振興地域内の農用地区域			(純)11	(純)18				
			市街化調整区域	50	1.9	(〃)14	(〃)18	(純)16	(純)16		
			市街化区域								
			県道甲府・敷島・韮崎線沿い	50	1.7	(周)比準	(周)比準				
			県道敷島・竜王線以東の地域	50	2.1	(〃)〃	(〃)〃				
			県道敷島・竜王線以西の地域	50	2.2	(〃)〃	(〃)〃				
	て	天狗沢	農業振興地域内の農用地区域			(純)9	(純)17				
			市街化調整区域	30	2.5	(〃)10	(〃)18	(純)11	(純)11		
			市街化区域	40	2.7	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
	な	中下条	県道甲府・敷島・韮崎線沿い	50	1.7	(〃)〃	(〃)〃				
			上記以外の地域	50	2.1	(〃)〃	(〃)〃				
		長塚	全	40	2.6	(〃)〃	(〃)〃				
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(純)6	(純)12				
			上記以外の地域	30	1.6	(〃)6	(〃)13	(純)8	(純)8		

署名 甲府

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
中巨摩郡玉穂村	い	井之口	農業振興地域内の農用地区域			(純) 31	(純) 38				
			市街化調整区域	30	5.2	(中) 40	(中) 46				
			市街化区域	40	4.1	(周)比準	(周)比準				
		一町畑	農業振興地域内の農用地区域			(純) 23	(純) 34				
			市街化調整区域	30	2.8	(中) 28	(中) 42				
			市街化区域	40	3.6	(周)比準	(周)比準				
	か	上三条	農業振興地域内の農用地区域			(純) 41	(純) 53				
			市街化調整区域	30	5.2	(中) 51	(中) 67				
			市街化区域	40	7.4	(周)比準	(周)比準				
	し	下三条	農業振興地域内の農用地区域			(純) 33	(純) 45				
			市街化調整区域	30	4.3	(中) 41	(中) 56				
			市街化区域	40	6.5	(周)比準	(周)比準				
		下河東	農業振興地域内の農用地区域			(純) 32	(純) 46				
			上記以外の地域	30	2.4	(中) 38	(中) 54				
	な	成島	農業振興地域内の農用地区域			(純) 36	(純) 44				
			市街化調整区域								
			県道右左口・玉穂・甲府線沿い	40	3.6	(中) 50	(中) 76				
			上記以外の地域	30	3.5	(〃) 44	(〃) 56				
			市街化区域	40	7.0	(周)比準	(周)比準				
		中椙	全	40	4.8	(〃) 〃	(〃) 〃				
	に	西新居	市街化区域	40	4.1	(〃) 〃	(〃) 〃				
			上記以外の地域	30	4.0	(中) 40	(中) 46				
	ま	町之田	農業振興地域内の農用地区域			(純) 19	(純) 24				
			市街化調整区域	30	2.8	(中) 24	(中) 30				
			市街化区域	40	3.6	(周)比準	(周)比準				
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(純) 20	(純) 38				
			上記以外の地域	30	2.5	(中) 24	(中) 30	(中) 15	(中) 15		
〃昭和町	お	押越	農業振興地域内の農用地区域			(純) 23	(純) 36				
			市街化調整区域	40	5.3	(中) 30	(中) 45				
			市街化区域	40	4.0	(周)比準	(周)比準				
	か	上河東	農業振興地域内の農用地区域			(純) 23	(純) 32				
			市街化調整区域	40	3.4	(中) 28	(中) 42				
			市街化区域	40	5.9	(周)比準	(周)比準				
		紙漉阿原	農業振興地域内の農用地区域			(純) 23	(純) 32				
			市街化調整区域	40	2.4	(中) 28	(中) 42				
			市街化区域	40	2.9	(周)比準	(周)比準				
	さ	西条	農業振興地域内の農用地区域			(純) 34	(純) 49				
			市街化調整区域	50	3.8	(中) 43	(中) 65				
			市街化区域								
			甲府バイパス沿い	50	4.1	(周)比準	(周)比準				
			県道甲府・市川大門線沿い	50	1.9	(〃) 〃	(〃) 〃				
			県道甲府・市川大門線と身延線との間の地域	50	2.9	(〃) 〃	(〃) 〃				

署名 甲府

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
中巨摩郡昭和町	さ		上記以外の地域	50	4.7	(周)比準	(周)比準				
		西条新田	農業振興地域内の農用地区域			(純) 23	(純) 39				
			市街化調整区域	40	3.8	(中) 34	(中) 56	(中) 55	(中) 55		
			市街化区域	40	4.8	(周)比準	(周)比準				
	し	清水新居	一部	—	路	(〃) 〃	(〃) 〃	(市)比準	(市)比準		
			上記以外の地域	40	4.5	(〃) 〃	(〃) 〃	(〃) 〃	(〃) 〃		12
	つ	築地新居	農業振興地域内の農用地区域			(純) 23	(純) 32				
			市街化調整区域	40	2.7	(中) 29	(中) 44				
			市街化区域	40	3.1	(周)比準	(周)比準				
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(純) 23	(純) 32				
			市街化調整区域	40	4.1	(中) 28	(中) 42				
			市街化区域	40	4.7	(〃) 29	(〃) 44				
〃田富町	う	臼井河原	農業振興地域内の農用地区域			(純) 17	(純) 25				
			市街化調整区域	40	4.1	(中) 20	(中) 32	(中) 31	(中) 31		
			市街化区域	40	6.8	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
	に	西花輪	農業振興地域内の農用地区域			(純) 22	(純) 33				
			市街化調整区域	40	4.3	(中) 24	(中) 43	(中) 38	(中) 38		
			市街化区域	40	2.9	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
	ひ	東花輪	農業振興地域内の農用地区域			(純) 23	(純) 36				
			市街化調整区域	40	4.6	(中) 30	(中) 44	(中) 38	(中) 38		
			市街化区域								
			字整理地	40	8.3	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			上記以外の地域	40	4.1	(〃) 〃	(〃) 〃	(〃) 〃	(〃) 〃		
	ふ	布施	農業振興地域内の農用地区域			(純) 20	(純) 22				
			市街化調整区域	30	4.1	(中) 25	(中) 36	(中) 44	(中) 44		
			市街化区域	40	4.7	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
	や	山の神	農業振興地域内の農用地区域			(純) 14	(純) 23				
			市街化調整区域	40	7.7	(中) 19	(中) 29	(中) 38	(中) 38		
			市街化区域	40	8.5	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(純) 20	(純) 33				
			市街化区域	40	9.8	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			上記以外の地域	30	6.1	(純) 22	(純) 36	(純) 19	(純) 19		
〃八田村	え	榎原	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 7	(〃) 11				
			上記以外の地域	30	2.6	(〃) 10	(〃) 14	(中) 10	(中) 10		
	か	上高砂	農業振興地域内の農用地区域								
			県道芦倉・竜王線沿い			(〃) 13	(〃) 22				
			上記以外の地域			(〃) 13	(〃) 18				
			上記以外の地域								
			県道芦倉・竜王線沿い	40	4.8	(中) 30	(中) 42	(中) 17	(中) 17		
			上記以外の地域	30	5.8	(純) 14	(純) 22	(純) 12	(純) 12		
	し	下高砂	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 11	(〃) 19				
			上記以外の地域	30	6.5	(〃) 16	(〃) 23	(〃) 11	(〃) 11		
	と	徳永	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 14	(〃) 17				

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
中巨摩郡八田村	と		上記以外の地域	30	4.1	(純)17	(純)17	(純)10	(純)10		
	む	六科	農業振興地域内の農用地区域			(〃)18	(〃)23				
			国道52号線及び県道芦倉・竜王線沿い	40	3.0	(中)46	(中)62	(中)40	(中)40		
			上記以外の地域	30	3.3	(純)25	(純)32	(純)13	(純)13		
	や	野牛島	農業振興地域内の農用地区域			(〃)12	(〃)18				
			県道芦倉・竜王線沿い	40	3.3	(中)34	(中)51	(中)20	(中)20		
			上記以外の地域	30	3.7	(純)19	(純)25	(純)12	(純)12		
〃白根町	あ	有野	農業振興地域内の農用地区域			(〃)12	(〃)17				
			上記以外の地域	30	4.0	(〃)15	(〃)23				
	い	飯野	農業振興地域内の農用地区域			(〃)12	(純)18				
			国道52号線沿い	50	2.4	(周)比準	(周)比準				
			上記以外の地域	50	4.5	(純)15	(純)22	(純)12	(純)12		
	さ	在家塚	農業振興地域内の農用地区域			(〃)12	(〃)15				
			国道52号線沿い	50	2.8	(周)比準	(周)比準				
			上記以外の地域	30	5.5	(純)15	(純)20	(純)12	(純)12		
	と	百々	農業振興地域内の農用地区域			(〃)14	(〃)20				
			国道52号線沿い	50	3.0	(周)比準	(周)比準				
			上記以外の地域	30	5.5	(純)20	(純)26	(純)11	(純)11		
	に	西野	農業振興地域内の農用地区域			(〃)16	(〃)22				
			上記以外の地域	30	5.3	(〃)20	(〃)26	(〃)14	(〃)14		
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃)11	(〃)15				
			上記以外の地域	20	5.1	(〃)15	(〃)21	(〃) 9	(〃) 9		
〃芦安村		全	農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)16				
			上記以外の地域	20	3.3	(〃)10	(〃)21	(〃)10	(〃)10		
〃若草町		〃	農業振興地域内の農用地区域			(〃)16	(〃)26				
			上記以外の地域	30	2.1	(〃)20	(〃)28	(〃)19	(〃)19		
〃櫛形町	お	小笠原	農業振興地域内の農用地区域				(〃)24				
			国道52号線沿い	50	1.8	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			上記以外の地域	40	1.7		(純)30	(純)16	(純)16		12
	か	上今井	農業振興地域内の農用地区域				(〃)16				
			上記以外の地域	30	3.5		(〃)19	(〃)12	(〃)12		10
	さ	沢登	農業振興地域内の農用地区域				(〃)12				
			上記以外の地域	30	1.8		(〃)17	(〃)13	(〃)13		10
	し	十五所	農業振興地域内の農用地区域				(〃)14				
			上記以外の地域	30	2.9		(〃)18	(〃)15	(〃)15		10
	も	桃園	農業振興地域内の農用地区域				(〃)13				
			上記以外の地域	30	2.3		(〃)17	(〃)15	(〃)15		10
	や	山寺	全	50	2.1	(純)19	(〃)22	(〃)14	(〃)14		10
	よ	吉田	農業振興地域内の農用地区域				(〃)13				
			上記以外の地域	30	2.8		(〃)18	(〃)15	(〃)15		10
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃)11	(〃)13				

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
			上記以外の地域	20	3.8	(純)17	(純)17	(純) 8	(純) 8		10
中巨摩郡甲西町	し	下宮地	農業振興地域内の農用地区域			(〃)23	(〃)35				
			上記以外の地域	40	1.7	(〃)36	(〃)55	(〃)13	(〃)13		
	は	荊沢	農業振興地域内の農用地区域			(〃)19	(〃)30				
			国道52号線沿いの古市場境から南へ新津酒店までの道路沿い	50	1.7	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			国道52号線の小松時計店から増穂町境までの道路沿い	50	3.3	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		
			上記以外の地域	40	2.9	(純)25	(純)43	(純)12	(純)12		
	ひ	東南湖	農業振興地域内の農用地区域			(〃)39	(〃)39				
			上記以外の地域	30	3.2	(〃)48	(〃)52	(〃)13	(〃)13		
	ふ	古市場	農業振興地域内の農用地区域			(〃)16	(〃)28				
			国道52号線沿い	50	1.9	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		
			上記以外の地域	50	3.0	(純)15	(純)37	(純)11	(純)11		
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃)14	(〃)29				
			上記以外の地域	20	3.4	(〃)18	(〃)31	(〃) 8	(〃) 8		
北巨摩郡双葉町	う	宇津谷	農業振興地域内の農用地区域			(〃)13	(〃)19				
			上記以外の地域	30	2.2	(〃)20	(〃)29	(〃)21	(〃)21		
	し	志田	農業振興地域内の農用地区域			(〃)13	(〃)17				
			上記以外の地域	30	2.4	(〃)19	(〃)28	(〃)17	(〃)17		
		下今井	農業振興地域内の農用地区域			(〃)19	(〃)25				
			上記以外の地域	40	2.6	(〃)20	(〃)30	(〃)22	(〃)22		
	り	竜地	農業振興地域内の農用地区域			(〃)20	(〃)28				
			県道甲府・敷島・韮崎線沿い	40	3.8	(中)40	(中)57	(中)28	(中)28		
			上記以外の地域	30	3.1	(純)33	(純)47	(純)22	(純)22		
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃)14	(〃)19				
			上記以外の地域	20	3.5	(〃)17	(〃)23	(〃)13	(〃)13		
〃明野村		全	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 6	(〃) 8				
			上記以外の地域	20	2.8	(〃) 7	(〃)11	(〃)10	(〃)10		
〃須玉町	わ	若神子	農業振興地域内の農用地区域			(〃)12	(〃)20				
			上記以外の地域	40	2.3	(〃)17	(〃)28	(〃)13	(〃)13		
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃) 9				
			上記以外の地域	20	1.7	(〃)10	(〃)12	(〃) 9	(〃) 9		
〃高根町	き	清里	農業振興地域内の農用地区域			(〃)23	(〃)33				
			念場原3545番地・3466番地の地域	50	2.3	(中)85	(中)112	(中)73	(中)73		
			上記以外の地域	20	5.6	(純)40	(純)54	(純)17	(純)17		
	く	蔵原	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)14				
			上記以外の地域	20	3.4	(〃)10	(〃)16	(〃)13	(〃)13		
	な	長沢	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 9	(〃)16				
			上記以外の地域	20	3.8	(〃)10	(〃)18	(〃)13	(〃)13		
	ひ	東井出	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 9	(〃)16				
			上記以外の地域	20	4.0	(〃)10	(〃)18	(〃)13	(〃)13		

署名　甲府

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
北巨摩郡高根町	み	箕輪新町	農業振興地域内の農用地区域			(純)11	(純)15				
			上記以外の地域	30	4.3	(〃)12	(〃)18	(純)14	(純)14		
	む	村山北割	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 9	(〃)16				
			上記以外の地域	20	2.3	(〃)10	(〃)18	(〃)13	(〃)13		
		村山西割	農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)15				
			上記以外の地域	30	5.0	(〃)11	(〃)19	(〃)14	(〃)14		
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 9	(〃)16				
			上記以外の地域	20	2.8	(〃)10	(〃)18	(〃)13	(〃)13		
〃長坂町	お	大井ケ森	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 9	(〃)13				
			上記以外の地域	20	5.4	(〃)11	(〃)16	(〃)22	(〃)22		
	こ	小荒間	農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)13				
			上記以外の地域	20	4.6	(〃)12	(〃)18	(〃)19	(〃)19		
	た	大八田	農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)13				
			上記以外の地域	30	4.3	(〃)11	(〃)15	(〃)14	(〃)14		
	な	長坂上条	農業振興地域内の農用地区域			(〃)12	(〃)17				
			県道沿い（役場より北の部分）	50	2.7	(中)26	(中)37				
			上記以外の地域	30	1.5	(純)17	(純)22	(純)16	(純)16		
	ひ	日野	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 7	(〃) 9				
			上記以外の地域	20	4.5	(〃) 9	(〃)13	(〃) 9	(〃) 9		
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 7	(〃)10				
			上記以外の地域	20	3.6	(〃) 8	(〃)12	(〃) 8	(〃) 8		
〃大泉村	に	西井出	農業振興地域内の農用地区域								
			字井富6654～7831番地・字石堂8240～8320番地				(〃)20				
			上記を除く地域			(〃) 7	(〃)11				
			上記以外の地域								
			字井富6654～7831番地・字石堂8240～8320番地	30	12.9		(中)40	(中)39	(中)39		
			上記を除く地域	20	3.1	(純) 9	(純)13	(純)18	(純)18		
	や	谷戸	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 6	(〃) 8				
			字並木上のうち8588～8995番地の地域	30	14.0			(中)39	(中)39		
			上記以外の地域	20	3.1	(純) 8	(純)12	(純)18	(純)18		
〃小淵沢町	か	上笹尾	農業振興地域内の農用地区域								
			字篠原3332番地				(〃)25				
			上記を除く地域			(〃)10	(〃)18				
			上記以外の地域								
			字篠原3332番地	30	3.5		(中)42	(中)40	(中)40		
			上記を除く地域	30	1.9	(純)13	(純)22	(純)18	(純)18		
	こ	小淵沢	農業振興地域内の農用地区域								
			字樺道下				(〃)32				
			上記を除く地域			(〃)17	(〃)35				
			上記以外の地域								

署名　甲府

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
北巨摩郡小淵沢町	こ		字樺道下	30	3.8		(中)47	(中)35	(中)35		
			上記を除く地域	40	2.1	(純)25	(純)43	(純)28	(純)28		
	し	下笹尾	農業振興地域内の農用地区域			(〃)12	(〃)20				
			上記以外の地域	30	1.9	(〃)14	(〃)22	(〃)11	(〃)11		
		松向	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)14				
			上記以外の地域	30	2.5	(〃)11	(〃)20	(〃)19	(〃)19		
〃白州町	し	白須	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 9	(〃)18				
			上記以外の地域	30	2.3	(〃)12	(〃)16	(〃)16	(〃)16		
	た	台ケ原	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 9	(〃)11				
			上記以外の地域	30	2.6	(〃)14	(〃)17	(〃)18	(〃)18		
	と	鳥原	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 9	(〃)11				
			上記以外の地域	30	2.4	(〃) 9	(〃)12	(〃)22	(〃)22		
	は	花水	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)11				
			上記以外の地域	30	3.5	(〃)11	(〃)14	(〃)16	(〃)16		
	よ	横手	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 7	(〃) 9				
			上記以外の地域	30	3.1	(〃) 9	(〃)11	(〃)18	(〃)18		
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 7	(〃) 9				
			上記以外の地域	20	2.8	(〃) 9	(〃)10	(〃)14	(〃)14		
〃武川村	ま	牧ノ原	農業振興地域内の農用地区域			(〃)13	(〃)19				
			上記以外の地域	30	2.3	(〃)14	(〃)21	(〃)11	(〃)11		
	み	三吹	農業振興地域内の農用地区域								
			字柳川原、前川原				(〃)15	(〃)21			
			上記を除く地域				(〃)15	(〃)15			
			上記以外の地域								
			字柳川原、前川原	30	2.3	(〃)21	(〃)29	(〃)15	(〃)15		
			上記を除く地域	30	3.5	(〃)15	(〃)20	(〃)11	(〃)11		
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)11				
			上記以外の地域	20	3.4	(〃) 9	(〃)13	(〃)10	(〃)10		

署名　山梨

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
山梨市	い	一町田中	国道２０号線沿い	５０	2.5	(純)４３	(純)４７				
			国道２０号線沿いのうち農業振興地域内の農用地区域			(〃)３２	(〃)３５				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)２５	(〃)２８				
			上記以外の地域	４０	2.4	(〃)３１	(〃)３４	(純)１２	(純)１２		１２
	う	歌田	国道２０号線沿い	５０	2.4	(〃)４２	(〃)５１				
			国道２０号線沿いのうち農業振興地域内の農用地区域			(〃)３２	(〃)３７				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)２４	(〃)２８				
			上記以外の地域	４０	3.1	(〃)３１	(〃)３５	(〃)１２	(〃)１２		１２
	お	落合	国道１４０号線沿い	５０	2.3	(〃)３７	(〃)４６				
			国道１４０号線沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)３０	(〃)４０				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)１２	(〃)１６				
			上記以外の地域	４０	2.3	(〃)１６	(〃)２１	(〃)１２	(〃)１２		１２
		大野	農業振興地域内の農用地区域			(〃)２４	(〃)３３				
			上記以外の地域	４０	1.9	(〃)３１	(〃)４２	(〃)１２	(〃)１２		１２
	か	上神内川	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			路線価地域内の農業振興地域内の農用地区域			(純)６２	(純)６８				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)４０	(〃)４４				
			上記以外の地域	５０	1.7	(中)６６	(中)７２	(中)７０	(中)７０		７０
		上石森	農業振興地域内の農用地区域			(純)２６	(純)３８				
			上記以外の地域	４０	2.0	(〃)３８	(〃)５５	(純)１３	(純)１３		１３
		上栗原	国道２０号線沿い	５０	2.4	(〃)３５	(〃)４５				
			国道２０号線沿いのうち農業振興地域内の農用地区域			(〃)２６	(〃)３４				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)１５	(〃)１９				
			上記以外の地域	４０	1.8	(〃)２１	(〃)２６	(〃)１２	(〃)１２		１２
		上岩下	農業振興地域内の農用地区域			(〃)１１	(〃)１３				
			上記以外の地域	３０	4.2	(〃)１４	(〃)１６	(〃)１０	(〃)１０		１０
		鴨居寺	農業振興地域内の農用地区域			(〃)１８	(〃)２７				
			上記以外の地域	４０	2.2	(〃)２４	(〃)３３	(〃)１２	(〃)１２		１２
		上ノ割	農業振興地域内の農用地区域			(〃)１８	(〃)２１				
			上記以外の地域	４０	2.9	(〃)２２	(〃)２８	(〃)１２	(〃)１２		１２
	き	北	農業振興地域内の農用地区域			(〃)１３	(〃)１７				
			上記以外の地域	３０	3.1	(〃)１９	(〃)２５	(〃) ８	(〃) ８		８
		切差	農業振興地域内の農用地区域			(〃) ７	(〃)１６				
			上記以外の地域	３０	4.0	(〃) ９	(〃)２１	(〃)１０	(〃)１０		１０
	こ	小原西	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			路線価地域内の農業振興地域内の農用地区域			(純)４６	(純)７５				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)３２	(〃)４７				

署名　山梨

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
山梨市	こ		上記以外の地域	４０	2.2	(中)４７	(中)７０	(中)７０	(中)７０		７０
		小原東	一部		路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			路線価地域内の農業振興地域内の農用地区域			(純)３５	(純)４８				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)２４	(〃)３４				
			上記以外の地域	４０	2.5	(中)４４	(中)６３	(中)７０	(中)７０		７０
	さ	三ケ所	小字連方・梨ノ木	４０	3.2	(純)１８	(純)２３	(純)１３	(純)１３		１３
			上記小字の農業振興地域内の農用地区域			(〃)１２	(〃)１６				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)１５	(〃)１９				
			上記以外の地域	４０	3.2	(〃)２５	(〃)３３	(〃)１３	(〃)１３		１３
	し	下神内川	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			路線価地域内の農業振興地域内の農用地区域			(純)３８	(純)６０				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)２６	(〃)４０				
			上記以外の地域	４０	2.9	(中)４５	(中)７１	(中)７０	(中)７０		７０
		下石森	農業振興地域内の農用地区域			(純)２５	(純)４０				
			上記以外の地域	４０	2.0	(〃)３４	(〃)５６	(純)１３	(純)１３		１３
		下栗原	国道２０号線沿い	５０	2.5	(〃)３６	(〃)５６				
			国道２０号線沿いのうち農業振興地域内の農用地区域			(〃)２７	(〃)３２				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)１７	(〃)１９				
			上記以外の地域	４０	2.5	(〃)２４	(〃)２７	(〃)１２	(〃)１２		１２
		下井尻	県道沿い	４０	2.7	(〃)３４	(〃)４５				
			県道沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)２５	(〃)３３				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)１５	(〃)１９				
			上記以外の地域	４０	2.1	(〃)２０	(〃)２７	(〃)１２	(〃)１２		１２
		正徳寺	農業振興地域内の農用地区域			(〃)１８	(〃)２３				
			上記以外の地域	４０	3.4	(〃)２３	(〃)２９	(〃)１２	(〃)１２		１２
	な	中村	農業振興地域内の農用地区域			(〃)１５	(〃)２２				
			上記以外の地域	４０	3.4	(〃)２２	(〃)３２				
		七日市場	県道沿い	４０	2.8	(〃)３５	(〃)４９				
			県道沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)２６	(〃)３８				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)１５	(〃)２３				
			上記以外の地域	４０	2.1	(〃)２０	(〃)２８	(〃)１２	(〃)１２		１２
	ひ	東後屋敷	農業振興地域内の農用地区域			(〃)１４	(〃)１９				
			上記以外の地域	４０	3.3	(〃)２０	(〃)２７	(〃)１２	(〃)１２		１２
		東	農業振興地域内の農用地区域			(〃) ９	(〃)１４				
			上記以外の地域	３０	3.1	(〃)１５	(〃)２０	(〃)１２	(〃)１２		１２
	ま	万力	国道１４０号線沿い	５０	2.0	(〃)３６	(〃)５７				
			国道１４０号線沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)２６	(〃)４２				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)１６	(〃)２４				
			上記以外の地域	４０	2.0	(〃)２５	(〃)３８	(〃) ９	(〃) ９		９

署名　山梨

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
					宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
山梨市	み	南	農業振興地域内の農用地区域			(純)12	(純)20				
			上記以外の地域	40	2.3	(〃)19	(〃)31	(純) 9	(純) 9		9
	や	矢坪	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 9	(〃)10				
			上記以外の地域	30	4.0	(〃)10	(〃)12	(〃)10	(〃)10		10
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 9	(〃)10				
			上記以外の地域	30	2.5	(〃)10	(〃)12	(〃) 9	(〃) 9		9
塩山市	あ	赤尾	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			路線価地域内の農業振興地域内の農用地区域			(純)45	(純)60				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)26	(〃)29				
			上記以外の地域	50	2.8	(中)43	(中)48	(純)13	(純)13		13
	う	牛奥	農業振興地域内の農用地区域			(純)11	(純)14				
			上記以外の地域	30	2.6	(〃)14	(〃)19	(〃)11	(〃)11		11
	か	上於曽	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			路線価地域内の農業振興地域内の農用地区域			(純)48	(純)74				
			甲府並びに牧丘に至る県道沿い	50	1.4	(中)68	(中)92				
			甲府並びに牧丘に至る県道沿いの農業振興地域内の農用地区域			(純)43	(純)55				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)31	(〃)36				
			上記以外の地域	50	1.4	(中)47	(中)52	(中)70	(中)70		70
		上塩後	甲府並びに牧丘に至る県道沿い	40	2.3	(〃)51	(〃)55				
			甲府並びに牧丘に至る県道沿いの農業振興地域内の農用地区域			(純)34	(純)37				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)20	(〃)24				
			上記以外の地域	40	3.4	(中)29	(中)35	(純)13	(純)13		13
		西広門田	県道及び都市計画道路沿い	50	3.5	(純)38	(純)44	(〃)12	(〃)12		12
			県道及び都市計画道路沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)28	(〃)32				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)20	(〃)23				
			上記以外の地域	40	3.5	(〃)26	(〃)30				
		上井尻	牧丘に至る県道沿い	50	3.8	(〃)34	(〃)44				
			牧丘に至る県道沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)24	(〃)31				
			上記を除く農業振興地域内の農業地区域			(〃)16	(〃)21				
			上記以外の地域	40	3.8	(〃)19	(〃)26	(〃)12	(〃)12		12
	く	熊野	県道及び都市計画道路沿い	50	3.3	(〃)35	(〃)45	(〃)12	(〃)12		12
			県道及び都市計画道路沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)26	(〃)34				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)17	(〃)25				
			上記以外の地域	40	3.5	(〃)23	(〃)30	(〃)12	(〃)12		12
	こ	小屋敷	牧丘に至る県道沿い	40	2.9	(〃)25	(〃)32				
			牧丘に至る県道沿いの農業振興地域内の農								

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
					宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
塩山市	こ		用地区域			(純)19	(純)25				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)16	(〃)18				
			上記以外の地域	30	2.6	(〃)19	(〃)21	(純) 9	(純) 9		9
	し	下於曽	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			路線価地域内の農業振興地域内の農用地区域			(純)40	(純)55				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)28	(〃)37	(中)70	(中)70		70
			上記以外の地域	50	2.7	(中)56	(中)65				
		下塩後	甲府に至る県道沿い	50	2.7	(〃)47	(〃)52				
			甲府に至る県道沿いの農業振興地域内の農用地区域			(純)35	(純)38				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)27	(〃)30				
			上記以外の地域	40	3.4	(中)39	(中)43	(純)13	(純)13		13
	ち	千野	甲府・青梅線沿い	50	1.7	(純)42	(〃)56				
			甲府・青梅線沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)31	(〃)40				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)22	(〃)26				
			上記以外の地域	40	2.8	(〃)34	(〃)40	(〃)10	(〃)10		10
	な	中萩原	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)12				
			上記以外の地域	30	2.5	(〃)12	(〃)18	(〃)11	(〃)11		
	み	三日市場	牧丘に至る県道沿い	40	3.7	(〃)31	(〃)37				11
			牧丘に至る県道沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)24	(〃)29				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)20	(〃)23				
			上記以外の地域	40	3.9	(〃)26	(〃)31	(〃)12	(〃)12		12
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5	(〃) 8				
			上記以外の地域	30	2.5	(〃) 7	(〃)11	(〃) 9	(〃) 9		9
東山梨郡勝沼町	お	小佐手	農業振興地域内の農用地区域			(〃)20	(〃)20				
			上記以外の地域	30	3.5	(〃)30	(〃)30	(〃) 7	(〃) 7		7
	か	勝沼	国道20号線沿い	50	1.9	(〃)71	(〃)71				
			国道20号線沿いのうち農業振興地域内の農用地区域			(〃)53	(〃)53				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)32	(〃)32				
			上記以外の地域	40	3.0	(〃)40	(〃)40	(〃) 7	(〃) 7		7
		上岩崎	勝沼バイパス沿い	50	3.4	(〃)40	(〃)40				
			勝沼バイパス沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)30	(〃)30				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)23	(〃)23				
			上記以外の地域	40	3.1	(〃)32	(〃)32	(〃) 7	(〃) 7		7
	き	休息	農業振興地域内の農業地区域			(〃)25	(〃)25				
			上記以外の地域	30	3.6	(〃)35	(〃)35	(〃) 7	(〃) 7		7
	し	下岩崎	勝沼バイパス沿い	50	3.2	(〃)38	(〃)50				
			勝沼バイパス沿いの農業振興地域内の農用								

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
					宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東山梨郡勝沼町	し		地区域			(純)38	(純)38				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)25	(〃)25				
			上記以外の地域	40	3.0	(〃)34	(〃)34	(純) 7	(純) 7		7
	と	等々力	国道20号線沿い	50	1.6	(〃)71	(〃)71				
			国道20号線沿いのうち農業振興地域内の農用地区域			(〃)53	(〃)53				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)27	(〃)27				
			上記以外の地域	40	4.0	(〃)38	(〃)38	(〃) 7	(〃) 7		7
	な	中原	農業振興地域内の農用地区域			(〃)15	(〃)15				
			上記以外の地域	30	4.5	(〃)22	(〃)21	(〃) 8	(〃) 8		8
	ひ	菱山	農業振興地域内の農用地区域			(〃)16	(〃)16				
			上記以外の地域	30	3.3	(〃)23	(〃)23	(〃) 8	(〃) 8		8
	ふ	藤井	勝沼バイパス沿い	50	3.2	(〃)40	(〃)40				
			勝沼バイパス沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)26	(〃)26				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)18	(〃)18				
			上記以外の地域	40	2.8	(〃)26	(〃)26	(〃) 7	(〃) 7		7
	や	山	農業振興地域内の農用地区域			(〃)16	(〃)16				
			上記以外の地域	40	3.5	(〃)23	(〃)23	(〃) 7	(〃) 7		7
	わ	綿塚	農業振興地域内の農用地区域			(〃)20	(〃)20				
			上記以外の地域	40	3.1	(〃)28	(〃)28	(〃) 7	(〃) 7		7
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃)12	(〃)12				
			上記以外の地域	30	2.3	(〃)16	(〃)16	(〃) 7	(〃) 5		5
〃大和村		全	農業振興地域内の農用地区域			(〃)11	(〃)13				
			上記以外の地域	30	2.1	(〃)14	(〃)16	(〃) 5	(〃) 5		5
〃牧丘町	く	窪平	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)10				
			上記以外の地域	30	2.0	(〃)11	(〃)15	(〃) 7	(〃) 7		7
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5	(〃) 6				
			上記以外の地域	30	2.5	(〃) 8	(〃) 9	(〃) 7	(〃) 7		7
〃三富村		全	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 7	(〃) 9				
			上記以外の地域	30	2.8	(〃) 9	(〃)12	(〃) 7	(〃) 7		7
〃春日居町	か	加茂	国道及び県道沿い	50	2.2	(〃)50	(〃)50	(〃)12	(〃)12		12
			国道及び県道沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)40	(〃)40				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)21	(〃)21				
			上記以外の地域	40	1.7	(〃)28	(〃)28	(〃) 8	(〃) 8		8
	く	熊野堂	国道及び県道沿い	50	2.2	(〃)44	(〃)44	(〃)12	(〃)12		12
			国道及び県道沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)32	(〃)32				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)21	(〃)21				
			上記以外の地域	40	1.8	(〃)30	(〃)30	(〃) 8	(〃) 8		8

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
					宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東山梨郡春居町	く	桑戸	国道及び県道沿い	50	2.2	(純)45	(純)45	(純)12	(純)12		12
			国道及び県道沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)34	(〃)34				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)22	(〃)22				
			上記以外の地域	40	1.8	(〃)30	(〃)30	(〃) 8	(〃) 8		8
	こ	小松	小字下河原のうち国道及び県道沿い	50	2.1	(〃)80	(〃)80	(〃)13	(〃)13		13
			小字下河原のうち国道及び県道沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)64	(〃)64				
			上記地域以外の国道及び県道沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)37	(〃)37				
			上記以外の地域の国道及び県道沿い	50	2.1	(〃)49	(〃)49	(〃)13	(〃)13		13
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)22	(〃)22				
			上記以外の地域	40	2.2	(〃)30	(〃)30	(〃)12	(〃)12		12
		国府	県道下神内川、石和停車場線沿い	50	2.1	(〃)62	(〃)62	(〃)15	(〃)15		15
			県道下神内川、石和停車場線沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)50	(〃)50				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)32	(〃)32				
			上記以外の地域	50	2.4	(〃)42	(〃)42	(〃)13	(〃)13		13
	し	下岩下	国道及び県道沿い	40	1.7	(〃)32	(〃)32	(〃) 8	(〃) 8		8
			国道及び県道沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)24	(〃)24				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)15	(〃)15				
			上記以外の地域	30	1.7	(〃)21	(〃)21	(〃) 7	(〃) 7		7
		鎮目	①小字南河原、小島田のうち県道下神内川、石和停車場線沿い	50	2.2	(〃)80	(〃)80	(〃)15	(〃)15		15
			小字南河原、小島田のうち県道下神内川、石和停車場線沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)67	(〃)67				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)36	(〃)36				
			上記小字の内上記以外の地域	50	2.3	(〃)45	(〃)45	(〃)13	(〃)13		13
			②小字椚田、村上、大儘、的場、小御堂、御嶽、三島のうち国道140号線沿い	50	2.7	(〃)60	(〃)60	(〃)13	(〃)13		13
			小字椚田、村上、大儘、的場、小御堂、御嶽、三島のうち国道140号線沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)49	(〃)49				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)27	(〃)27				
			上記小字の内上記以外の地域	40	1.8	(〃)33	(〃)33	(〃) 8	(〃) 8		8
			③小字上町田、下町田、寺前、宮の前	40	1.8	(〃)25	(〃)25	(〃) 8	(〃) 8		8
			小字上町田、下町田、寺前、宮の前の農業振興地域内の農用地区域			(〃)20	(〃)20				
			④上記以外の農業振興地域内の農用地区域			(〃)28	(〃)28				
			上記以外の地域	30	2.3	(〃)38	(〃)38	(〃) 8	(〃) 8		8
	て	寺本	国道及び県道沿い	50	2.5	(〃)56	(〃)56	(〃)12	(〃)12		12

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東山梨郡春日居町	て		国道及び県道沿いの農業振興地域内の農用地区域			(純)42	(純)42				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)28	(〃)28				
			上記以外の地域	40	2.5	(〃)39	(〃)39	(純)12	(純)12		12
	と	徳条	国道及び県道沿い	50	2.0	(〃)45	(〃)45	(〃)12	(〃)12		12
			国道及び県道沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)36	(〃)36				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)20	(〃)20				
			上記以外の地域	40	1.9	(〃)25	(〃)25	(〃) 8	(〃) 8		8
	へ	別田	国道及び県道沿い	50	2.2	(〃)53	(〃)53	(〃)12	(〃)12		12
			国道及び県道沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)43	(〃)43				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)29	(〃)29				
			上記以外の地域	40	2.0	(〃)36	(〃)36	(〃)12	(〃)12		12
東八代郡石和町	い	井戸	農業振興地域内の農用地区域			(〃)20	(〃)22				
			上記以外の地域	30	1.8	(〃)26	(〃)30	(〃)12	(〃)12		12
		今井	農業振興地域内の農用地区域			(〃)22	(〃)30				
			上記以外の地域	30	1.7	(〃)30	(〃)40	(〃)12	(〃)12		12
		市部	①一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			路線価地域内の農業振興地域内の農用地区域			(純)74	(純)76				
			②小字川向、鵜、広岡、沖村町、観音寺前、西河原	50	1.6	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			上記小字の内農業振興地域内の農用地区域			(純)88	(純)88				
			③小字長塚、腰巻、六反田	40	1.5	(中)46	(中)70	(純)13	(純)13		13
			上記小字の内農業振興地域内の農用地区域			(純)27	(純)33				
	か	唐柏	小字池田、下河原、上河原、清水のうち国道及び県道沿い	40	2.6	(〃)85	(〃)79	(〃)13	(〃)13		13
			上記の内農業振興地域内の農用地区域			(〃)67	(〃)67				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)60	(〃)60				
			上記以外の地域	30	1.9	(〃)68	(〃)68	(〃)12	(〃)12		12
		上平井	①小字井上、高水口、新沼原、大沼原、御堂、寿町、小山田	40	2.2	(〃)45	(〃)47	(〃)13	(〃)13		13
			上記小字の内農業振興地域内の農用地区域			(〃)34	(〃)36				
			②小字村中、西新井、下前田、中新井、東新井、宮ノ上、宮ノ下、前田、赤井	40	1.3	(〃)38	(〃)38	(〃)12	(〃)12		12
			上記小字の内農業振興地域内の農用地区域			(〃)29	(〃)32				
			③上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)19	(〃)21				
			上記以外の地域	30	1.2	(〃)26	(〃)28	(〃)10	(〃)10		10
		川中島	①一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			路線価地域内の農業振興地域内の農用地区域			(純)63	(純)70				
			②小字西砂間、東金川、東道永、南三斗、								

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東八代郡石和町	か		西道永	50	1.6	(中)48	(中)55	(純)13	(純)13		13
			上記小字の内農業振興地域内の農用地区域			(純)29	(純)43				
			③上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)26	(〃)26				
			上記以外の地域	40	1.6	(〃)39	(〃)40	(〃)12	(〃)12		12
	く	窪中島	①一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			路線価地域内の農業振興地域内の農用地区域			(純)72	(純)69				
			②小字北新開町、善海町のうち上記を除く地域	50	2.3	(中)75	(中)70	(純)17	(純)17		17
			上記の内農業振興地域内の農用地区域			(純)51	(純)49				
			③上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)45	(〃)42				
			上記以外の地域	50	2.0	(〃)68	(〃)64	(〃)13	(〃)13		13
	こ	河内	国道及び県道沿い	40	1.8	(〃)49	(〃)56	(〃)13	(〃)13		13
			国道及び県道沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)36	(〃)41				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)28	(〃)32				
			上記以外の地域	40	1.5	(〃)39	(〃)45	(〃)12	(〃)12		12
		小石和	①小字神明の国道及び県道沿い	40	2.0	(〃)56	(〃)66	(〃)12	(〃)12		12
			上記の内農業振興地域内の農用地区域			(〃)41	(〃)48				
			②小字神明の上記以外の地域及び字堀内、上堀、中堀、観音講	30	1.6	(〃)43	(〃)50	(〃)12	(〃)12		12
			上記のうち農業振興地域内の農用地区域			(〃)33	(〃)33				
			③上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)25	(〃)29				
			上記以外の地域	30	1.5	(〃)33	(〃)38	(〃)10	(〃)10		10
	し	下平井	①勝沼バイパス沿い	50	3.0	(〃)47	(〃)58				
			勝沼バイパス沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)35	(〃)43				
			②小字大豆生田、永塚	40	2.4	(〃)48	(〃)50	(〃)13	(〃)13		13
			上記のうち農業振興地域内の農用地区域			(〃)35	(〃)36				
			③上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)24	(〃)24				
			上記以外の地域	30	2.0	(〃)33	(〃)31	(〃)10	(〃)10		10
	す	砂原	農業振興地域内の農用地区域			(〃)18	(〃)22				
			上記以外の地域	30	1.2	(〃)29	(〃)35	(〃)12	(〃)12		12
	な	中川	勝沼バイパス沿い	50	2.5	(〃)48	(〃)49				
			勝沼バイパス沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)36	(〃)36				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)19	(〃)19				
			上記以外の地域	30	1.7	(〃)32	(〃)32	(〃)12	(〃)12		12
	は	八田	農業振興地域内の農用地区域			(〃)70	(〃)57				
			上記以外の地域	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
	ひ	広瀬	①甲府バイパス沿い	50	2.4	(中)165	(中)165	(中)85	(中)85		85
			甲府バイパス沿いのうち農業振興地域内の農用地区域			(純)123	(純)123				

署名　山梨

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東八代郡石和町	ひ		②小字仲町、西町、早稲田のうち国道及び県道沿いと中瀬河原	40	1.8	(中)115	(中)110	(純)13	(純)13		13
			上記のうち農業振興地域内の農用地区域			(純)76	(純)67				
			③上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)43	(〃)45				
			上記以外の地域	40	1.4	(中)54	(中)63	(〃)12	(〃)12		12
		東高橋	農業振興地域内の農用地区域			(純)34	(純)44				
			上記以外の地域	40	2.0	(〃)52	(〃)69	(〃)12	(〃)12		12
		東油川	農業振興地域内の農用地区域			(〃)27	(〃)32				
			上記以外の地域	30	1.4	(〃)34	(〃)40	(〃)12	(〃)12		12
	ま	松本	①一部路線価地域内の農業振興地域内の農用地区域	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
						(純)39	(純)49				
			②小字新居前、畔作、鳥居、清水、小石田のうち国道及び県道沿い	50	2.4	(中)36	(中)57	(中)85	(中)85		85
			上記のうち農業振興地域内の農用地区域			(純)26	(純)38				
			③小字新居前、畔作、鳥居、清水、小石田のうち国道及び県道沿いを除く地域及び寺の前	40	1.4	(〃)22	(〃)32	(純)10	(純)10		10
			上記のうち農業振興地域内の農用地区域			(〃)16	(〃)24				
			④小字三斗六升	30	1.2	(〃)27	(〃)34	(〃)8	(〃)8		8
			小字三斗六升の農業振興地域内の農用地区域			(〃)20	(〃)28				
			⑤上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)16	(〃)37				
			上記以外の地域	40	1.2	(〃)22	(〃)51	(〃)9	(〃)9		9
	や	山崎	農業振興地域内の農用地区域			(〃)42	(〃)51				
			上記以外の地域	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
	よ	四日市場	①甲府バイパス沿い	50	2.5	(中)150	(中)150	(中)85	(中)85		85
			甲府バイパス沿いのうち農業振興地域内の農用地区域			(純)93	(純)93				
			②笛吹川以西で甲府バイパス沿いを除く地域	50	2.8	(中)70	(中)68	(純)13	(純)13		13
			上記のうち農業振興地域内の農用地区域			(純)58	(純)54				
			③上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)27	(〃)25				
			上記以外の地域	40	1.5	(〃)32	(〃)32	(〃)10	(〃)10		10
〃一宮町	い	一の宮	勝沼バイパス沿い	50	2.5	(〃)52	(〃)69				
			勝沼バイパス沿いのうち農業振興地域内の農用地区域			(〃)41	(〃)55				
			県道沿い	40	1.6	(〃)38	(〃)50				
			県道沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)33	(〃)43				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)22	(〃)30				
			上記以外の地域	40	1.2	(〃)27	(〃)35	(〃)15	(〃)15		15
		市之蔵	農業振興地域内の農用地区域			(〃)13	(〃)22				
			上記以外の地域	30	2.0	(〃)22	(〃)36	(〃)10	(〃)10		10
		石	勝沼バイパス沿い	50	2.8	(〃)36	(〃)43				

署名　山梨

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東八代郡一宮町	い		勝沼バイパス沿いの農業振興地域内の農用地区域			(純)26	(純)32				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)13	(〃)17				
			上記以外の地域	30	2.3	(〃)20	(〃)25	(純)9	(純)9		9
	か	金田	県道沿い	50	1.9	(〃)69	(〃)65				
			県道沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)54	(〃)52				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)25	(〃)24				
			上記以外の地域	40	1.6	(〃)35	(〃)34	(〃)15	(〃)15		15
		上矢作	農業振興地域内の農用地区域			(〃)16	(〃)20				
			上記以外の地域	40	2.2	(〃)20	(〃)24	(〃)12	(〃)12		12
		神沢	農業振興地域内の農用地区域			(〃)11	(〃)18				
			上記以外の地域	40	1.6	(〃)15	(〃)24	(〃)8	(〃)8		8
	き	北野呂	農業振興地域内の農用地区域			(〃)17	(〃)20				
			上記以外の地域	40	2.8	(〃)20	(〃)23	(〃)12	(〃)12		12
		北都塚	農業振興地域内の農用地区域			(〃)19	(〃)25				
			上記以外の地域	40	2.5	(〃)24	(〃)31	(〃)12	(〃)12		12
	こ	小城	農業振興地域内の農用地区域			(〃)20	(〃)29				
			上記以外の地域	40	3.8	(〃)25	(〃)37	(〃)12	(〃)12		12
		国分	農業振興地域内の農用地区域			(〃)24	(〃)32				
			上記以外の地域	40	3.0	(〃)32	(〃)43	(〃)12	(〃)12		12
	し	下矢作	農業振興地域内の農用地区域			(〃)16	(〃)20				
			上記以外の地域	40	1.7	(〃)26	(〃)34	(〃)12	(〃)12		12
		塩田	農業振興地域内の農用地区域			(〃)15	(〃)23				
			上記以外の地域	40	1.7	(〃)19	(〃)28	(〃)12	(〃)12		12
		地蔵堂	勝沼バイパス沿い	50	2.8	(〃)38	(〃)70				
			勝沼バイパス沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)25	(〃)46				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)11	(〃)20				
			上記以外の地域	40	1.4	(〃)16	(〃)29	(〃)8	(〃)8		8
	す	末木	勝沼バイパス沿い	50	2.4	(〃)87	(〃)68				
			勝沼バイパス沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)58	(〃)47				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)47	(〃)39				
			上記以外の地域	40	2.3	(〃)63	(〃)50	(〃)12	(〃)12		12
	せ	千米寺	勝沼バイパス沿い	50	2.7	(〃)25	(〃)46				
			勝沼バイパス沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)20	(〃)38				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)11	(〃)20				
			上記以外の地域	30	1.7	(〃)14	(〃)24	(〃)9	(〃)9		9
	た	竹原田	勝沼バイパス沿い	50	3.3	(〃)50	(〃)57				
			勝沼バイパス沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)45	(〃)50				
			県道沿い	40	4.0	(〃)42	(〃)49				

署名　山梨

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東八代郡一宮町	た		県道沿いの農業振興地域内の農用地区域			(純)30	(純)34				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)30	(〃)34				
			上記以外の地域	40	2.1	(〃)38	(〃)42	(純)15	(純)15		15
		田中	国道及び県道沿い	40	2.5	(〃)76	(〃)71				
			国道及び県道沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)60	(〃)56				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)43	(〃)40				
			上記以外の地域	40	2.2	(〃)46	(〃)43	(〃)15	(〃)15		15
	つ	坪井	県道沿い	40	2.4	(〃)42	(〃)47				
			県道沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)30	(〃)32				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)21	(〃)23				
			上記以外の地域	40	2.1	(〃)29	(〃)32	(〃)15	(〃)15		15
	な	中尾	勝沼バイパス沿い	50	3.4	(〃)36	(〃)54				
			勝沼バイパス沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)25	(〃)41				
			県道沿い	40	1.4	(〃)45	(〃)51				
			県道沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)35	(〃)40				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)15	(〃)18				
			上記以外の地域	40	1.4	(〃)20	(〃)27	(〃)15	(〃)15		15
	ひ	東原	勝沼バイパス沿い	50	2.6	(〃)55	(〃)75				
			勝沼バイパス沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)40	(〃)50				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)18	(〃)21				
			上記以外の地域	40	1.9	(〃)28	(〃)32	(〃)12	(〃)12		12
	み	南野呂	勝沼バイパス沿い	50	3.4	(〃)37	(〃)55				
			勝沼バイパス沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)25	(〃)41				
			県道沿い	40	2.9	(〃)30	(〃)37				
			県道沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)18	(〃)21				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)13	(〃)15				
			上記以外の地域	40	2.2	(〃)18	(〃)22	(〃)12	(〃)12		12
	も	本都塚	県道沿い	40	2.8	(〃)70	(〃)55				
			県道沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)43	(〃)33				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)34	(〃)26				
			上記以外の地域	40	2.4	(〃)45	(〃)35	(〃)13	(〃)13		13
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 9	(〃)12				
			上記以外の地域	30	1.9	(〃)13	(〃)18	(〃) 7	(〃) 7		7

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東八代郡御坂町	い	井ノ上	国道137号線沿い	40	2.6	(純)27	(純)27				
			国道137号線沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)20	(〃)20				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)12	(〃)12				
			上記以外の地域	30	2.2	(〃)17	(〃)17	(純)13	(純)13		13
	お	尾山	国道137号線沿い	40	2.3	(〃)25	(〃)25				
			国道137号線沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)19	(〃)19				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)11	(〃)11				
			上記以外の地域	30	2.3	(〃)14	(〃)14	(〃) 9	(〃) 9		9
	か	上黒駒	国道137号線沿い	30	3.0	(〃)17	(〃)22				
			国道137号線沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)13	(〃)17				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)13				
			上記以外の地域	20	1.8	(〃)13	(〃)16	(〃) 7	(〃) 7		7
		金川原	農業振興地域内の農用地区域			(〃)15	(〃)18				
			上記以外の地域	30	2.5	(〃)20	(〃)25	(〃)13	(〃)13		13
	く	栗合	国道137号線沿い	50	1.9	(〃)33	(〃)42				
			国道137号線沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)27	(〃)34				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)11	(〃)14				
			上記以外の地域	40	1.2	(〃)15	(〃)19	(〃)13	(〃)13		13
	こ	国衙	国道137号線沿い	40	2.6	(〃)20	(〃)24				
			国道137号線沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)15	(〃)18				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)12				
			上記以外の地域	30	2.0	(〃)13	(〃)16	(〃)13	(〃)13		13
	し	下里駒	国道137号線沿い	40	2.4	(〃)18	(〃)21				
			国道137号線沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)14	(〃)16				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃) 9				
			上記以外の地域	30	2.0	(〃)10	(〃)11	(〃) 9	(〃) 9		9
		下野原	国道137号線沿い	40	1.6	(〃)25	(〃)28				
			国道137号線沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)19	(〃)22				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)11				
			上記以外の地域	30	1.5	(〃)13	(〃)15	(〃) 9	(〃) 9		9
	な	夏目原	国道137号線沿い	50	1.8	(〃)33	(〃)38				
			国道137号線沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)27	(〃)31				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)13	(〃)15				
			上記以外の地域	40	1.8	(〃)17	(〃)18	(〃)13	(〃)13		13
		成田	国道137号線沿い	40	2.8	(〃)28	(〃)33				

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東八代郡御坂町	な		国道137号線沿いの農業振興地域内の農用地区域			(純)19	(純)22				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域	30	2.0	(〃)14	(〃)16				
			上記以外の地域	40	2.6	(〃)20	(〃)22	(純)13	(純)13		13
	に	二の宮	国道137号線沿い			(〃)26	(〃)25				
			国道137号線沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)19	(〃)18				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)15	(〃)15				
			上記以外の地域	30	2.3	(〃)19	(〃)19	(〃)13	(〃)13		13
	ふ	藤之木	国道137号線沿い	30	3.1	(〃)21	(〃)20				
			国道137号線沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)16	(〃)15				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 7	(〃) 7				
			上記以外の地域	20	1.2	(〃) 9	(〃) 9	(〃) 9	(〃) 9		9
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 9	(〃)10				
			上記以外の地域	30	1.8	(〃)12	(〃)12	(〃) 8	(〃) 8		8
〃中道町	う	右左口	農業振興地域内の農用地区域			(〃)14	(〃)16				
			上記以外の地域	40	1.6	(〃)16	(〃)18	(〃) 8	(〃) 8		8
	か	上曽根	国道及び県道沿い	40	1.6	(〃)34	(〃)46				
			国道及び県道沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)27	(〃)36				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)14	(〃)19				
			上記以外の地域	40	1.6	(〃)19	(〃)25	(〃) 8	(〃) 8		8
	し	下曽根	国道及び県道沿い	40	2.2	(〃)28	(〃)34				
			国道及び県道沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)21	(〃)26				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)13	(〃)17				
			上記以外の地域	40	1.8	(〃)17	(〃)23	(〃)10	(〃)10		10
		白井	国道及び県道沿い	40	1.7	(〃)29	(〃)36				
			国道及び県道沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)24	(〃)29				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)17	(〃)21				
			上記以外の地域	40	1.3	(〃)21	(〃)26	(〃) 8	(〃) 8		8
		心経寺	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 9	(〃)10				
			上記以外の地域	30	3.0	(〃)14	(〃)15	(〃) 8	(〃) 8		8
		下向山	農業振興地域内の農用地区域			(〃)13	(〃)15				
			上記以外の地域	30	3.3	(〃)16	(〃)19	(〃) 8	(〃) 8		8
	な	中畑	農業振興地域内の農用地区域			(〃)12	(〃)13				
			上記以外の地域	30	1.3	(〃)14	(〃)16	(〃) 8	(〃) 8		8
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)12				
			上記以外の地域	30	2.0	(〃)12	(〃)14	(〃) 8	(〃) 8		8

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東八代郡豊富村	あ	浅利	農業振興地域内の農用地区域			(純)13	(純)16				
			上記以外の地域	30	1.9	(〃)16	(〃)20	(純) 6	(純) 6		6
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)11				
			上記以外の地域	30	1.7	(〃)12	(〃)16	(〃) 6	(〃) 6		6
〃八代町	き	北	①地番1252～1387、1660～1779、1923～2014の地域	40	2.5	(〃)25	(〃)20	(〃) 9	(〃) 9		9
			②地番1252～1387、1660～1779、1923～2014の農業振興地域内の農用地区域			(〃)18	(〃)14				
			③地番1386～1484、1605～1665の地域	40	1.9	(〃)22	(〃)17	(〃) 9	(〃) 9		9
			④地番1386～1484、1605～1665の農業振興地域内の農用地区域			(〃)15	(〃)12				
			⑤上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)11				
			⑥上記以外の地域	30	1.6	(〃)13	(〃)14	(〃) 9	(〃) 9		9
	た	竹居	農業振興地域内の農用地区域			(〃)12	(〃)14				
			上記以外の地域	30	3.8	(〃)16	(〃)19	(〃) 6	(〃) 6		6
	な	永井	農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)14				
			上記以外の地域	30	1.5	(〃)15	(〃)20	(〃) 8	(〃) 8		8
		奈良原	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 7	(〃)10				
			上記以外の地域	30	2.8	(〃) 9	(〃)13	(〃) 6	(〃) 6		6
	み	南	①地番390～636、693～798、799～969、970～1137、1138～1216、1558～1598の地域	50	2.2	(〃)45	(〃)45	(〃) 8	(〃) 8		8
			②上記のうち農業振興地域内の農用地区域			(〃)29	(〃)29				
			③地番637～692、1966～2147、2599～2943、3802～4209の地域	40	2.0	(〃)21	(〃)25	(〃) 9	(〃) 9		9
			④地番637～692、1966～2147、2599～2943、3802～4209の農業振興地域内の農用地区域			(〃)16	(〃)19				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)13	(〃)17				
			上記以外の地域	30	2.0	(〃)19	(〃)25	(〃) 9	(〃) 9		9
	よ	米倉	農業振興地域内の農用地区域			(〃)12	(〃)15				
			上記以外の地域	30	1.5	(〃)18	(〃)22	(〃) 9	(〃) 9		9
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 9	(〃)11				
			上記以外の地域	30	2.4	(〃)12	(〃)15	(〃) 6	(〃) 6		6

署名　山梨

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
東八代郡境川村	い	石橋	県道沿い	40	1.5	(純)22	(純)25	(純) 7	(純) 7		7
			県道沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)18	(〃)20				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)11	(〃)13				
			上記以外の地域	30	1.8	(〃)17	(〃)19	(〃) 7	(〃) 7		7
	こ	小山	農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)14				
			上記以外の地域	30	2.0	(〃)12	(〃)18	(〃) 6	(〃) 6		6
	て	寺尾	農業振興地域内の農用地区域			(〃)12	(〃)20				
			上記以外の地域	30	2.6	(〃)15	(〃)24	(〃) 6	(〃) 6		6
	ふ	藤垈	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃) 9				
			上記以外の地域	30	2.4	(〃)14	(〃)16	(〃) 6	(〃) 6		6
	み	三椚	農業振興地域内の農用地区域			(〃)12	(〃)18				
			上記以外の地域	30	1.8	(〃)17	(〃)25	(〃) 7	(〃) 7		7
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)12				
			上記以外の地域	30	2.1	(〃)14	(〃)16	(〃) 6	(〃) 6		6
〃芦川村		全	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃) 9				
			上記以外の地域	30	2.3	(〃)11	(〃)13	(〃) 5	(〃) 5		5

署名　鰍沢

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
西八代郡上九一色村	し	精進	国道、県道、村道沿い	40	2.2			(中)165	(中)165		165
			上記以外の地域	40	1.9		(純)10	(純) 8	(純) 8		8
			（ただし302番地は㎡当り10,000円とする）								
	ふ	富士ケ嶺	別荘分譲地（固定資産税評価額が1㎡当り1,850円以上のところ）	40	5.6						
			別荘分譲地（固定資産税評価額が1㎡当り23円のところ）					(中)85	(中)85		85
			農業振興地域内の農用地区域				(純) 6				
			上記以外の地域	40	2.2		(〃) 8	(純)24	(純)24	24	24
	も	本栖	国道、県道、村道沿い	40	2.2			(中)165	(中)165		165
			農業振興地域内の農用地区域				(純) 8				
			上記以外の地域	40	2.4		(〃)10	(純) 8	(純) 8		8
		上記以外	国道、県道、村道沿い	40	6.7	(純)16	(〃)22	(〃)12	(〃)12		12
			農業振興地域内の農用地区域			(〃) 2	(〃) 3				
			上記以外の地域	30	3.0	(〃) 4	(〃) 5	(〃) 4	(〃) 4		4
〃三珠町	う	上野	農業振興地域内の農用地区域			(〃)11	(〃)16				
			上記以外の地域	50	2.4	(〃)13	(〃)21	(〃) 6	(〃) 6		6
	お	大塚	農業振興地域内の農用地区域			(〃)11	(〃)16				
			上記以外の地域	50	2.0	(〃)13	(〃)18	(〃) 6	(〃) 6		6
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 2	(〃) 3				
			上記以外の地域	30	2.1	(〃) 3	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 6		6
〃市川大門町	い	市川大門	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			上記を除く県道、町道沿い	50	1.6	(中)34	(中)45				
			農業振興地域内の農用地区域			(純)10	(純)17				
			上記以外の地域	50	3.0	(〃)14	(〃)23	(純) 9	(純) 9		9
		印沢	県道、町道沿い	50	4.0	(中)35	(中)47				
			農業振興地域内の農用地区域			(純)11	(純)13				
			上記以外の地域	40	3.4	(〃)14	(〃)17	(純) 8	(純) 8		8
	し	下大鳥居	県道、町道沿い	40	3.7	(中)35	(中)42				
			農業振興地域内の農用地区域			(純) 7	(純)14				
			上記以外の地域	40	3.7	(〃)11	(〃)13	(純) 6	(純) 6		6
	た	高田	県道、町道沿い	50	1.5	(中)29	(中)42				
			農業振興地域内の農用地区域			(純)11	(純)13				
			上記以外の地域	40	2.0	(〃)14	(〃)17	(純) 6	(純) 6		6
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 6	(〃) 8				
			上記以外の地域	30	2.7	(〃) 8	(〃)11	(〃) 6	(〃) 6		6
〃六郷町	い	岩間	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)15		)		
			上記以外の地域	50	2.1	(〃) 8	(〃)15	(〃) 6	(〃) 6		6
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4	(〃) 6				
			上記以外の地域	30	4.8	(〃) 6	(〃) 7	(〃) 6	(〃) 6		6

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
西八代郡下部町	い	市之瀬	農業振興地域内の農用地区域			(純) 4	(純) 5				
			上記以外の地域	40	1.7	(〃) 5	(〃) 6	(純) 4	(純) 4		4
	し	下部	下部湯泉街(町立温泉会館より町立青年の家まで)	50	1.8						
			農業振興地域内の農用地区域			(〃) 6	(〃) 8				
			上記以外の地域	50	1.3	(〃) 9	(〃) 11	(〃) 5	(〃) 5		5
	と	常葉	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4	(〃) 7				
			上記以外の地域	40	2.1	(〃) 5	(〃) 7	(〃) 5	(〃) 5		5
	は	波高島	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4	(〃) 5				
			上記以外の地域	40	1.6	(〃) 5	(〃) 6	(〃) 4	(〃) 4		4
	み	三沢	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5	(〃) 6				
			上記以外の地域	40	2.4	(〃) 5	(〃) 6	(〃) 4	(〃) 4		4
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 2	(〃) 3				
			上記以外の地域	30	2.7	(〃) 4	(〃) 5	(〃) 4	(〃) 4		4
南巨摩郡増穂町	あ	青柳	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			農業振興地域内の農用地区域			(純) 15	(純) 18				
			上記以外の地域	50	1.9	(〃) 18	(〃) 22				
	お	大久保	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 9	(〃) 14				
			上記以外の地域	50	1.7	(〃) 12	(〃) 18	(純) 9	(純) 9		9
		大椚	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			農業振興地域内の農用地区域			(純) 15	(純) 18				
			上記以外の地域	50	2.4	(〃) 18	(〃) 22	(純) 13	(純) 13		13
	こ	小林	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 9	(〃) 13				
			上記以外の地域	40	1.6	(〃) 11	(〃) 16	(〃) 4	(〃) 4		4
	さ	最勝寺	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			農業振興地域内の農用地区域			(純) 18	(純) 21				
			上記以外の地域	50	2.1	(〃) 21	(〃) 29	(純) 9	(純) 9		9
	つ	笹米	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 13	(〃) 16				
			上記以外の地域	40	1.8	(〃) 14	(〃) 18	(〃) 6	(〃) 6		6
	て	天神中条	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			農業振興地域内の農用地区域			(純) 15	(純) 22				
			上記以外の地域	50	2.2	(〃) 20	(〃) 29	(純) 9	(純) 9		9
	な	長沢	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			農業振興地域内の農用地区域			(純) 18	(純) 20				
			通称長沢新町の地域	50	1.5						
			上記以外の地域	50	2.0	(〃) 23	(〃) 24	(純) 9	(純) 9		9
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4	(〃) 5				
			上記以外の地域	40	2.0	(〃) 5	(〃) 6	(〃) 5	(〃) 5		5

市区町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
南巨摩郡鰍沢町	え	駅前通り1・2丁目	農業振興地域内の農用地区域			(純) 12	(純) 18				
			上記以外の地域	50	3.5	(〃) 18	(〃) 30	(純) 6	(純) 6		6
	か	鰍沢	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			農業振興地域内の農用地区域			(純) 12	(純) 21				
			上記以外の地域	50	3.2	(〃) 18	(〃) 30	(純) 6	(純) 6		6
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5	(〃) 7				
			上記以外の地域	40	3.8	(〃) 8	(〃) 11	(〃) 5	(〃) 5		5
〃中富町	い	飯富	国道沿い	40	3.8						
			農業振興地域内の農用地区域			(〃) 6	(〃) 12				
			上記以外の地域	40	1.1	(〃) 7	(〃) 14	(〃) 6	(〃) 6		6
	き	切石	国道沿い	40	3.8						
			農業振興地域内の農用地区域			(〃) 6	(〃) 12				
			上記以外の地域	40	1.4	(〃) 7	(〃) 14	(〃) 6	(〃) 6		6
	に	西島	国道沿い	40	3.8						
			農業振興地域内の農用地区域			(〃) 6	(〃) 12				
			上記以外の地域	40	1.4	(〃) 7	(〃) 14	(〃) 6	(〃) 6		6
	よ	八日市場	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 5	(〃) 6				
			上記以外の地域	40	1.7	(〃) 5	(〃) 6	(〃) 5	(〃) 5		5
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4	(〃) 5				
			上記以外の地域	30	2.6	(〃) 4	(〃) 5	(〃) 4	(〃) 4		4
〃早川町		全	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 2	(〃) 4				
			上記以外の地域	30	1.7	(〃) 3	(〃) 4	(〃) 7	(〃) 7		7
〃身延町	う	梅平	国道沿い	50	1.0						
			農業振興地域内の農用地区域			(〃) 13	(〃) 24				
			上記以外の地域	50	1.8	(〃) 15	(〃) 33	(〃) 5	(〃) 5		5
	お	大野	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 12	(〃) 19				
			上記以外の地域	40	2.0	(〃) 13	(〃) 21	(〃) 5	(〃) 5		5
	し	下山	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 9	(〃) 15				
			上記以外の地域	40	2.0	(〃) 11	(〃) 18	(〃) 5	(〃) 5		5
	つ	角打	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 10	(〃) 16				
			上記以外の地域	50	1.6	(〃) 11	(〃) 18	(〃) 5	(〃) 5		5
	は	波木井	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 9	(〃) 12				
			上記以外の地域	40	1.8	(〃) 12	(〃) 15	(〃) 5	(〃) 5		5
	ま	丸滝	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4	(〃) 6				
			上記以外の地域	40	1.8	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 5	(〃) 5		5
	み	身延	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 9	(〃) 12				
			上記以外の地域	50	1.2	(〃) 12	(〃) 15	(〃) 5	(〃) 5		5
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 3	(〃) 4				
			上記以外の地域	30	2.2	(〃) 4	(〃) 5	(〃) 4	(〃) 4		4

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
南巨摩郡南部町	う	内船	農業振興地域内の農用地区域			(純) 7	(純) 10				
			上記以外の地域	50	1.3	(〃) 9	(〃) 13	(純) 3	(純) 3		3
	な	南部	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 7	(〃) 10				
			上記以外の地域	50	2.7	(〃) 9	(〃) 13	(〃) 3	(〃) 3		3
	ほ	本郷	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 6	(〃) 11				
			上記以外の地域	40	4.7	(〃) 6	(〃) 12	(〃) 3	(〃) 3		3
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4	(〃) 5				
			上記以外の地域	30	2.5	(〃) 4	(〃) 6	(〃) 3	(〃) 3		3
〃富沢町	ふ	福士	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃) 11				
			上記以外の地域	50	2.2	(〃) 10	(〃) 13	(〃) 3	(〃) 3		3
	ま	万沢	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4	(〃) 5				
			上記以外の地域	40	2.7	(〃) 6	(〃) 8	(〃) 3	(〃) 3		3
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4	(〃) 5				
			上記以外の地域	30	2.1	(〃) 5	(〃) 7	(〃) 3	(〃) 3		3

市区町村名	記号	町（丁目）又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
富士吉田市	あ	新倉	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			新神戸、神戸堀南のうち路線価地域を除く地域	40	2.3	(中) 43	(中) 77	(中)236	(中)236		236
			上記以外の地域	40	2.2	(〃) 39	(〃) 53	(純) 18	(純) 18		18
		新屋	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			内城山、河原樋、城山、中ザス、西海戸、東尽下、溝下、東溝下、山神河原、横道下、東小倉、天狗松、西尽下のうち路線価地域を除く地域	40	4.0	(中) 78	(中) 93	(中)117	(中)117		117
			上記以外の地域	40	3.0	(純) 26	(純) 30	(純) 25	(純) 25		25
	お	大明見	上道、檜林、上中尾、白久保、大久保、鶉窪、柳畑、向坂、上野原、松ノ木、河上、日向、長日向、上山神戸、神戸、七曲、月峯、西沢、鳥居地、滑畦、鳥居地沢、栖峯、大権首、飯盛、山葵沢	30	4.3	(〃) 15	(〃) 60	(〃) 20	(〃) 20		20
			上記のうち農業振興地域内の農用地区域			(〃) 12	(〃) 13				
			上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 19	(〃) 26				
			上記以外の地域	30	2.5	(中) 41	(中) 42	(中)124	(中)124		124
	か	上吉田	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			①城山西、遊珍、団子石、古吉田、上古吉田、西堀の内、下手、滝道、諏訪内、桂橋、鍛冶屋作、西原、熊穴、城山、溝下、堰林、中原のうち路線価地域を除く地域	40	2.3	(中)156	(中)190	(中)207	(中)207		207
			②大溝、塩出崎、三枚畠、前ケ原、南川久保、北川久保、下子佐野、鐘山土沢、城山東、大溝上の農業振興地域内の農用地区域			(純) 49	(純) 50				
			大溝、塩出崎、三枚畠、前ケ原、南川久保、北川久保、下子佐野、鐘山土沢、城山東、大溝上の農業振興地域内の農用地区域を除く地域	40	2.1	(中) 69	(中) 63	(中)167	(中)167		167
			③上記以外の地域の農業振興地域内の農用地区域			(純) 19	(純) 18				
			④富士急行㈱の経営地	60				12,000円	12,000円		
			上記以外の地域	50	2.1	(〃) 22	(〃) 21	(純) 67	(純) 67		67
		上暮地	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 18	(〃) 35				
			国道139号線沿い及び前田、新屋敷、九穂通り、大曽根、徳立の道路沿い	30	3.2	(〃) 28	(〃) 42	(〃) 73	(〃) 73		73
			上記以外の地域	30	3.3	(〃) 25	(〃) 23	(〃) 24	(〃) 24		24
	と	小明見	①向原地区（小佐の川以東の地域）の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 17	(〃) 26				
			向原の上記を除く地域	30	4.1	(〃) 25	(〃) 28	(〃) 20	(〃) 20		20
			②上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃) 32	(〃) 48				
			上記以外の地域	30	3.5	(中) 43	(中) 69	(〃) 88	(〃) 88		88
	し	下吉田	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
富士吉田市	し		上手、河大杉、三愚神、重陽地、下重陽地、西丸尾、古屋敷、一貫目、尾垂川尻のうち路線価地域を除く地域	40	3.1	(中)100	(中)130	(中)213	(中)213		213
			尾垂下ノ水、尾垂不動前、尾水石屋ケ沢、尾垂大石久保、尾垂羽根方面	40	4.0	(純)24	(純)72	(純)17	(純)17		17
			尾垂下丸尾、深山、田尻、山口、小向、中丸尾	40	3.7	(〃)30	(〃)38	(中)165	(中)165		165
			上記以外の地域	40	2.1	(中)47	(中)65	(〃)183	(〃)183		183
	た	竜ケ丘1～3丁目	全	40	3.0	(〃)35	(〃)48	(〃)185	(〃)185		185
	ま	松山	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			佐数、芝原、背戸丸尾、竹原、出口、橋詰、茨原、松原崎のうち路線価地域を除く地域	40	2.1	(中)105	(中)107	(中)339	(中)339		339
			上記以外の地域	40	2.5	(〃)47	(〃)93	(〃)215	(〃)215		215
	み	緑ケ丘1・2丁目	全	40	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
大月市	お	大月1～3丁目	〃	—	〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
		大月町	一部	—	〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			①真木のうち間明野、桑西、恵能野の農業振興地域内の農用地区域			(純)6	(純)8				
			真木のうち間明野、桑西、恵能野の農業振興地域内の農用地区域を除く地域	30	4.8	(〃)9	(〃)11	(純)10	(純)10		10
			真木のうち上記を除く農業振興地域内の農用地区域			(〃)16	(〃)26				
			真木のうち上記を除く農業振興地域内の農用地区域を除く地域	30	4.7	(〃)20	(〃)33	(〃)14	(〃)14		14
			②花咲の農業振興地域内の農用地区域			(〃)20	(〃)28				
			花咲の農業振興地域内の農用地区域を除く地域	30	4.2	(〃)26	(〃)40	(〃)31	(〃)31		31
			③上記以外の農業振興地域内の農用地区域			(〃)7	(〃)9				
			上記以外の地域	30	4.1	(〃)9	(〃)11	(〃)10	(〃)10		10
	こ	駒橋1～3丁目	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			農業振興地域内の農用地区域			(純)22	(純)28				
			上記以外の地域	50	4.5	(〃)31	(〃)45	(〃)11	(〃)11		11
	さ	猿橋町	猿橋の農業振興地域内の農用地区域			(〃)16	(〃)21				
			猿橋の農業振興地域内の農用地区域を除く地域	50	1.8	(〃)20	(〃)26	(〃)37	(〃)37		37
			上記を除く地域の農業振興地域内の農用地区域			(〃)4	(〃)5				
			上記以外の地域	50	3.1	(〃)6	(〃)7	(〃)8	(〃)8		8
		笹子町	笹子の農業振興地域内の農用地区域			(〃)6	(〃)7				
			黒野田の国道沿い	40	2.7	(〃)34	(〃)35	(〃)36	(〃)36		36
			黒野田の上記以外の地域	40	3.6	(〃)15	(〃)12	(〃)12	(〃)12		12
			黒野田以外の国道沿い	40	3.6	(〃)24	(〃)29	(〃)35	(〃)35		35
			上記以外の地域	40	2.8	(〃)8	(〃)10	(〃)7	(〃)7		7

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
大月市	と	富浜町	鳥沢の農業振興地域内の農用地区域			(純)10	(純)13				
			鳥沢の農業振興地域内の農用地区域を除く地域	30	3.0	(〃)19	(〃)22	(純)17	(純)17		17
			上記を除く地域の農業振興地域内の農用地区域			(〃)7	(〃)6				
			上記以外の地域	30	7.6	(〃)11	(〃)11	(〃)14	(〃)14		14
	に	賑岡町	畑倉、強瀬の農業振興地域内の農用地区域			(〃)9	(〃)10				
			畑倉、強瀬の農業振興地域内の農用地区域を除く地域	20	3.8	(〃)15	(〃)14	(〃)13	(〃)13		13
			上記を除く地域の農業振興地域内の農用地区域			(〃)6	(〃)7				
			上記以外の地域	20	5.7	(〃)8	(〃)8	(〃)9	(〃)9		9
	は	初狩町	中初狩の農業振興地域内の農用地区域			(〃)5	(〃)11				
			中初狩の国道沿い	40	5.3	(〃)15	(〃)22	(〃)35	(〃)35		35
			中初狩の上記以外の地域	40	4.0	(〃)9	(〃)16	(〃)14	(〃)14		14
			上記を除く地域の農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)12				
			下初狩の国道沿い	40	2.2	(〃)17	(〃)22	(〃)34	(〃)34		34
			上記以外の地域	40	6.1	(〃)14	(〃)18	(〃)14	(〃)14		14
	み	御太刀1・2丁目	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			上記以外の地域	50	2.4	(中)37	(中)55	(純)12	(純)12		12
	や	梁川町	網の上の農業振興地域内の農用地区域			(純)10	(純)12				
			網の上の農業振興地域内の農用地区域を除く地域	20	4.3	(〃)16	(〃)17	(〃)11	(〃)11		11
			上記を除く地域の農業振興地域内の農用地区域			(〃)6	(〃)8				
			上記以外の地域	20	5.9	(〃)9	(〃)9	(〃)7	(〃)7		7
	な	七保町	下和田の農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)11				
			下和田の農業振興地域内の農用地区域を除く地域	20	5.8	(〃)14	(〃)18	(〃)14	(〃)14		14
			上記を除く地域の農業振興地域内の農用地区域			(〃)4	(〃)5				
			上記以外の地域	20	3.0	(〃)6	(〃)7	(〃)14	(〃)14		14
都留市	い	井倉	農業振興地域内の農用地区域			(〃)8	(〃)19				
			上記以外の地域	20	2.4	(〃)9	(〃)22	(〃)11	(〃)11		11
	お	小形山	農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)14				
			上記以外の地域	20	2.7	(〃)18	(〃)21	(〃)10	(〃)10		10
		小野	農業振興地域内の農用地区域			(〃)12	(〃)13				
			上記以外の地域	20	7.0	(〃)16	(〃)20	(〃)9	(〃)9		9
	か	上谷1～3・5丁目	全	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
		〃 4丁目	一部	—	〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			上記以外の地域	50	2.6	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
		〃 6丁目	一部	—	路	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
都留市	か		上記以外の地域	50	3.0	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
		上谷	上谷のうち石原、根田入、細工橋、通道路	40	2.9	(純)12	(純)18	(純)19	(純)19		19
			上谷のうち喜和田久保、金山、山目久保、元坂	20	3.6	(〃)19	(〃)26	(〃)19	(〃)19		19
			上記以外の地域	50	2.7	(〃)26	(〃)34	(〃)19	(〃)19		19
		桂川北側(羽根子)	地番(2812～4754)の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 9	(〃)29				
			上記以外の地域	20	3.7	(〃)11	(〃)38	(〃)15	(〃)15		15
		桂川北側(川橋)	上記を除く地域の農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)31				
			上記以外の地域	20	3.7	(〃)13	(〃)40	(〃)17	(〃)17		17
	さ	境	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 9	(〃)13				
			上記以外の地域	30	5.0	(〃)13	(〃)19	(〃) 7	(〃) 7		7
	し	下谷1～3丁目	全	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
		〃 4丁目	一部	—	〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			富士急㈱線路の北側	50	2.5	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			富士急㈱線路の南側	50	2.6	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			上記以外の地域	50	3.0	(純)30	(純)34	(純)14	(純)14		14
	つ	つる1丁目	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			上記以外の地域	50	2.0	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
		〃 2丁目	一部	—	路	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			上記以外の地域	50	1.8	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
		〃 3丁目	一部	—	路	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			上記以外の地域	50	2.0	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
		〃 4丁目	一部	—	路	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			富士急㈱線路の北側	50	2.3	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			富士急㈱線路の南側	50	2.4	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
		〃 5丁目	全	50	2.3	(純)26	(純)34	(純)19	(純)19		19
	た	田原1・2丁目	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			上記以外の地域	50	2.4	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
		〃 3丁目	一部	—	路	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃	(〃)〃		〃
			上記以外の地域	20	2.8	(純)11	(純)18	(純)14	(純)14		14
		〃 4丁目	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			上記以外の地域	20	2.1	(純)14	(純)22	(純)14	(純)14		14
		田野倉	農業振興地域内の農用地区域			(〃)15	(〃)19				
			上記以外の地域	40	5.5	(〃)20	(〃)24	(〃)14	(〃)14		14
	ち	中央1～4丁目	全	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
	と	十日市場	農業振興地域内の農用地区域			(純)14	(純)18				
			上記以外の地域	30	3.2	(〃)24	(〃)31	(純)11	(純)11		11
	な	夏狩	農業振興地域内の農用地区域			(〃)13	(〃)20				
			上記以外の地域	30	2.7	(〃)19	(〃)26	(〃) 9	(〃) 9		9
	ふ	古川渡	全	30	2.7	(〃)11	(〃)21	(〃) 8	(〃) 8		8
	ほ	法能	農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)13				

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
都留市	ほ		上記以外の地域	20	2.5	(純)14	(純)15	(純)18	(純)18		18
	よ	四日市場	全	40	4.6	(〃)13	(〃)20	(〃)12	(〃)12		12
		上記以外	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 6	(〃) 9				
			上記以外の地域	20	3.4	(〃) 8	(〃)13	(〃) 9	(〃) 9		9
北都留郡上野原町	あ	芦垣	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 9	(〃)10				
			上記以外の地域	20	3.0	(〃)11	(〃)12	(〃) 7	(〃) 7		7
		新田	農業振興地域内の農用地区域			(〃)24	(〃)38				
			上記以外の地域	30	2.7	(〃)38	(〃)45	(〃)11	(〃)11		11
	う	上野原	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			上記以外の地域	50	3.4	(純)31	(純)59	(純)19	(純)19		19
	お	大野、犬目	農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)12				
			上記以外の地域	20	3.8	(〃)12	(〃)14	(〃) 7	(〃) 7		7
		大椚、大倉、大曽根	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 4	(〃) 6				
			上記以外の地域	20	5.1	(〃) 7	(〃) 8	(〃) 7	(〃) 7		7
	か	川合	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 9	(〃)10				
			上記以外の地域	20	5.0	(〃)12	(〃)13	(〃) 6	(〃) 6		6
	く	桑久保	農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)12				
			上記以外の地域	20	3.1	(〃)14	(〃)14	(〃)11	(〃)11		11
	さ	西原	農業振興地域内の農用地区域			(〃)12	(〃)11				
			上記以外の地域	20	2.5	(〃)14	(〃)16	(〃)14	(〃)14		14
	し	四方津	農業振興地域内の農用地区域			(〃)10	(〃)10				
			上記以外の地域	30	3.5	(〃)14	(〃)19	(〃) 7	(〃) 7		7
	つ	鶴川	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)18				
			上記以外の地域	20	4.8	(〃)14	(〃)27	(〃)10	(〃)10		10
		鶴島	農業振興地域内の農用地区域			(〃)12	(〃)19				
			上記以外の地域	20	5.6	(〃)18	(〃)23	(〃)13	(〃)13		13
	の	野田尻	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 9	(〃)10				
			上記以外の地域	20	3.3	(〃)13	(〃)15	(〃) 7	(〃) 7		7
	ま	松留	農業振興地域内の農用地区域			(〃)28	(〃)20				
			上記以外の地域	30	4.4	(〃)36	(〃)29	(〃)12	(〃)12		12
	や	八つ沢	農業振興地域内の農用地区域			(〃)11	(〃)13				
			上記以外の地域	20	4.8	(〃)15	(〃)21	(〃)11	(〃)11		11
	ゆ	栃原	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃) 7				
			上記以外の地域	20	3.9	(〃)11	(〃)14	(〃)13	(〃)13		13
	わ	和見	農業振興地域内の農用地区域			(〃)23	(〃)11				
			上記以外の地域	20	3.0	(〃)30	(〃)16	(〃) 8	(〃) 8		8
〃小菅村		全	全	20	2.6	(〃) 4	(〃) 5	(〃)11	(〃)11		11
〃丹波山村		全	全	20	4.1		(〃) 5	(〃) 7	(〃) 7		7

署名　大　月

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
南都留郡秋山村		全	農業振興地域内の農用地区域			(純) 5	(純) 6				
			上記以外の地域	20	3.1	(〃) 7	(〃) 9	(純)13	(純)13		13
〃 道志村		全	農業振興地域内の農用地区域			(〃) 8	(〃)11				
			県道道志、都留線沿い及び津久井、山中湖線沿い	20	2.7	(〃)11	(〃)16	(〃)14	(〃)14		14
			上記以外の地域	20	2.6	(〃) 8	(〃)11	(〃)15	(〃)15		15
〃 西桂町		全	国道139号線沿い、小沼中央線沿い及び国道139号線と小沼中央線の間	40	2.5	(〃)35	(〃)36	(〃)68	(〃)68		68
			上記を除く地域の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 9	(〃)11				
			上記以外の地域	30	3.3	(〃)11	(〃)15	(〃) 7	(〃) 7		7
〃 忍野村	う	内野	①県道69号線沿い、向村横町神鶴線沿い、下村線、上村線沿い、山中湖線沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)32	(〃)66				
			県道69号線沿い、向村横町神鶴線沿い、下村線、上村線沿い、山中湖線沿いの上記を除く地域	30	2.2	(中) 38	(中) 72	(中) 78	(中) 78		78
			②上記を除く地域の農業振興地域内の農用地区域			(純) 20	(純) 41				
			上記以外の地域	30	1.2	(〃)33	(〃)75	(純)18	(純)18		18
	し	忍草	①県道69号線沿い、向村横町神鶴線沿い、下村線、上村線沿い及び山中湖線沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)47	(純) 70				
			県道69号線沿い、向村横町神鶴線沿い、下村線、上村線沿い及び山中湖線沿いの上記を除く地域	30	2.8	(中)62	(中)110	(中) 77	(中) 77		77
			②鐘山、六本松、臼久保、奥山尾田、下屋敷、立沢、季ノ木、古馬場、高木、地粉沢、梨ケ原中道、上臼久保、法印塚、平山山尾田陰、前山尾田の農業振興地域内の農用地区域			(純) 30	(純) 48				
			鐘山、六本松、臼久保、奥山尾田、下屋敷、立沢、季ノ木、古馬場、高木、地粉沢、梨ケ原、上臼久保、法印塚、平山山尾田陰、前山尾田の上記を除く地域	30	2.1	(中) 40	(中) 70	(中)127	(中)127		127
			③上記を除く地域の農業振興地域内の農用地区域			(純) 17	(純) 34				
			上記以外の地域	30	1.3	(〃)24	(〃)37	(純)31	(純)31		31

署名　大　月

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
南都留郡山中湖村		大字平野及び山中のうち富士急行㈱の経営地	中区5丁目のうち湖畔通り	70				80,000円	80,000円		
			上記を除く中区5丁目及び東区1丁目	60				22,000円	22,000円		
			中区6丁目及び東区5、6丁目	60				16,000円	16,000円		
			中区1～4丁目、富士紅葉ケ丘全丁目及び東区2～4丁目	60				13,000円	13,000円		
			上記以外の地域	60				12,000円	12,000円		
	ひ	平野	①向切詰、切詰、新井、宮ノ脇、不動坂、水ケ久保、和田、長池、座蔵、中ノ蟲、古屋、赤芝、池の畑の県道沿い	40	2.0	(中)132	(中)282	(中)325	(中)325		325
			上記字のうち県道沿いを除く地域の農業振興地域内の農用地区域			(純)43	(純)127				
			上記字のうち上記以外の地域	40	1.8	(中) 59	(中)171	(中)186	(中)186		186
			②茨島、皆形、小海原	40	1.9	(純)41	(純)60	(純)45	(純)45		45
			③霜窪、小日向、中の砂、上原、当平、小坂、水の元	40	1.6	(中) 79	(中)172	(中)146	(中)146		146
			④上記を除く地域の農業振興地域内の農用地区域			(純)38	(純)77				
			上記以外の地域	40	1.9	(中) 65	(中)141	(中)139	(中)139		139
	や	山中	①国道138号線及び県道旧鎌倉往環沿いの大池、梁尻、北畠、御所、寺屋敷、堂の前、築地鼻、土手内、道下、鶴塚、重良淵、下り山、南大道淵、茶屋の段	40	2.6	(〃)113	(〃)300	(〃)462	(〃)462		462
			上記国道138号線及び県道旧鎌倉往環沿いを除く地域	40	1.6	(〃) 80	(〃)217	(〃)217	(〃)370		370
			②梨ケ原、藤塚、山神戸、萩塚、沖新畑、栗木林の農業振興地域内の農用地区域			(純) 16	(純) 56				
			梨ケ原、藤塚、山神戸、萩塚、沖新畑、栗木林の上記以外の地域	40	1.6	(〃) 19	(〃) 74	(純) 49	(純) 49		49
			③上記以外の農業振興地域内の農用地区域			(〃) 23	(〃) 76				
			上記以外の地域	40	1.6	(中) 33	(中)112	(中)215	(中)215		215
〃 河口湖町	あ	浅川	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			産家ケ崎、西之圃、追坂、宮前、西の国、坂本、宮ノ辺、高石、平浜の国道沿い	30	1.9	(中) 88	(中) 78	(〃) 〃	(〃) 〃		〃
			上記小字のうち国道沿いを除く地域	30	2.1	(〃) 76	(〃) 74	(中)314	(中)314		314
			堂の上、久保、石原、小瀬戸	30	2.1	(純) 9	(純) 10	(〃)210	(〃)210		210
			大平	30	2.6	(中)129	(中)115	(〃)225	(〃)225		225
			上記以外の地域	30	2.3	(純)12	(純)11	(純)16	(純)16		16
	お	大石	①県道沿いの農業振興地域内の農用地区域			(〃)62	(〃)60				
			県道沿いの上記を除く地域(山林については宅地可能な山林)	30	4.0	(中)106	(中) 90	(中)445	(中)445		445
			②県道沿いを除く桑崎山、鐘突戸、地蔵前、祝畑道下、小峯、大峯、魚釣戸、戸沢山の農業振興地域内の農用地区域			(純) 58	(純) 54				

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
南都留郡河口湖町	お		県道沿いを除く桑崎山、鐘突戸、地蔵前、祝畑道下、小峯、大峯、魚釣戸、戸沢山の上記以外の地域	30	4.5	(中)71	(中)76	(中)190	(中)190		190
			③県道沿いを除く頭無山、前浜の農業振興地域内の農用地区域			(純)43	(純)41				
			④県道沿いを除く頭無山、前浜の上記以外の地域	30	6.0	(中)72	(中)51	(純)47	(純)47		47
			⑤上記以外の地域の農業振興地域内の農用地区域			(純)5	(純)5				
			上記以外の地域	30	4.7	(〃)8	(〃)7	(〃)12	(〃)12		12
	か	河口	①国道137号線及び県道河口湖畔線沿い	30	2.7	(中)95	(中)81	(中)275	(中)275		275
			②広瀬、大川端、小島、湖辺、淵ノ前、水口、建石の農業振興地域内の農用地区域			(純)54	(純)64				
			県道沿いの広瀬、大川端、小島、湖辺、淵ノ前、水口、建石の上記以外	30	4.8	(中)92	(中)102	(中)414	(中)414		414
			上記字のうち県道沿いを除く地域	30	4.5	(〃)87	(〃)80	(〃)364	(〃)364		364
			③金山、清水、呑川尻、西原道下、西原道上、西側、西下側、東下側、横町、鯉の水、追坂、横町外、東側、小田野、日影、子神下、北浦、宮ノ上、滝の沢の農業振興地域内の農用地区域			(純)56	(純)55				
			金山、清水、呑川尻、西原道下、西原道上、西川、南下側、東下側、横町、鯉の水、追坂、横町外、東側、小田野、日影、子神下、北浦、宮ノ上、滝の沢の農業振興地域内の農用地区域を除く地域	30	2.3	(中)90	(中)80	(純)40	(純)40		40
			④上記以外の地域の農業振興地域内の農用地区域			(純)6	(純)6				
			上記以外の地域	30	5.5	(〃)16	(〃)15	(〃)12	(〃)12		12
	こ	小立	国道139号線沿い	40	2.4	(中)97	(中)91	(中)464	(中)464		464
			島原、宝司塚、京塚、金山	30	4.3	(〃)80	(〃)89	(〃)500	(〃)500		500
			地番1～3787のうち上記を除く地域	30	4.6	(〃)54	(〃)52	(純)33	(純)33		33
			上記以外の地域	30	4.3	(純)13	(純)12	(〃)17	(〃)17		17
	ふ	船津	一部	—	路	(周)比準	(周)比準	(市)比準	(市)比準		比準
			①中村、宮森、西川、大木、大池の路線価地域を除く地域	50	2.6	(中)141	(中)205	(〃)〃	(〃)〃		〃
			②権現森、柴休場、長尾、西上之段、下土足土、清眼塚、上土足戸、蛇石、的場、上藤久保、堀休場、桜休場、上桜休場、上松ノ木、下松ノ木、上大塚、下大塚、麦売場、登り道の路線価地域を除く地域	30	2.4	(〃)98	(〃)147	(中)386	(中)386		386
			③梨ノ木、仏立、柳久保、海言塚、西蛇石、上海言塚、西恋路、中恋路、上堀休場、東								

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
南都留郡河口湖町	ふ		恋路、箕輪、八本木、中八本木、沼、上八本木、東沼、水之元、下狐塚、西狐塚、東荊原、西荊原、尻賛切の路線価地域を除く地域	30	2.6	(中)60	(中)89	(中)290	(中)290		290
			④市道、中馬込、鐘突道、狭石、南八津、北八津、長馬場、北八津倉、南八津倉、丸尾岸、下善郷塚、下六本松、狐塚、険丸尾の路線価地域を除く地域	30	3.1	(〃)84	(〃)118	(〃)228	(〃)228		228
			上記以外の地域	30	2.4	(純)15	(純)20	(純)13	(純)13		13
〃勝山村		全	①県道沿いの里宮、シツコゴ、川渡、下尾嶋、中素、神久保、寄ケ崎、小海、下寄ケ崎、入梅	30	2.6	(中)56	(中)50	(中)154	(中)154		154
			上記県道沿いを除く地域	30	2.4	(純)18	(純)15	(純)107	(純)107		107
			②国道139号線沿いの一本松、石休場、上ノ段、林の平、銭ケ神、栗原、吉田道、宮ノ本、犬久保、下赤坂、南羽根子	30	2.4	(中)53	(中)59	(中)131	(中)131		131
			上記国道沿いを除く地域	30	2.2	(純)34	(純)28	(純)54	(純)54		54
			上記以外の地域	30	2.2	(〃)8	(〃)14	(〃)16	(〃)16		16
〃足和田村	な	長浜	県道沿いの東八杭、大輪、的場、仏立、平浜、下足和田、天神下、長崎(山林については宅地開発可能な山林)	30	3.0	(中)48	(中)45	(中)167	(中)167		167
			上記以外の地域(山林については宅地開発可能な山林)	30	1.4	(純)23	(純)20	(〃)147	(〃)147		147
			上記以外の地域					(純)18	(純)18		18
	お	大嵐	国道139号線沿い	30	1.8		(中)52	(中)147	(中)147		147
			上記以外の地域	30	1.1		(純)21	(純)26	(純)26		26
		上記以外	全	30	2.0		(〃)24	(〃)14	(〃)14		14
〃鳴沢村	お	大田和	①大田和地域の国道139号線沿い	30	2.3		(中)108	(中)175	(中)175		175
			㊟大田和地域の小字地番								
			大木原　2260～2453								
			大棟ノ木　2454～2580								
			藤和田　2581～2694								
			家上川原　2697～2864								
			宮前　2865～2968								
			清水　2969～3021								
			的場　3068～3151								
			宮前道下　3152～3221								
			山神山　3222～3298								
			桑原　3299～3320								
			アゲ　3322～3360								
			西前原　3361～3465								
			小暮　3466～3581								
			前原　3584～3884								

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
南都留郡鳴沢村	お		長塚　3885～3994 礼木　3995～4196 犬ノ子草里　4197～4390 地窪　4391～4433 大鹿窪　4434～4684 上大特　4888～5044 ズミノ木　5158～5317 穴山　5318～5419 大砂　5421～5489～2 下人窪　5490～5582 小大特　5585～5723 小坂　4687～1～4887 炭焼塚　5045～5157								
			②国道139号線以北の平地山林					(中)107	(中)107		107
			㊟平地山林の小字地番 宮前道下、山神土、桑原、アゲ、西原の全部 長塚のうち3907～3931～1、3930 犬ノ子草里4266～1、4268～2、4267～1 大棟ノ木2458～1、2560、2474～2、2564、2511～2、2572、2530、2574、2531、2575、2556、2576 小暮2468～1、3470 前原3624～1、3625、3632、3633、3643～1、3645、3646、3649、3650、3651、3652～3658～1、3695～1、3698～1、3706、3709～3712、3716、3726、3729、3730、3733、3737、3739、3751、3749、3755、3762、3763、3781、3782、3786、3788、3789、3791、3792、3794、3797、3799、3821、3813～3816、3821～内1、3823、3871、3872、3875、3876～1、3878、3879～3、3880～1、3881								
			③国道139号線以南の平地山林					(中)113	(中)113		113

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借割地権合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等 宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
南都留郡鳴沢村	お		㊟平地山林の小字地番 礼木の全部 長塚3962、3968、3972、3974、3975、3977、3981 犬ノ木草里4198、4207、4208、4211、4216、4220、4252、4268～1、4287、4287～2、4288、4295、4348、4384、4385、4386、4387、4389、4390、大棟ノ木2456、2458～2、2462、2463、2476、2482、2485、2488、2490、2491、2496、2496～2、2497、2498、2499、2500、2502、2503、2504、2517、2519、2521、2527、2536～1 小暮3535、3536～2、3539、3548～1、3548～2、3548～3 前原3614～1～3614～4、3662、3675、3678～1、3678～2、3679～1、3679～2、3697～1								
			上記以外の地域	30	1.8		(純)45	(純)28	(純)28		28
		上記以外	①大田和地域を除く国道139号線沿い	30	2.4		(中)85	(中)183	(中)183		183
			②字富士山　8545 8553～9885 10315 10442～10443 10445 10447 10453 11401～11402 の枝番 8545－4全部 8545－5の一部の地域 字ジラゴンノ8532の枝番 地番10453～11399の地域及び字前丸尾8530の枝番								
			字前丸尾8531の枝番の地域	30	2.7		(〃)82	(〃)176	(〃)176		176
			③字穴山5403の枝番 字下人窪5530の枝番								

署名	大　　月

市(区)町村名	記号	町(丁目)又は大字名	適用地域名	借地権割合	固定資産税評価額に乗ずる倍率等						
					宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
				%	倍	倍	倍	倍	倍	倍	倍
南都留郡鳴沢村			字大砂 5432 5447 5453 5460 の枝番 5429 5438 5451								
			字西絶頭 7451 7452 の枝番の地域	30	2.0		(純)24	(純)35	(純)35		35
			上記以外の地域	30	2.0		(〃)57	(〃)11	(〃)11		11

6　借地権等の割合

「借地権割合」は、倍率の適用地域ごとに5「評価倍率表」の「借地権割合」欄に表示してある。

なお、貸宅地割合、貸家建付地割合、貸家建付借地権割合、転貸借地権割合、転借権割合及び貸家建付転借権割合は、次表に掲げる借地権割合の区分に従い、それぞれ次に掲げる割合による。

(注)　路線価地域の借地権割合は、路線価図に、路線ごとにA、B、C…Hの記号により原則として路線価の右脇に表示してある。

表3

借　地　権　等　の　割　合　表

借地権割合	貸宅地割合	貸家建付地割合	貸家建付借地権割合	転貸借地権割合	転借権割合	貸家建付転借権割合
90%	10%	73%	63%	9%	81%	56.7%
80	20	76	56	16	64	44.8
70	30	79	49	21	49	34.3
60	40	82	42	24	36	25.2
50	50	85	35	25	25	17.5
40	60	88	28	24	16	11.2
30	70	91	21	21	9	6.3
20	80	94	—	—	—	—

7 宅地造成費

(1) 宅地造成費の標準価額

「宅地造成費」の標準価額は、次表に掲げる造成区分に従い、それぞれ次に掲げる金額による。

なお、この標準価額はすべての地目（宅地を除く。）に共通して適用する。

(注) 宅地造成費として控除する金額が、その土地の宅地造成費の額を控除する前の価額の１００分の５０に相当する金額を超える場合には、その１００分の５０に相当する金額を限度として控除する。

表４

宅地造成費の標準価額表

費目		造成区分	宅地造成費の額	
			単位	金額
整地費	地ならし費	地ならしを必要とする場合	地ならしを必要とする面積１平方メートル当り	円 150
	伐採・抜根費	伐採、抜根を必要とする場合	伐採、抜根を必要とする面積１平方メートル	150
	切盛土費	傾斜している土地で高い部分を切土し、低い部分に盛土を必要とする場合	切土を必要とする体積１立方メートル当り	400
	盛土費	他から土砂を搬入して盛土を必要とする場合	盛土を必要とする体積１立方メートル当り	800
擁壁費	基礎工事費	土止めを必要とする場合	高さ２メートル未満は基礎工事の長さ１メートル当り	3,100
			高さ２メートル以上は、上記の金額に、高さ１メートルまでを増すごとに基礎工事の長さ１メートル当り６００円を加算する。	
	石積工事費	土止めを必要とする場合	高さ２メートル未満は、擁壁１平方メートル当り	10,000
			高さ２メートル以上は、上記の金額に、高さ１メートルまでを増すごとに擁壁１平方メートル当り1,100円を加算する。	

（標準価額による宅地造成費の計算）

（設例１） 規模、形状 「４００㎡」、一面が道路に面した間口２０m、奥行２０mの傾斜の画地で、切土した土地の部分が高さ２mの土止めを必要とし、その切土量が埋戻土量と等しくなる正方形の土地の伐採、伐根を必要としない場合

宅地造成費の計算 切土量≒埋戻土量の場合の切盛土量は、（面積×高さ＝体積）の４分の１である。

地ならし費 １５０円×（間口）（２０m）×（奥行）（２０m）（地ならしの面積） ＝ ６０,０００円

切盛土費 ４００円×（面積）（４００㎡）×（高さ）２m×¼（切盛土量の体積） ＝ ８０,０００円

基礎工事費 ｛3,１００円×（１０m＋１０m）×２｝＋｛3,７００円×（２０m×１）｝（側面擁壁の長さ）（正面擁壁の長さ） ＝ １９８,０００円

石積工事費 ｛１０,０００円×（切盛土分奥行）（１０m）×（高さ）２m×½×４面）｝＋｛１１,１００円×（間口）（２０m）×（高さ）２m）｝（側面擁壁の面積）（正面擁壁の面積） ＝ ８４４,０００円

宅地造成費の合計 （６０,０００円＋８０,０００円＋１９８,０００円＋８４４,０００円） ＝1,１８２,０００円

(注) 側面擁壁の面積の計算においては、土地の形態により側面擁壁が２面になることがあるので留意する。

（略図）

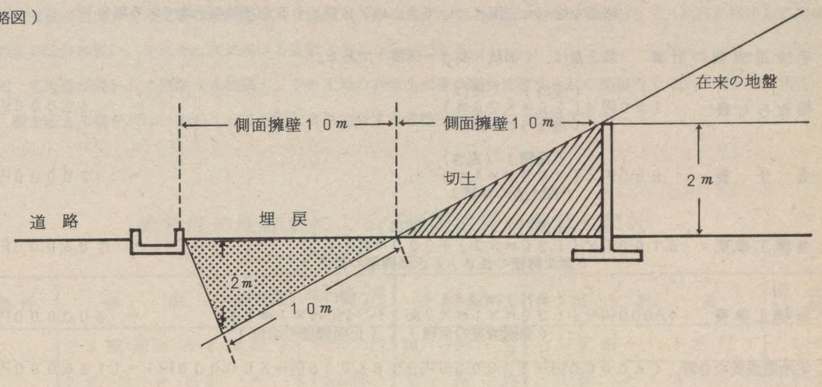

(注) 石積工事費は「高さ２メートル以上は、上記の金額に高さ１メートルまでを増すごとに擁壁１平方メートル当り1,100円を加算する」と、具体的には、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる金額となる。

高さ２メートル以上	の場合	側面１平方メートル当り	１０,０００円
高さ２メートル以上 ３メートル未満	の場合	側面１平方メートル当り	１１,１００円
高さ３メートル〃 ４メートル〃	の場合	側面１平方メートル当り	１２,２００円
高さ４メートル〃 ５メートル〃	の場合	側面１平方メートル当り	１３,３００円

（設例２） 規模、形状 「４００㎡」、一面が道路に面した間口２０m、奥行２０mの傾斜の画地で、道路の高さまで土盛りを必要とし、道路面を除いた三面について土止めを必要とする正方形の土地である場合

宅地造成費の計算 埋土量は、（面積×高さ＝体積）の２分の１である。

地ならし費 １５０円×（間口）（２０m）×（奥行）（２０m）（地ならしの面積） ＝ ６０,０００円

盛土費 ８００円×（面積）（４００㎡）×（高さ）２m×½（埋土量の体積） ＝ ３２０,０００円

基礎工事費 ｛3,１００円×（２０m×２）｝＋｛3,７００円×（２０m×１）｝（側面擁壁の長さ）（正面擁壁の長さ） ＝ １９８,０００円

石積工事費 ｛１０,０００円×（奥行）（２０m）×（高さ）２m×½×２面）｝＋｛１１,１００円×（間口）（２０m）×（高さ）２m）｝（側面擁壁の面積）（正面擁壁の面積） ＝ ８４４,０００円

宅地造成費の合計 （６０,０００円＋３２０,０００円＋１９８,０００円＋８４４,０００円） ＝1,４２２,０００円

（略図）

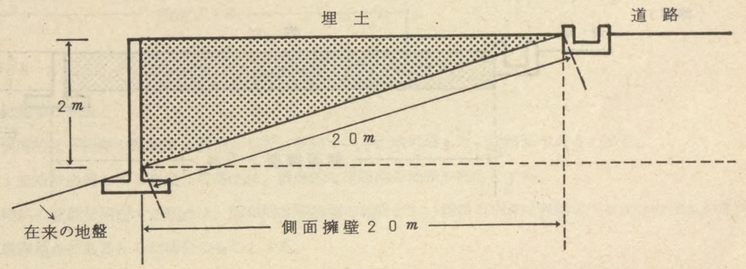

（設例３）　規模、形状　「４００㎡」、一面が道路に面した間口２０m、奥行２０mの土盛りを必要とする画地で、道路面を除いた三面について土止めを必要とする正方形の土地である場合

宅地造成費の計算　埋土量は、（面積×高さ＝体積）である。

地ならし費　１５０円×（間口）（２０m）×（奥行）（２０m）（地ならしの面積）　＝　６０,０００円

盛土費　８００円×（面積）（４００㎡）×（高さ）（１m）（埋土量の体積）　＝　３２０,０００円

基礎工事費　３,１００円×｛（奥行）（２０m×２）＋（間口）（２０m×１）｝（側面擁壁の長さ）（正面擁壁の長さ）　＝　１８６,０００円

石積工事費　１０,０００円×｛（奥行）（高さ）（２０m×１m×２面）＋（間口）（高さ）（２０m×１m）｝（側面擁壁の面積）（正面擁壁の面積）　＝　６００,０００円

宅地造成費の合計　（６０,０００円＋３２０,０００円＋１８６,０００円＋６００,０００円）＝１,１６６,０００円

（略図）

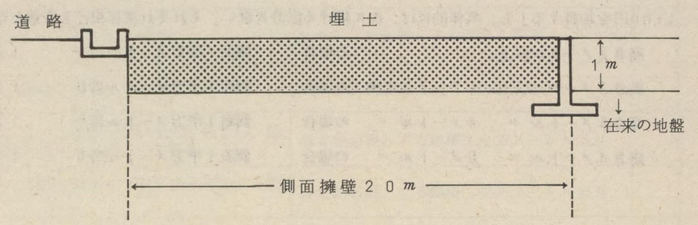

（設例４）　規模、形状　「４００㎡」、一面が道路に面した間口２０m、奥行２０mの土盛を必要とする画地で、道路面を除いた三面について土止めを必要とする正方形の土地である場合

宅地造成費の計算　埋土量は、（面積×高さ＝体積）である。

地ならし費　１５０円×（間口）（２０m）×（奥行）（２０m）（地ならしの面積）　＝　６０,０００円

盛土費　８００円×（面積）（４００㎡×0.5m）×（高さ）（埋土量の体積）　＝１６０,０００円

基礎工事費　３,１００円×｛（奥行）（２０m×２）＋（間口）（２０m×１）｝（側面擁壁の長さ）（正面擁壁の長さ）　＝１８６,０００円

石積工事費　１０,０００円×｛（奥行）（高さ）（２０m×0.5m×２面）＋（間口）（高さ）（２０m×0.5m）｝（側面擁壁の面積）（正面擁壁の面積）　＝３００,０００円

宅地造成費の合計　（６０,０００円＋１６０,０００円＋１８６,０００円＋３００,０００円）＝７０６,０００円

（略図）

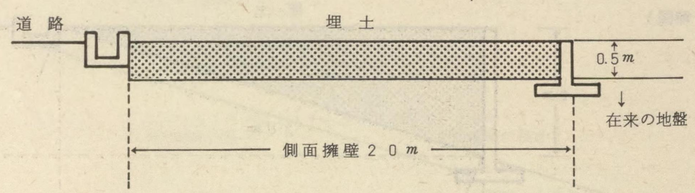

(2)　宅地造成費の概算金額

宅地造成費の額は、その土地の傾斜度が３０度以下である場合には、前記の定めにかかわらず、次表に掲げる立地条件及び傾斜度の区分に従い、それぞれ次に掲げる金額とすることができる。

㈱　宅地造成費として控除する金額が、その土地の宅地造成費の額を控除する前の価額の１００分の５０に相当する金額を超える場合には、その１００分の５０に相当する金額を限度として控除する。

表５

傾斜度の度数別による宅地造成費の概算金額表

立地条件	傾斜度	造成費（１㎡当り）	立地条件	傾斜度	造成費（１㎡当り）
傾斜地	２５度超～３０度以下	13,900円	傾斜地	３度超～５度以下	2,200円
	２０〃～２５〃	10,600	平坦地	０度～３〃	1,600
	１５〃～２０〃	7,800	土盛地	１メートル以下	3,000
	１０〃～１５〃	5,500		１メートル超～２メートル以下	5,500
	５〃～１０〃	3,600		２メートル〃～３メートル〃	8,200

㈱　この概算控除額は、整地費及び擁壁費の住宅造成費に要するすべての費用を含めて算定したものである。

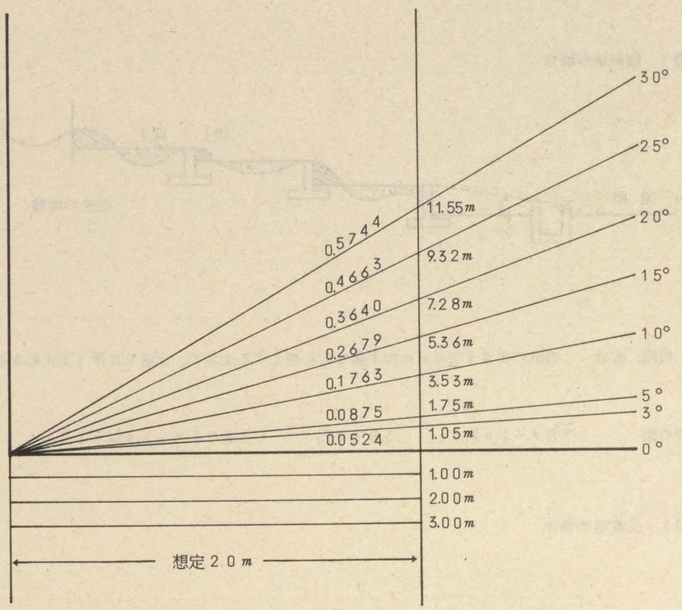

（傾斜度等の判定）

イ　標準的な平担地の地表は、原則として、評価すべき土地に最も近い道路面の高さとする。

ロ　土盛地の必要とする土盛りの高さは、標準的な平担地の地表の高さとする。

ハ　傾斜の度数を測定する起点は、標準的な平担地の地表とし、傾斜の頂点は評価すべき土地の頂点が奥行距離の最深地点にあるとした場合のものとする。

ニ　傾斜の度合いが異なる多面的な土地についての傾斜度は、それぞれの面の傾斜度の平均値とする。

（傾斜度の度数別による宅地造成費の計算）

（設例５）　規模、形状　　道路の高さとおおむね同じ高さである土地で、地ならしのみを必要とする場合

宅地造成費の額　　１平方メートル当り　　1,６００円　　（傾斜度　０度～３度以下）

（略図）　平担地の場合

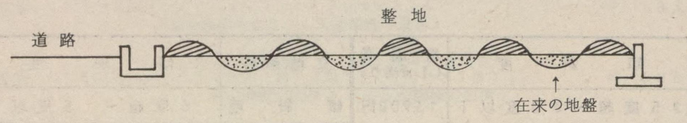

（設例６）　規模、形状　　道路の地表に対し９度の傾斜度を有する土地で、土盛りに伴う土止めを必要とする場合

宅地造成費の額　　１平方メートル当り　　3,６００円　　（傾斜度　５度超～１０度以下）

（略図）　傾斜地の場合

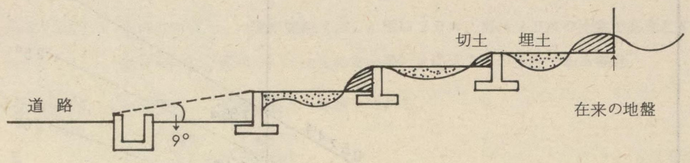

（設例７）　規模、形状　　道路の高さまで0.６ｍの土盛りを必要とする土地で、土盛りに伴う土止めを必要とする場合

宅地造成費の額　　１平方メートル当り　　3,０００円　　（土盛り１メートル以下）

（略図）　土盛地の場合

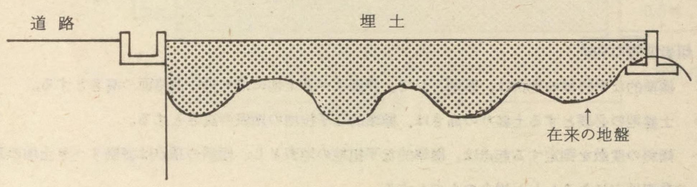

8　耕　作　権　割　合

「耕作権」の価額を評価する場合における「耕作権割合」は、次表に掲げる農地の区分に従い、それぞれ次に掲げる割合による。

ただし、市街地周辺農地及び市街地農地の耕作権で、次表の割合により評価することが実情に即さないと認められるときは、その農地が転用される場合に通常支払われるべき離作料の額、その農地の付近にある宅地に係る借地権の価額等を参しやくして求めた割合によることとして差支えない。

表６

耕　作　権　割　合

農　地　の　区　分	耕　作　権　割　合
純　農　地	１００分の５０
中　間　農　地	１００分の５０
市　街　地　周　辺　農　地	１００分の３５
市　街　地　農　地	１００分の３５

9　鉱泉地の評価

鉱泉地の価額は、基本通達６９《鉱泉地の評価》の定めによつて評価する。この場合における鉱泉地の基本価額は２１０万円とする。

10　温泉地指数

基本通達７１《温泉地指数》の定めによる温泉地指数は、次表に掲げる温泉地ごとに、それぞれ次に掲げる指数による。

表７

温　泉　地　指　数　表

署名	温泉地名	指数	署名	温泉地名	指数	署名	温泉地名	指数
青梅	鶴の湯	0.5	小田原	二の平	3.0	甲府	大藪	0.4
神奈川	綱島	1.2	〃	木賀	3.0	山梨	塩山	0.6
平塚	鶴巻	0.8	〃	強羅	3.0	〃	石和	0.6
厚木	七沢	0.5	〃	仙石原	3.0	〃	川浦	0.3
小田原	湯河原	3.5	〃	芦の湯	2.0	〃	岩下	0.4
〃	箱根湯本	4.0	木更津	青堀	0.6	〃	初鹿野	0.2
〃	塔の沢	4.0	甲府	湯村	1.0	鰍沢	西山	0.5
〃	宮の下	3.5	〃	旧甲府市内	1.0	〃	下部	0.8
〃	大平台	2.5	〃	積翠寺	0.6			
〃	小涌谷	3.0	〃	増富	0.5			

11　雑種地の評価

雑種地（ゴルフ場等の用に供する土地及び鉄軌道用地を除く。）の価額は、その雑種地の現況に応じ、状況が類似する付近の土地の価額を基として、その土地とその雑種地との位置、形状等の条件の差を考慮して評価する。

第２　家　屋　の　部

1　評　価　倍　率

相続税財産評価に関する基本通達（以下、「基本通達」という。）８９《家屋の評価》の定めにより家屋の価額を評価する場合におけるその家屋の固定資産税評価額に乗ずる倍率は１.０とする。

2　借　家　権　割　合

基本通達９４《借家権の評価》の定めにより借家権の価額を評価する場合における借家権割合は、１００分の３０とする。

第 3　果樹等、立竹木の部

1　果樹等の標準価額

基本通達９９《果樹等の評価》の定めにより果樹等の価額を評価する場合における１０アール（１.００８３反歩）当りの標準価額は、次表に掲げる樹種及び樹齢の区分に従い、それぞれ次に掲げる金額による。

表８

果　樹　等　の　標　準　価　額　表

（１０アール当り）

樹種	樹齢区分／適用地域	幼齢樹		成熟樹				老齢樹	
				青年期		壮年期			
		樹齢	標準価額	樹齢	標準価額	樹齢	標準価額	樹齢	標準価額
かんきつ（夏みかんを除く。）	全管	1～5年	30千円	16～20年	85千円	26～30年	110千円	36～40年	80千円
		6～10	55	21～25	100	31～35	95	41～50	70
		11～15	80	－	－	－	－	51以上	60
夏みかん	全管	1～5	35	16～20	80	26～30	90	36～40	75
		6～10	60	21～25	85	31～35	95	41～45	60
		11～15	75	－	－	－	－	46以上	40
なし	東京都	1～5	45	11～15	125	16～20	200	26～30	115
		6～10	65	－	－	21～25	155	31～35	75
		－	－	－	－	－	－	36以上	55
	神奈川県	1～5	45	11～15	125	16～20	200	26～30	115
		6～10	65	－	－	21～25	155	31～35	75
		－	－	－	－	－	－	36以上	55
	千葉県	1～5	45	11～15	100	16～20	120	26～30	96
		6～10	65	－	－	21～25	120	31～35	60
		－	－	－	－	－	－	36以上	45
ぶどう	山梨県	1～5	90	6～10	130	11～15	175	21～30	130
		－	－	－	－	16～20	200	31以上	75
	上記以外	1～5	75	6～10	90	11～15	125	21～30	90
		－	－	－	－	16～20	140	31以上	50
もも	山梨県	1～5	45	6～10	100	11～15	135	16～20	90
		－	－	－	－	－	－	21～25	75
		－	－	－	－	－	－	26以上	50
	上記以外	1～5	40	6～10	75	11～15	95	16～20	65
		－	－	－	－	－	－	21～25	50
		－	－	－	－	－	－	26以上	35
かき	山梨県	1～5	25	11～15	70	21～25	110	31～35	95
		6～10	55	16～20	95	26～30	120	36～40	75
		－	－	－	－	－	－	41以上	40
	上記以外	1～5	25	11～15	60	21～25	90	31～35	65
		6～10	50	16～20	70	26～30	90	36～40	50
		－	－	－	－	－	－	41以上	35
びわ	千葉県	1～5	35	6～10	90	16～20	150	21～25	120
		－	－	11～15	115	－	－	26～30	70
		－	－	－	－	－	－	31以上	45

樹種	樹齢区分 / 適用地域	幼齢樹		成熟樹				老齢樹	
				青年期		壮年期			
		樹齢	標準価額	樹齢	標準価額	樹齢	標準価額	樹齢	標準価額
くり	全管	1～4年	20千円	5～11年	40千円	12～20年	55千円	21～30年	35千円
		—	—	—	—	—	—	31以上	20
うめ	全管	1～5	25	6～10	50	16～20	75	21～30	65
		—	—	11～15	65	—	—	31以上	40
茶	全管	1～5	25	6～10	40	21～30	60	36～40	50
		—	—	11～20	50	31～35	70	41以上	30

(注) 本表に掲げる金額には、なし、ぶどう等のさく又はたなの価額は含まれていないから、それらの構築物については、果樹等の価額とは別に、基本通達97《評価の方式》の定めによって評価する。

2 森林の立木の標準価額

基本通達113《森林の主要樹種の立木の評価》の定めにより森林の立木の価額を評価する場合における1ヘクタール（1.0083町歩）当りの標準価額は、次表に掲げる樹種及び樹齢の区分に従い、それぞれ次に掲げる金額による。

表9 森林の立木の標準価額表

(1) 東京都における標準価額表

（1ヘクタール当り）

樹齢＼樹種	すぎ	ひのき	まつ	くぬぎ	雑木	樹齢＼樹種	すぎ	ひのき	まつ	くぬぎ	雑木
	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円
1年	180	220	75	19	7	46年	3,603	4,998	1,122	—	144
2	197	239	87	20	7	47	3,673	5,096	1,144	—	147
3	206	250	89	21	7	48	3,747	5,198	1,167	—	149
4	220	266	93	23	8	49	3,824	5,301	1,190	—	152
5	237	287	97	26	9	50	3,897	5,409	1,214	—	156
6	257	313	103	29	10	51	3,977	5,517	1,238	—	159
7	282	343	109	32	12	52	4,057	5,625	1,262	—	162
8	310	377	117	37	13	53	4,137	5,737	1,288	—	165
9	342	416	125	42	15	54	4,220	5,855	1,314	—	168
10	378	460	135	47	17	55	4,304	5,968	1,339	—	172
11	417	509	145	53	20	56	4,390	6,090	1,367	—	175
12	460	562	157	59	22	57	4,480	6,213	1,394	—	179
13	507	619	169	67	25	58	4,569	6,335	1,422	—	182
14	558	682	183	74	28	59	4,659	6,463	1,450	—	186
15	613	748	197	○ 83	31	60	4,752	6,590	1,479	—	190
16	671	820	213	84	34	61	4,848	6,722	1,509	—	—
17	733	896	229	86	38	62	4,944	6,860	1,540	—	—
18	799	977	247	88	42	63	5,043	6,997	1,570	—	—
19	869	1,062	265	89	46	64	5,145	7,134	1,601	—	—
20	942	1,152	285	91	50	65	5,248	7,276	1,633	—	—
21	1,019	1,247	306	93	55	66	5,353	7,423	1,666	—	—
22	1,100	1,346	327	95	59	67	5,459	7,570	1,699	—	—
23	1,185	1,449	350	97	64	68	5,571	7,722	1,733	—	—
24	1,273	1,558	373	99	69	69	5,680	7,879	1,768	—	—
25	1,365	1,671	398	101	75	70	5,795	8,036	1,804	—	—
26	1,461	1,788	423	103	80	71	5,910	8,197	1,840	—	—
27	1,561	1,911	450	105	86	72	6,028	8,359	1,876	—	—
28	1,664	2,038	477	107	91	73	6,150	8,530	1,915	—	—
29	1,772	2,169	506	109	98	74	6,272	8,697	1,952	—	—
30	1,883	2,305	536	111	○ 105	75	6,396	8,873	1,992	—	—
31	1,997	2,446	566	—	107	76	6,524	9,050	2,031	—	—
32	2,116	2,591	598	—	109	77	6,556	9,231	2,072	—	—
33	2,238	2,741	630	—	111	78	6,790	9,417	2,114	—	—
34	2,364	2,895	664	—	113	79	6,924	9,604	2,156	—	—
35	2,494	3,055	699	—	115	80	7,065	9,795	2,198	—	—
36	2,628	3,218	734	—	118	81	—	9,991	2,242	—	—
37	2,765	3,387	771	—	120	82	—	10,192	2,288	—	—
38	2,906	3,560	808	—	122	83	—	10,397	2,334	—	—
39	3,051	3,737	847	—	125	84	—	10,603	2,380	—	—
40	○3,200	3,919	886	—	127	85	—	10,819	2,428	—	—
41	3,264	4,106	927	—	130	86	—	11,034	2,477	—	—
42	3,328	4,298	969	—	133	87	—	11,255	2,526	—	—
43	3,395	4,494	1,011	—	135	88	—	11,480	2,577	—	—
44	3,462	4,694	1,055	—	138	89	—	11,711	2,629	—	—
45	3,532	○4,900	○1,100	—	141	90	—	11,941	2,680	—	—

(注) ○印の価額は、標準伐期における標準価額である。

東京都

(2) 神奈川県における標準価額表

（１ヘクタール当り）

樹齢＼樹種	すぎ	ひのき	まつ	くぬぎ	雑木	樹齢＼樹種	すぎ	ひのき	まつ	くぬぎ	雑木
	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円
1年	180	220	75	19	7	46年	3,603	4,947	994	—	144
2	197	239	86	20	7	47	3,673	5,044	1,014	—	147
3	206	250	88	21	7	48	3,747	5,145	1,034	—	149
4	220	266	92	23	8	49	3,824	5,247	1,054	—	152
5	237	287	95	26	9	50	3,897	5,354	1,076	—	156
6	257	312	100	29	10	51	3,977	5,461	1,097	—	159
7	282	341	106	32	12	52	4,057	5,567	1,119	—	162
8	310	376	113	37	13	53	4,137	5,679	1,141	—	165
9	342	414	120	42	15	54	4,220	5,795	1,165	—	168
10	378	458	128	47	17	55	4,304	5,907	1,187	—	172
11	417	506	138	53	20	56	4,390	6,028	1,211	—	175
12	460	558	148	59	22	57	4,480	6,149	1,236	—	179
13	507	615	159	67	25	58	4,569	6,271	1,260	—	182
14	558	677	171	74	28	59	4,659	6,397	1,286	—	186
15	613	743	183	○ 83	31	60	4,752	6,523	1,311	—	190
16	671	814	197	84	34	61	4,848	6,654	1,337	—	—
17	733	889	212	86	38	62	4,944	6,790	1,365	—	—
18	799	969	227	88	42	63	5,043	6,925	1,392	—	—
19	869	1,053	243	89	46	64	5,145	7,061	1,419	—	—
20	942	1,142	260	91	50	65	5,248	7,202	1,447	—	—
21	1,019	1,236	278	93	55	66	5,353	7,347	1,477	—	—
22	1,100	1,334	297	95	59	67	5,459	7,493	1,506	—	—
23	1,185	1,436	317	97	64	68	5,571	7,643	1,536	—	—
24	1,273	1,544	338	99	69	69	5,680	7,798	1,567	—	—
25	1,365	1,655	359	101	75	70	5,795	7,954	1,599	—	—
26	1,461	1,772	382	103	80	71	5,910	8,114	1,631	—	—
27	1,561	1,893	405	105	86	72	6,028	8,274	1,663	—	—
28	1,664	2,018	429	107	91	73	6,150	8,443	1,697	—	—
29	1,772	2,148	454	109	98	74	6,272	8,608	1,730	—	—
30	1,883	2,283	480	111	○ 105	75	6,396	8,783	1,765	—	—
31	1,997	2,422	507	—	107	76	6,524	8,957	1,800	—	—
32	2,116	2,566	535	—	109	77	6,556	9,137	1,836	—	—
33	2,238	2,714	563	—	111	78	6,790	9,321	1,873	—	—
34	2,364	2,867	593	—	113	79	6,924	9,506	1,911	—	—
35	2,494	3,024	623	—	115	80	7,065	9,695	1,949	—	—
36	2,628	3,186	654	—	118	81	—	9,889	1,988	—	—
37	2,765	3,353	686	—	120	82	—	10,088	2,028	—	—
38	2,906	3,524	719	—	122	83	—	10,291	2,068	—	—
39	3,051	3,700	753	—	125	84	—	10,495	2,109	—	—
40	○3,200	3,880	788	—	127	85	—	10,708	2,152	—	—
41	3,264	4,065	823	—	130	86	—	10,922	2,195	—	—
42	3,328	4,254	860	—	133	87	—	11,140	2,239	—	—
43	3,395	4,448	897	—	135	88	—	11,363	2,284	—	—
44	3,462	4,646	935	—	138	89	—	11,591	2,330	—	—
45	3,532	○4,850	○ 975	—	141	90	—	11,819	2,376	—	—

神奈川県

(注) ○印の価額は、標準伐期における標準価額である。

(3) 千葉県における標準価額表

（１ヘクタール当り）

樹齢＼樹種	すぎ	ひのき	まつ	くぬぎ	雑木	樹齢＼樹種	すぎ	ひのき	まつ	くぬぎ	雑木
	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円
1年	180	220	75	19	7	46年	3,378	4,947	994	—	137
2	197	239	86	20	7	47	3,444	5,044	1,014	—	140
3	205	250	88	21	7	48	3,513	5,145	1,034	—	142
4	218	266	92	23	8	49	3,585	5,247	1,054	—	145
5	233	287	95	25	9	50	3,654	5,354	1,076	—	148
6	253	312	100	28	10	51	3,729	5,461	1,097	—	151
7	276	341	106	31	12	52	3,804	5,567	1,119	—	154
8	302	376	113	35	13	53	3,879	5,679	1,141	—	157
9	332	414	120	39	15	54	3,957	5,795	1,165	—	160
10	365	458	128	44	17	55	4,035	5,907	1,187	—	164
11	402	506	138	50	19	56	4,116	6,028	1,211	—	167
12	442	558	148	56	21	57	4,200	6,149	1,236	—	170
13	486	615	159	62	24	58	4,284	6,271	1,260	—	174
14	534	677	171	69	27	59	4,368	6,397	1,286	—	177
15	585	743	183	○ 77	30	60	4,455	6,523	1,311	—	181
16	639	814	197	78	33	61	4,545	6,654	1,337	—	—
17	697	889	212	80	36	62	4,635	6,790	1,365	—	—
18	759	969	227	81	40	63	4,728	6,925	1,392	—	—
19	824	1,053	243	83	44	64	4,824	7,061	1,419	—	—
20	892	1,142	260	85	48	65	4,920	7,202	1,447	—	—
21	964	1,236	278	86	52	66	5,019	7,347	1,477	—	—
22	1,040	1,334	297	88	56	67	5,118	7,493	1,506	—	—
23	1,190	1,436	317	90	61	68	5,223	7,643	1,536	—	—
24	1,201	1,544	338	92	66	69	5,325	7,798	1,567	—	—
25	1,287	1,655	359	93	71	70	5,433	7,954	1,599	—	—
26	1,377	1,772	382	95	76	71	5,541	8,114	1,631	—	—
27	1,470	1,893	405	97	82	72	5,652	8,274	1,663	—	—
28	1,566	2,018	429	99	87	73	5,766	8,443	1,697	—	—
29	1,667	2,148	454	101	93	74	5,880	8,608	1,730	—	—
30	1,770	2,283	480	103	○ 100	75	5,997	8,783	1,765	—	—
31	1,877	2,422	507	—	102	76	6,117	8,957	1,800	—	—
32	1,988	2,566	535	—	104	77	6,240	9,137	1,836	—	—
33	2,102	2,714	563	—	106	78	6,366	9,321	1,873	—	—
34	2,220	2,867	593	—	108	79	6,492	9,506	1,911	—	—
35	2,341	3,024	623	—	110	80	6,624	9,695	1,949	—	—
36	2,466	3,186	654	—	112	81	—	9,889	1,988	—	—
37	2,594	3,353	686	—	114	82	—	10,088	2,028	—	—
38	2,726	3,524	719	—	117	83	—	10,291	2,068	—	—
39	2,861	3,700	753	—	119	84	—	10,495	2,109	—	—
40	○3,000	3,880	788	—	121	85	—	10,708	2,152	—	—
41	3,060	4,065	823	—	124	86	—	10,922	2,195	—	—
42	3,120	4,254	860	—	126	87	—	11,140	2,239	—	—
43	3,183	4,448	897	—	129	88	—	11,363	2,284	—	—
44	3,246	4,646	935	—	131	89	—	11,591	2,330	—	—
45	3,312	○4,850	○ 975	—	134	90	—	11,819	2,376	—	—

千葉県

(注) ○印の価額は、標準伐期における標準価額である。

(4) 山梨県における標準価額表

（１ヘクタール当り）

樹種 / 樹齢	すぎ	ひのき	まつ	くぬぎ	雑木	樹種 / 樹齢	すぎ	ひのき	まつ	くぬぎ	雑木
	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円
1年	180	220	75	19	7	51年	3,405	4,947	1,052	—	133
2	196	237	86	19	7	52	3,474	5,044	1,073	—	135
3	204	246	88	20	7	53	3,542	5,145	1,094	—	138
4	215	259	91	22	8	54	3,614	5,247	1,117	—	141
5	229	276	95	24	9	55	3,685	5,354	1,138	—	144
6	247	296	100	26	10	56	3,759	5,461	1,162	—	147
7	268	320	105	29	11	57	3,836	5,567	1,185	—	150
8	292	348	111	32	12	58	3,912	5,679	1,208	—	153
9	319	379	119	35	14	59	3,989	5,795	1,233	—	156
10	349	414	126	39	16	60	4,608	5,907	1,257	—	159
11	382	453	135	44	17	61	4,151	6,028	1,282	—	—
12	419	496	145	49	19	62	4,233	6,149	1,309	—	—
13	459	542	155	54	22	63	4,318	6,271	1,335	—	—
14	502	592	167	59	24	64	4,405	6,397	1,361	—	—
15	548	645	179	○ 66	27	65	4,493	6,523	1,388	—	—
16	598	703	192	67	30	66	4,584	6,654	1,416	—	—
17	650	764	206	68	33	67	4,674	6,790	1,444	—	—
18	706	828	221	70	36	68	4,770	6,925	1,473	—	—
19	765	897	236	71	39	69	4,863	7,061	1,503	—	—
20	827	969	252	72	43	70	4,962	7,202	1,533	—	—
21	892	1,044	270	74	46	71	5,060	7,347	1,564	—	—
22	961	1,124	288	75	50	72	5,162	7,493	1,595	—	—
23	1,033	1,207	307	77	54	73	5,266	7,643	1,627	—	—
24	1,100	1,294	326	78	58	74	5,370	7,798	1,659	—	—
25	1,186	1,385	347	80	63	75	5,477	7,954	1,693	—	—
26	1,267	1,479	368	82	67	76	5,586	8,114	1,726	—	—
27	1,351	1,577	391	85	72	77	5,699	8,274	1,761	—	—
28	1,439	1,678	414	87	77	78	5,814	8,443	1,797	—	—
29	1,530	1,784	438	88	82	79	5,929	8,608	1,832	—	—
30	1,624	1,893	462	—	○ 88	80	6,049	8,783	1,869	—	—
31	1,721	2,005	488	—	89	81	—	8,957	1,906	—	—
32	1,822	2,122	514	—	91	82	—	9,137	1,944	—	—
33	1,925	2,242	542	—	93	83	—	9,321	1,984	—	—
34	2,032	2,366	570	—	95	84	—	9,560	2,023	—	—
35	2,142	2,493	599	—	97	85	—	9,695	2,064	—	—
36	2,255	2,625	629	—	99	86	—	9,889	2,105	—	—
37	2,371	2,759	659	—	101	87	—	10,088	2,147	—	—
38	2,491	2,898	691	—	103	88	—	10,291	2,190	—	—
39	2,614	3,040	723	—	105	89	—	10,495	2,234	—	—
40	○2,740	3,186	756	—	107	90	—	10,708	2,278	—	—
41	2,794	3,336	790	—	109	91	—	10,922	—	—	—
42	2,849	3,489	825	—	111	92	—	11,140	—	—	—
43	2,907	3,646	861	—	113	93	—	11,363	—	—	—
44	2,964	3,807	897	—	116	94	—	11,591	—	—	—
45	3,024	3,972	○ 935	—	118	95	—	11,819	—	—	—
46	3,085	4,140	953	—	120	96	—	12,057	—	—	—
47	3,145	4,312	972	—	123	97	—	12,299	—	—	—
48	3,208	4,487	992	—	125	98	—	12,546	—	—	—
49	3,274	4,667	1,011	—	128	99	—	12,794	—	—	—
50	3,337	○4,850	1,032	—	130	100	—	13,051	—	—	—

山梨県

(注) ○印の価額は、標準伐期における標準価額である。

3 森林の立木以外の立木の標準価額

基本通達１２２《森林の立木以外の立木の評価》の定めにより森林の立木以外の立木（庭園にある立木を除く。）の価額を評価する場合における１本当りの標準価額は、次表に掲げる樹種及び樹齢の区分に従い、それぞれ次に掲げる金額による。

表１０

森林の立木以外の立木の標準価額表

（１本当り）

樹種 \ 樹齢（年）	１０以上２２未満	２０以上３０未満	３０以上４０未満	４０以上５０未満	５０以上６０未満	６０以上
すぎ	５６０円	１，１５０円	２，３９０円	３，６５０円	４，５６０円	５，７９０円
ひのき	１，１９０	１，８５０	３，２７０	５，２７０	６，１１０	７，７２０
まつ	１５０	３６０	６９０	１，０６０	１，２５０	１，５２０
けやき	３５０	８１０	１，４９０	２，３２０	２，９６０	３，６４０

（１本当り）

樹種 \ 樹齢（年）	５以上１０未満	１０以上１５未満	１５以上２０未満	２０以上２５未満	２５以上
きり	１，１００円	２，６００円	４，０００円	６，２００円	７，８００円

(注) 本表に掲げる金額については、基本通達１２２《森林の立木以外の立木の評価》の定めにより、その立木のある土地の地味及び地利に応じ、それぞれの金額の１００分の２０の範囲内において相当と認める金額の増減を行うことができる。

4 立竹の標準価額

基本通達１２４《立竹の評価》の定めにより立竹（庭園にある立竹を除く。）の価額を評価する場合における１０アール（１．００８３反歩）当りの標準価額は、次表に掲げる用途区分に従い、それぞれ次に掲げる金額による。

表１１

立竹の標準価額表

（１０アール当り）

用途区分	標準価額	摘要
立竹の採取を目的とするもの	２２，０００円	当該地から集産地までの距離が１２キロメートル未満である場合
	１６，０００	〃　１２キロメートル以上２０キロメートル未満である場合
	９，０００	〃　２０キロメートル以上である場合
たけのこの採取を目的とするもの	２０，０００	

(注) 本表に掲げる金額については、基本通達１２４《立竹の評価》の定めにより、その立竹のある土地の地利等の実情に応じ、それぞれの金額の１００分の２０の範囲内において相当と認める金額の増減を行うことができる。

第4 牛 馬 の 部

牛馬の標準価額

基本通達１３４《牛馬等の評価》の定めにより牛馬（販売業者が販売の目的をもって所有するもの及び産とくを除く。）の価額を評価する場合における標準価額は、次表に掲げる種類及び年齢の区分に従い、それぞれ次に掲げる金額による。

ただし、その血統、経歴等により著しくその価額に影響を及ぼすと認められる牛馬で、標準価額によって評価することが不適当であると認められるものについては、同通達１３４の（２）のただし書の定めによって評価する。

表１２

牛馬の標準価額表

種類／年齢	種牛	乳牛	役用牛	農耕場	種類／年齢	種牛	乳牛	役用牛	農耕場
	千円	千円	千円	千円		千円	千円	千円	千円
6か月以内	－	40	おす20 めす30	おす20 めす25	7年以内	120	120	65	45
1年〃	90	60	おす35 めす50	おす25 めす30	8年〃	100	100	60	40
2年〃	150	100	50	30	9年〃	40	90	60	40
3年〃	180	120	65	40	9年超	－	50	35	25
4年〃	220	140	70	45					
5年〃	220	140	75	50					
6年〃	170	130	75	50					

第 5　電話加入権の部

電話加入権の標準価額

取引相場のある電話加入権以外の電話加入権の価額を評価する場合の標準価額は、次表に掲げるところによる。

なお、取引相場のある電話加入権の価額を評価する場合は、基本通達１６１《電話加入権の評価》の(1)の定めによるのであるが、上記の標準価額によることとしても差支えない。

表１３

電話加入権の標準価額表

都県名	地域名	標準価額	都県名	地域名	標準価額
東京都	全	千円 ５８	千葉県	全	千円 ５８
神奈川県			山梨県		

第6 株 式 の 部

気配相場のある株式として国税局長が指定した銘柄

基本通達１７３《気配相場のある株式についての国税局長の指定》の定めにより、気配相場のある株式として各国税局長が指定した銘柄（昭和５６年１月１日現在）は、次表に掲げるとおりである。

表１４

気配相場のある株式として国税局長が指定した銘柄表

国税局名	指定銘柄
東京	該当なし
大阪	〃
関東信越	茨城交通、茨城相互銀行、関東鉄道、東洋相互銀行
札幌	札幌テレビ放送、北海道放送、丸井今井
仙台	該当なし
名古屋	静岡鉄道、清水銀行
金沢	広貫堂、富山相互銀行、富山地方鉄道、福井相互銀行、フクビ化学工業、北陸鉄道
広島	呉相互銀行、山口銀行
高松	伊予鉄道、香川相互銀行、四国変圧器
福岡	九州商船、長崎自動車、長崎電気軌道
熊本	旭相互銀行、南国交通、日本ガス
沖縄国税事務所	該当なし

第７　参考通達の部

例規
資産
直評第１５号
直資第１０５号
昭和５５年６月２４日

税務署長　殿

東京国税局長

個別事情のある財産の評価等の具体的な取扱いについて（通達）

標題のことについて、別紙のとおり定めたから、昭和５５年１月１日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価については、昭和３９年６月２０日付直資第９４号（基礎通達昭和３９年４月２５日付直資５６、直審（資）１７）「相続税財産評価に関する基本通達」（以下「基本通達」という。）によるほか、これによることとされたい。

（趣　旨）

基本通達の適用に当り、個別事情のある財産の評価については、その財産の実態に即して一層適切に行う必要があるため、その具体的な取扱いを定めたものである。

別　紙

個別事情のある財産の評価等の具体的な取扱い

目　　次

1　共通事項……487
(1)　評価方法の定めのない財産の評価……487
(2)　基本通達等又はこの通達の定めにより難い場合の評価……487
(3)　固定資産税評価額の付されていない土地及び家屋の評価……487
(4)　土地区画整理事業施行地区内にある土地の評価……487
2　宅　　地……488
(1)　空閑地の評価単位……488
(2)　路線価の付されていない私道に接する宅地の評価……488
(3)　路線価が同一の場合の正面路線価の判定……488
(4)　2以上の路線に接する宅地の地区区分の判定……488
(5)　奥行価格逓減率適用の特例……488
(6)　貸宅地等の評価の特例……488
(7)　利用制限のある宅地の評価……489
(8)　利用価直の著しく低下している宅地の評価……489
(9)　日本国有鉄道等の高架橋下の使用権の評価……490
3　農　　地……490
(1)　農地の判定……490
(2)　宅地に転用した場合に利用制限等のある農地の評価……490
4　山　　林……490
(1)　市街地山林の評価の特例……490
(2)　市街地山林の賃借権の評価……490
(3)　宅地に転用した場合に利用制限等のある市街地山林の評価……490
5　雑　種　地……491
(1)　雑種地の評価……491
(2)　ゴルフ場等の用に供する土地の評価……491
(3)　雑種地の賃借権の評価……491
(4)　ゴルフ場等の用に供する土地の賃借権の評価……492
(5)　貸付けられている雑種地等の評価……492

1　共通事項

(1)　評価方法の定めのない財産の評価

基本通達又は各年分の相続税財産評価基準通達（以下「基本通達等」という。）及びこの通達のいずれにも評価方法の定めのない財産の価額は、基本通達等又はこの通達に定める評価方法に準じて評価する。

ただし、基本通達等又はこの通達に定める評価方法に準じて評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、その財産の評価に当って最も適切と認められる評価方法について、署の意見並びに当該財産についての精通者意見価格、売買実例価額等の参考資料を添付して局に上申し、その指示を受けて評価する。

(2)　基本通達等又はこの通達の定めにより難い場合の評価

基本通達等又はこの通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、その不適当と認められる理由及びその財産の評価に当って最も適切と認められる評価方法について、署の意見並びに当該財産についての精通者意見価格、売買実例価額等の参考資料を添付して局に上申し、その指示を受けて評価する。

(3)　固定資産税評価額の付されていない土地及び家屋の評価

倍率方式によって評価する土地及び家屋（以下、この項において「土地等」という。）で、課税時期において、まだ、その土地等の現況に応じた固定資産税評価額が付されていないものの価額は、次に掲げる区分に従い、それぞれ、次に掲げる価額をその土地等の固定資産税評価額とみなし、その価額に評価倍率を乗じて計算した価額によって評価する。

ただし、相続税又は贈与税の申告書を提出するときまでに、その土地等に新たな固定資産税評価額が付された場合には、その付された価額を基として評価する。

イ　課税時期の属する年において払下げにより取得した土地又は地目変更のあった土地

その土地の現況に応じ、状況が類似する付近の土地の固定資産税評価額を基とし、当該付近土地とその土地との位置、形状等の条件の差を考慮して、その土地の固定資産税評価額に相当する額として評定した価額

ロ　課税時期の属する年において払下げ、新増築などにより取得した家屋

(イ)　その家屋の付近に、その家屋と状況が類似し、かつ、固定資産税評価額の付されている家屋があるときは、当該付近家屋に付されている固定資産税評価額を基とし、当該付近家屋とその家屋との構造、経過年数、用途等の差を考慮して、その家屋の固定資産税評価額に相当する額として評定した価額

(ロ)　その家屋の付近に、その家屋と状況の類似する家屋がないときは、その家屋の再建築価額（附属設備として別に評価することとされているものの価額を除く。）から経過年数（1年未満の端数は切上げる。）に応ずる減価の額（定率法によって計算した金額）を控除した価額の１００分の７０に相当する金額

(4)　土地区画整理事業施行地区内にある土地の評価

土地区画整理事業（土地区画整理法第２条第１項又は第２項に規定する土地区画整理事業をいう。）の施行地区内にある土地の価額は、その土地について同法第９８条《仮換地の指定》の規定に基づく仮換地の指定がされているかどうかの別、及びその仮換地の造成工事の状況に応じ、それぞれ次に掲げる価額によって評価する。

ただし、土地区画整理事業施行による造成工事がおおむね完了したことにより、その現況に即して路線価又は固定資産税評価額に乗ずる倍率（以下「倍率」という。）が定められている場合には、その路線価又は倍率を基として計算した価額によって評価する。

イ　仮換地が指定されている土地

(イ)　仮換地の造成工事が完了している場合

その仮換地と状況が類似する宅地の相続税評価額を基とし、その宅地とその仮換地との位置、形状等の差を考慮して評定した１平方メートル当りの価額に、その仮換地の地積を乗じて計算した金額に相当する価額

(ロ)　仮換地の造成工事が進行中である場合

その仮換地の造成工事が完了したとした場合におけるその仮換地の価額を、上記(イ)の定めによって評価の上、その価額を基とし、その仮換地の造成工事の進行の度合いに応じ、その価額からその価額の１００分の１０の範囲内において相当と認める金額を控除した価額

(注)　その仮換地の造成工事の進行の度合いに応ずる減価割合は、原則として、その仮換地の造成工事の完了までの期

間が、①2年以内の場合にあっては１００分の５、②2年を超える場合にあっては１００分の１０とする。

(ｲ) 仮換地の造成工事が未着手である場合

その仮換地の造成工事が完了したとした場合におけるその仮換地の価額を上記(ｲ)の定めによって評価の上、その価額を基とし、その仮換地の造成工事の完了までの期間を考慮して、その価額からその価額の１００分の２０の範囲内において相当と認める金額を控除した価額

ただし、その仮換地の造成工事の完了までの期間が明らかでないときは、従前の土地の価額によって評価して差支えない。

ﾛ 仮換地が指定されていない土地

従前の土地の価額

2 宅　　地

(1) 空閑地の評価単位

空閑地の評価単位は、原則として、その全体を１画地とするが、空閑地を分割して複数の者が取得した場合には、その取得した部分ごとに１画地とする。

ただし、遺産の分割、贈与等の場合において、その分割後の画地が宅地としての通常の用途に供することができないと認められるなど、著しく不合理であるものについては、その遺産の分割、贈与等による分割前の画地を１画地とする。

(2) 路線価の付されていない私道に接する宅地の評価

路線価方式により評価する地域において路線価の付されていない私道に接する宅地の価額は、その私道と状況が類似する付近の路線に付された路線価に比準して、その私道の仮路線価を評定し、その仮路線価に基づき計算した価額によって評価する。

(注) 私道の価額は、正面路線価を基として次の算式によって評価することに留意する。

正面路線価×奥行価格逓減率×間口狭小補正率×奥行長大補正率×０.６×地積＝評価額

ただし、その私道について仮路線価を基に評価（仮路線価×０.６）して申告があった場合には、これを認めて差支えない。

(3) 路線価が同一の場合の正面路線価の判定

路線価が同一の２以上の路線に接する宅地の価額を評価する場合の正面路線価は、原則として、間口距離の長い方の面する路線に付された路線価とする。

(4) ２以上の路線に接する宅地の地区区分の判定

地区区分の異なる２以上の路線に接する宅地の地区区分は、原則として、その正面路線に付された地区区分によるものとする。

(5) 奥行価格逓減率適用の特例

基本通達１５《奥行価格逓減》の定めにより路線価の調整を行う場合において、地区区分の異なるものが接続し、その双方の地区の路線価が同額の地域で、奥行価格逓減の減価割合の少い方の地区にある宅地については、①「普通商業地区」又は「併用住宅地区」にあるものは「繁華街」又は「高度商業地区」にあるものとし、②「普通住宅地区」又は「家内工業地区」にあるものは、「普通商業地区」又は「併用住宅地区」にあるものとし、また、③「中小工場地区」にあるものは、「普通住宅地区」又は「家内工業地区」にあるものとして、それぞれ基本通達付表１「奥行価格逓減率表」に定める割合を適用する。

(6) 貸宅地等の評価の特例

借地権割合を異にする地域が接続する地域にある貸宅地（借地権の目的となっている宅地に限る。）で、その貸宅地の正面路線価及び借地権割合を基として計算した１平方メートル当りの貸宅地の価額が、その正面路線の接続する他の貸宅地の正面路線価及び借地権割合（直近上位の借地権割合を適用したものに限る。）を基として計算した１平方メートル当りの貸宅地の価額を超えることとなる場合におけるその貸宅地の価額は、その接続する他の貸宅地の当該１平方メートル当りの貸

宅地の価額を基として計算した価額によって評価する。

なお、借地権割合を異にする地域が接続する地域にある貸家建付地及び転貸借地権の価額についても、上記貸宅地の場合に準じて評価する。

(7) 利用制限のある宅地の評価

都市計画法、その他の法令の規定により利用制限を受ける宅地又は高圧線、モノレール等の架設により地役権が設定されている宅地で、その宅地を宅地としての通常の用途に供する場合に利用制限（以下「宅地としての利用制限」という。）があると認められる部分を有するものの価額は、次に掲げる区分に従い、それぞれ次に掲げる価額によって評価する。

ただし、宅地としての利用制限のあることを考慮して、路線価又は倍率が付されている場合には、その路線価又は倍率を基として計算した価額によって評価する。

ｲ 建物等の建築の全くできない宅地

その宅地を宅地としての利用制限がないものとして評価した場合の価額から、宅地としての利用制限のある部分の面積に対応する価額に相当する金額に１００分の４０又はその宅地が貸宅地であるとした場合に適用される借地権割合のいずれか高い方の割合を乗じて計算した金額を控除した価額

ﾛ 建物の構造、用途等に制限を受ける宅地

その宅地を宅地としての利用制限がないものとして評価した場合の価額から、宅地としての利用制限のある部分の面積に対応する価額に相当する金額に、１００分の２０を乗じて計算した金額を控除した価額

(注) その宅地が付近にある宅地の利用状況等に比し、著しく宅地としての利用制限を受けると認められる場合に限るのであるから留意する。

(8) 利用価値の著しく低下している宅地の評価

宅地のうち、次に掲げる宅地で、その宅地の一部の利用価値が、その宅地の付近にある他の宅地の利用状況等からみて、著しく低下していると認められるもの（形状に基因して減価する必要のあるものを除く。）の価額は、利用価値が低下していないものとして評価した場合のその宅地の価額から、利用価値が低下していると認められる部分の面積に対応する価額に相当する金額に、１００分の１０（次に掲げる２以上の事情により、利用価値が著しく低下していると認められる宅地にあっては、１００分の２０）を乗じて計算した金額を控除した価額によって評価する。

ただし、路線価又は倍率が、利用価値の著しく低下している状況を考慮して付されている場合には、その路線価又は倍率を基として計算した価額によって評価する。

ｲ 著しく傾斜している宅地（がけ地として評価することが適当であると認められるものを除く。）

ﾛ 道路より高い位置にある宅地又は低い位置にある宅地で、その付近にある宅地に比して著しく高低差のあるもの

ﾊ 地盤にはなはだしいおうとつのある宅地

ﾆ 湿潤な宅地

ﾎ その地域における標準的な宅地の面積に比して、著しく広大又は狭あいな宅地で、当該地域における宅地としての通常の用途に供することができないと認められるもの

(注) 著しく広大な宅地とは、高層ビル街又は高層マンション等の建築が可能な地域にある宅地を除く宅地で、原則として、その面積がその地域における標準的な宅地の面積のおおむね５倍以上で、かつ、１０００㎡以上であるものをいい、また、著しく狭あいな宅地とは、原則として、その面積がその地域における標準的な宅地の面積のおおむね５分の１以下で、かつ、４０㎡以下であるものをいう。

ﾍ 震動のはなはだしい宅地

ﾄ ｲからﾍまでに掲げる宅地以外の宅地で、騒音、日照阻害、臭気、忌み等により、売買する場合にはその宅地の取引金額に著しく影響があると認められるもの

(注) 上記の「日照阻害」の程度は、原則として、建築基準法第５６条の２に定める日影時間を超える時間の日照阻害のあるものとする。

ただし、中高層ビル等の連担する地域を除く。

(9) 日本国有鉄道等の高架橋下の使用権の評価

日本国有鉄道、民営鉄道等から使用承認を受けた高架橋下の使用権（建物の所有を目的とするものに限る。）の価額は、その使用権がその使用権の目的となっている土地に沿接する土地の借地権であるとした場合の価額の3分の1に相当する金額によって評価する。

3 農　　地

(1) 農地の判定

農地とは耕作の目的に供される土地をいう。

この場合において、耕作の目的に供される土地には、現に耕作の目的に供されている土地のほか、現に耕作の目的に供されていない土地のうち、その土地の現況が直ちに耕作の目的に供することができる状態にあり、かつ、通常であれば耕作の目的に供されると認められるものを含むものとする。

ただし、①現に耕作の目的に供されている土地であっても通常であれば耕作の目的に供されないと認められる土地（例えば、家庭菜園、一時的に耕作の目的に供しているもの等）及び②土地区画整理事業施行地区内にある地目が農地となっている土地で、課税時期において次に掲げるすべての事項に該当しているものについては、農地と判定しないのであるから留意する。

イ　その土地について土地区画整理事業施行による造成工事が完了していること。

ロ　宅地形状に区画され、肥沃土の除去、土砂の搬入などによって土地の区画、形質に変更があること。

ハ　使用し又は収益することができる状態にあること。

ニ　現に耕作の目的に供されていないこと。

(2) 宅地に転用した場合に利用制限等のある農地の評価

宅地比準方式によって評価する農地（小作に付されている農地及び耕作権を含む。）で、その農地を宅地に転用した場合において、①宅地としての利用制限があると認められる部分を有するものの価額は前記2の(7)《利用制限のある宅地の評価》の定めを準用し、また、②造成費用を投下してもなお宅地としての利用価値が著しく低下していると認められる部分を有するものの価額は前記2の(8)《利用価値の著しく低下している宅地の評価》の定めを準用して、それぞれ評価する。

4 山　　林

(1) 市街地山林の評価の特例

宅地比準方式によって評価する山林（以下「市街地山林」という。）で、その山林が急傾斜地又はのり地のために宅地造成が不可能であると認められるものの価額は、その山林が純山林であるとした場合の価額によって評価する。

(注)　「純山林であるとした場合の価額」は、精通者意見価格、売買実例価額及びその山林のなるべく近くにある純山林の評価額を参しゃくして適正に評定する。

(2) 市街地山林の賃借権の評価

市街地山林に係る賃借権の価額は、その山林を自用地として評価した場合の価額に、その価額が宅地の価額であるとした場合に適用される借地権割合に相当する割合又はその賃借権の残存期間に応ずる法第23条《地上権及び永小作権の評価》に規定する割合のいずれか低い方の割合を乗じて計算した価額によって評価する。

(3) 宅地に転用した場合に利用制限等のある市街地山林の評価

市街地山林を宅地に転用した場合において、その市街地山林が、①宅地としての利用制限があると認められる部分を有するものである場合のその価額は、前記2の(7)《利用制限のある宅地の評価》の定めを準用し、また、②造成費用を投下してもなお宅地としての利用価値が著しく低下していると認められる部分を有するものである場合のその価額は、前記2の(8)《利用価値の著しく低下している宅地の評価》の定めを準用して、それぞれ評価する。

5 雑　種　地

(1) 雑種地の評価

雑種地（ゴルフ場等の用に供する土地及び鉄軌道用地を除く。以下同じ。）の価額は、その雑種地の現況に応じ、状況が類似する付近の土地の相続税評価額を基とし、その土地とその雑種地との位置、形状等の条件の差を考慮して評価する。

(2) ゴルフ場等の用に供する土地の評価

ゴルフ場等の用に供する土地の価額は、基本通達83《ゴルフ場等の用に供する土地の評価》の定めによって評価するのであるが、その定めの「その土地を課税時期において有償取得するとした場合に見込まれる取得価額」が明らかでないときの当該土地の価額は、状況が類似する付近の土地の相続税評価額を基とし、その付近土地と当該土地との位置、形状、利用状況等の差を考慮して評定した価額によって評価する。

なお、この場合において、市街化区域及び市街化区域に近接する地域以外の地域に所在するゴルフ場の用に供する土地の価額は、次に掲げる算式によって計算した金額に相当する価額によって評価しても差支えない。

{ 近傍の状況類似地域内に所在する標準山林の1㎡当りの相続税評価額 ＋ ゴルフ場のコースの造成費用の1㎡当りの額 } ×地積

(注)1　「ゴルフ場のコースの造成費用の1㎡当りの額」は各年分の相続税財産評価基準通達において定める。

ただし、昭和55年分については、原則として次による。

①　丘陵コースにあっては　350円

②　林間コースにあっては　300円

2　ゴルフ場の用に供する土地の一部にゴルフ場の施設としての建物がある場合において、その建物の敷地が道路、溝渠その他により判然と区分されているときは、宅地として評価するのであるから留意する。

(3) 雑種地の賃借権の評価

雑種地の賃借権の評価は、基本通達87《雑種地の賃借権の評価》の定めによるのであるが、その定めの「その賃貸借契約の内容、利用の状況等を勘案して評定した価額」は、次の区分に従い、それぞれ次に掲げる金額とし、その金額によってその賃借権の価額を評価する。

イ　地上権に準ずる賃借権

賃借権に係る賃貸借契約により賃借権の登記がされていること、賃借権の設定の対価として相当の権利金の授受がされていることなどの事情から、地上権に準ずる権利として評価することが適当と認められる賃借権については、原則として、その賃借権の目的となっている土地の自用地としての相続税評価額に、その残存期間に応ずる法第23条《地上権及び永小作権の評価》に規定する割合又はその賃借権が借地権であるとした場合に適用される借地権割合のいずれか低い方の割合を乗じて計算した金額

ロ　イに掲げる賃借権以外の賃借権

上記イに掲げる賃借権以外の賃借権については、その賃借権の目的となっている土地の自用地としての相続税評価額に、その残存期間に応ずる法第23条《地上権及び永小作権の評価》に規定する割合の2分の1に相当する割合を乗じて計算した金額

(注)1　雑種地の賃借権とは、材料置場、構築物などの敷地の用に供されている土地に係る権利をいう。

ただし、①借地権又は地上権に該当するもの、②工事飯場の敷地の用に供されているなど臨時的な使用に係るもの、及び③賃貸借契約期間が1年未満のものを除く。

2　その賃借権の残存期間に応じ、法第23条《地上権及び永小作権の評価》の規定を準用する場合において、その賃借権の利用状況に照らし、その契約期間の更新されることが明らかであると認められるときの残存期間は、その契約に係る残存期間に、更新によって延長されると認められる期間を加算した期間により、また、契約期間の定めのない賃借権の残存期間は、その賃借権上にある構築物等の大蔵省令による耐用年数を基として計算した未経過年数（賃借権上に構築物等がないときは1年とする。）による。

(4)　ゴルフ場等の用に供する土地の賃借権の評価

ゴルフ場、遊園地、運動場、競馬場その他これらに類似する施設の用に供する土地に係る賃借権の価額は、原則として、その賃借権の目的となっている土地の自用地としての相続税評価額に、その残存期間に応ずる法第２３条《地上権及び永小作権の評価》に規定する割合又はその賃借権が借地権であるとした場合に適用される借地権割合のいずれか低い方の割合を乗じて計算した金額によって評価する。

なお、前記(3)の(注)２はこの場合において準用する。

(5)　貸付けられている雑種地等の評価

貸付けられている雑種地の価額は、前記(1)《雑種地の評価》の定めにより評価した土地の価額から、前記(3)《雑種地の賃借権の評価》の定めにより評価した賃借権の価額を控除した価額により、また、貸付けられているゴルフ場等の用に供する土地の価額は前記(2)《ゴルフ場等の用に供する土地の評価》の定めにより評価した土地の価額から、前記(4)《ゴルフ場等の用に供する土地の賃借権の評価》の定めにより評価した賃借権の価額を控除した価額により、それぞれ評価する。

第８　参　考　表　の　部

（農地関係）

参考1　　昭和56年分農業投資価格

（10アール当り）

都県名＼区分	田	畑	採草放牧地	準農地	
				山林	原野
	千円	千円	千円	千円	千円
東京都	800	700	450	400	400
神奈川県	800	700	450	400	400
千葉県	750	650	420	350	350
山梨県	600	450	240	200	200

参考2　ゆう出量指数表

この表を適用するに当つて用いるべきゆう出量は、その鉱泉地の1分当りのゆう出量に参考3「温度に応ずるゆう出量補正率表」に掲げるその温泉の温度に応ずる補正率を乗じてえた補正後のゆう出量による。この場合において、1分当りのゆう出量は、ゆう出量が多量であるため、その一部を放棄しているものにあつては、その余剰量を除いた数量によつて算定したものにより、非自噴の鉱泉地については、1日の揚湯量をその揚湯時間（分）で除して得た数量による。

ゆう出量（リツトル）	指数	ゆう出量（リツトル）	指数	ゆう出量（リツトル）	指数
9未満	0.30	376以上 412未満	5.50	1,132以上 1,168未満	16.00
9以上 16未満	0.35	412 〃 448 〃	6.00	1,168 〃 1,204 〃	16.50
16 〃 23 〃	0.40	448 〃 484 〃	6.50	1,204 〃 1,240 〃	17.00
23 〃 31 〃	0.45	484 〃 520 〃	7.00	1,240 〃 1,276 〃	17.50
31 〃 38 〃	0.50	520 〃 556 〃	7.50	1,276 〃 1,312 〃	18.00
38 〃 45 〃	0.60	556 〃 592 〃	8.00	1,312 〃 1,348 〃	18.50
45 〃 52 〃	0.70	592 〃 628 〃	8.50	1,348 〃 1,384 〃	19.00
52 〃 59 〃	0.80	628 〃 664 〃	9.00	1,384 〃 1,420 〃	19.50
59 〃 67 〃	0.90	664 〃 700 〃	9.50	1,420 〃 1,456 〃	20.00
67 〃 79 〃	1.00	700 〃 736 〃	10.00	1,456 〃 1,492 〃	20.50
79 〃 97 〃	1.25	736 〃 772 〃	10.50	1,492 〃 1,528 〃	21.00
97 〃 115 〃	1.50	772 〃 808 〃	11.00	1,528 〃 1,564 〃	21.50
115 〃 133 〃	1.75	808 〃 844 〃	11.50	1,564 〃 1,600 〃	22.00
135 〃 151 〃	2.00	844 〃 880 〃	12.00	1,600 〃 1,636 〃	22.50
151 〃 169 〃	2.25	880 〃 916 〃	12.50	1,636 〃 1,672 〃	23.00
169 〃 196 〃	2.50	916 〃 952 〃	13.00	1,672 〃 1,708 〃	23.50
196 〃 232 〃	3.00	952 〃 988 〃	13.50	1,708 〃 1,744 〃	24.00
232 〃 268 〃	3.50	988 〃 1,024 〃	14.00	1,744 〃 1,780 〃	24.50
268 〃 304 〃	4.00	1,024 〃 1,060 〃	14.50	1,780 〃	25.00
304 〃 340 〃	4.50	1,060 〃 1,096 〃	15.00		
340 〃 376 〃	5.00	1,096 〃 1,132 〃	15.50		

参考3　温度に応ずるゆう出量補正率表

温度	補正率	温度	補正率
25度未満	0.20	60度以上 65度未満	1.10
25度以上 30度未満	0.35	65 〃 70 〃	1.15
30 〃 35 〃	0.50	70 〃 75 〃	1.20
35 〃 40 〃	0.65	75 〃 80 〃	1.25
40 〃 45 〃	0.80	80 〃 85 〃	1.30
45 〃 50 〃	0.90	85 〃 90 〃	1.35
50 〃 55 〃	1.00	90 〃 95 〃	1.40
55 〃 60 〃	1.05	95度以上	1.45

参考4　総合等級（地味級、立木度及び地利級の各割合を連剰した数値）表

地利級＼立木度・地味級	密			庸			疎		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下
1	1.65	1.30	0.75	1.35	1.00	0.60	1.00	0.75	0.45
2	1.55	1.20	0.70	1.20	0.90	0.55	0.90	0.70	0.40
3	1.40	1.10	0.65	1.15	0.85	0.50	0.85	0.65	0.35
4	1.30	1.00	0.60	1.00	0.80	0.45	0.75	0.60	0.35
5	1.15	0.90	0.55	0.95	0.70	0.40	0.70	0.55	0.30
6	1.00	0.80	0.45	0.80	0.60	0.35	0.60	0.45	0.25
7	0.90	0.70	0.40	0.70	0.55	0.30	0.50	0.40	0.25
8	0.75	0.60	0.35	0.60	0.45	0.25	0.45	0.35	0.20
9	0.65	0.50	0.30	0.50	0.40	0.20	0.35	0.30	0.15
10	0.50	0.40	0.20	0.40	0.30	0.15	0.30	0.20	0.10
11	0.35	0.30	0.15	0.30	0.20	0.13	0.20	0.15	0.10
12	0.25	0.20	0.10	0.20	0.15	0.08	0.15	0.10	0.05
13	0.13	0.10	0.05	0.15	0.08	0.04	0.08	0.05	0.03
14	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（注）1. この表は、森林の立木の価額を評価する場合における標準価額に乗ずべき地味級、立木度及び地利級の各割合につき、連乗数値によつて示したものである。

2. 該当する地味級、立木度及び地利級は、基本通達118《地味級》、119《立木度》及び121《地利級》の定めによつて判定する。

3. 基本通達120《立木材積が明らかな森林の地味級及び立木度》の定めを適用する場合には、上の表によらず、次の算式により計算した総合指数が総合等級になるものであるから留意を要する。

$$\left(\frac{\text{実地調査による1ヘクタール当りの立木材積}}{\text{1ヘクタール当り標準立木材積}}\right)\times\text{地利級}=\text{総合指数}$$

参考5　地味級判定表

(1) すぎの平均1本当りの立木材積による地味級判定表

樹齢＼地味級	上級	中級	下級
	m^3超	m^3以下 m^3以上	m^3未満
15（14～17）年	0.07	0.07～0.05	0.05
20（18～22）	0.13	0.13～0.09	0.09
25（23～27）	0.20	0.20～0.14	0.14
30（28～32）	0.27	0.27～0.19	0.19
35（33～37）	0.34	0.34～0.24	0.24
40（38～42）	0.41	0.41～0.29	0.29
45（43～47）	0.48	0.48～0.34	0.34
50（48～52）	0.54	0.54～0.38	0.38
55（53～57）	0.60	0.60～0.42	0.42
60（58～62）	0.65	0.65～0.46	0.46
65（63～67）	0.70	0.70～0.49	0.49
70（68～70）	0.74	0.74～0.52	0.52
地味級の割合	1.3	1.0	0.6

(2) ひのきの平均1本当りの立木材積による地味級判定表

樹齢＼地味級	上級	中級	下級
	m^3超	m^3以下 m^3以上	m^3未満
15（14～17）年	0.05	0.05～0.03	0.03
20（18～22）	0.10	0.10～0.07	0.07
25（23～27）	0.16	0.16～0.11	0.11
30（28～32）	0.22	0.22～0.15	0.15
35（33～37）	0.27	0.27～0.19	0.19
40（38～42）	0.32	0.32～0.22	0.22
45（43～47）	0.37	0.37～0.26	0.26
50（48～52）	0.41	0.41～0.29	0.29
55（53～57）	0.45	0.45～0.31	0.31
60（58～62）	0.48	0.48～0.33	0.33
65（63～67）	0.51	0.51～0.36	0.36
70（68～70）	0.54	0.54～0.38	0.38
地味級の割合	1.3	1.0	0.6

(3) まつの平均1本当りの立木材積による地味級判定表

樹齢＼地味級	上級	中級	下級
	m^3超	m^3以下 m^3以上	m^3未満
15（14～17）年	—	—	—
20（18～22）	0.11	0.11～0.08	0.08
25（23～27）	0.15	0.15～0.11	0.11
30（28～32）	0.19	0.19～0.14	0.14
35（33～37）	0.24	0.24～0.17	0.17
40（38～42）	0.27	0.27～0.19	0.19
45（43～47）	0.31	0.31～0.22	0.22
50（48～52）	0.33	0.33～0.23	0.23
55（53～57）	0.36	0.36～0.25	0.25
60（58～62）	0.39	0.39～0.27	0.27
65（63～67）	0.41	0.41～0.29	0.29
70（68～70）	0.42	0.42～0.30	0.30
地味級の割合	1.3	1.0	0.6

(4) くぬぎの1ヘクタール当りの立木材積による地味級判定表

樹齢＼地味級	上級	中級	下級
	m^3超	m^3以下 m^3以上	m^3未満
5（3～7）年	13	13～7	7
10（8～10）	41	41～22	22
12（11～13）	51	51～28	28
15（14～17）	62	62～33	33
20（18～22）	69	69～37	37
25（23～25）	78	78～42	42
地味級の割合	1.3	1.0	0.6

(5) 雑木の1ヘクタール当りの立木材積による地味級判定表

樹齢＼地味級	上級	中級	下級
	m^3超	m^3以下 m^3以上	m^3未満
10（8～12）年	26	26～14	14
15（13～17）	51	51～28	28
20（18～22）	86	86～46	46
25（23～27）	116	116～63	63
30（28～32）	146	146～79	79
35（33～37）	172	172～93	93
40（38～42）	195	195～105	105
45（43～47）	213	213～115	115
50（48～50）	229	229～123	123
地味級の割合	1.3	1.0	0.6

参　考　6　　標　準　立　木　材　積　表

樹齢 \ 樹種・標準伐期	すぎ 35年	すぎ 37年	すぎ 40年	すぎ 45年	ひのき 45年	ひのき 50年	まつ 40年	まつ 45年	まつ 50年	まつ 70年
年	m³	m³	m³	m³	m³	m³	m³	m³	m³	m³
15	73	67	57	34	22	20	54	48	45	7
16	90	83	72	47	32	29	64	57	53	10
17	106	98	86	60	42	38	74	65	61	13
18	121	113	100	72	52	46	83	73	68	16
19	136	127	113	84	62	54	92	81	75	20
20	151	141	126	96	71	62	101	89	82	24
21	165	155	139	108	80	70	110	97	89	28
22	179	168	151	120	89	78	118	104	96	32
23	193	181	163	131	98	86	126	111	103	36
24	206	194	175	142	107	94	134	118	110	41
25	219	206	187	153	116	102	142	125	116	46
26	232	218	198	164	125	110	150	132	122	51
27	245	230	209	175	134	118	158	139	128	56
28	257	241	220	185	143	126	166	146	134	61
29	269	252	231	195	152	133	174	153	140	66
30	281	263	242	205	160	140	182	160	146	72
31	293	274	252	215	168	147	189	167	152	78
32	304	286	262	225	176	154	196	174	158	84
33	315	297	272	235	184	161	203	180	164	90
34	326	307	282	244	192	168	210	186	170	96
35	337	317	292	253	200	175	217	192	176	102
36	346	327	301	262	208	182	224	198	181	108
37	355	337	310	271	216	189	231	204	186	114
38	364	346	319	280	224	196	238	210	191	120
39	373	355	328	289	232	203	245	216	196	126
40	382	364	337	297	240	210	252	222	201	132
41	391	373	345	305	248	217	258	228	206	138
42	400	382	353	313	256	224	264	234	211	144
43	409	391	361	321	264	231	270	240	216	150
44	418	400	369	329	272	238	276	246	221	156
45	427	409	377	337	280	245	282	252	226	162
46	436	418	385	344	286	252	288	257	231	168
47	445	427	393	351	292	259	294	262	236	174
48	454	435	401	358	298	266	300	267	241	180
49	463	443	409	365	304	273	306	272	246	186
50	472	451	417	372	310	280	311	277	251	192
51	481	459	424	379	316	285	316	282	256	198
52	490	467	431	386	322	290	321	287	260	203
53	499	475	438	393	328	295	326	292	264	208
54	508	483	445	400	334	300	331	297	268	213
55	517	491	452	407	340	305	336	302	272	218
56	525	499	459	414	346	310	341	306	276	222
57	535	507	466	421	352	315	346	310	280	226

樹齢 \ 樹種・標準伐期	すぎ 35年	すぎ 37年	すぎ 40年	すぎ 45年	ひのき 45年	ひのき 50年	まつ 40年	まつ 45年	まつ 50年	まつ 70年
年	m³	m³	m³	m³	m³	m³	m³	m³	m³	m³
58	541	514	473	428	358	320	351	314	284	230
59	549	521	480	435	364	325	355	318	288	234
60	557	528	487	442	370	330	359	322	292	238
61	564	535	493	448	376	335	363	326	296	242
62	571	542	499	454	382	340	367	330	300	246
63	578	549	505	460	388	345	371	334	304	250
64	585	556	511	465	394	350	375	338	308	254
65	592	563	517	472	400	355	379	342	312	260
66	599	570	523	478	406	360	383	346	316	264
67	606	577	529	484	412	365	387	349	320	268
68	613	584	535	490	418	370	391	352	324	272
69	620	591	541	496	424	375	395	355	328	276
70	627	598	547	502	430	380	399	358	332	280
71		605	553	508	436	385	403	361	335	283
72		612	559	514	442	390	407	364	338	286
73		618	565	520	448	395	411	367	341	289
74		624	571	526	454	400	415	370	344	292
75			577	532	460	405	419	373	347	295
76			583	537	466	410	423	376	350	298
77			588	542	472	415	427	379	353	301
78			593	547	478	420	431	382	356	304
79			598	552	484	425	435	385	359	307
80			603	557	490	430	439	388	362	310
81				562	496	435		391	365	313
82				567	502	440		394	368	316
83				572	508	445		397	371	319
84				577	514	450		400	374	322
85				582	519	455		403	377	325
86				587	524	460		406	380	328
87				592	529	465		409	383	330
88				597	534	470		412	386	332
89				602	539	475		415	389	334
90				606	544	480		418	392	336
91						485			395	338
92						490			398	340
93						494			401	342
94						498			404	344
95						502			407	346
96						506			409	348
97						510			411	350
98						514			413	352
99						518			415	354
100						522			417	356

（株式関係）

参　考　7　　類似業種比準価額計算上の業種及び配当金額等の平均額

凡　　例

1. 「A」、「B」、「C」及び「D」は、それぞれ次による。

A……標本会社の１株の券面額５０円当りの毎日の最終価格の月平均額の平均額

B……標本会社につき基本通達１８８(3)の定めにより計算した１株当りの配当金額の平均額

C……標本会社につき基本通達１８８(4)の定めにより計算した１株当りの年利益金額の平均額

D……標本会社につき基本通達１８８(5)の定めにより計算した１株当りの純資産価額（帳簿価額によつて計算した金額）の平均額

2. 「A」、「B」、「C」及び「D」の金額の単位は、円である。

(1) 類似業種比準価額計算上の業種及び配当金額等の平均額（昭和５３年分）

業種 名称			番号	内容	B	C	D
鉱業			1		2.9	２０	１５６
建設業	総合工事業		2	土木施設又は建築物の完成を請負うもの	6.9	３８	１７５
	電気設備工事業		3	設備工事業のうち、電気工事業、電気通信工事業、信号装置工事業のいずれかを営むもの	6.5	７２	２６７
	その他の建設業		4	建設業のうち、２及び３に該当するもの以外のもの	6.8	４７	２００
製造業	食料品製造業	製粉業	5		5.1	７０	１３４
		飼料製造業	6		5.1	２６	１２１
		パン、菓子製造業	7		7.5	６７	２２０
		乳製品製造業	8		5.9	４４	１６８
		肉製品製造業	9		5.2	６０	２０４
		酒類製造業	１０		5.6	２５	１１３
		食用油製造業	１１		5.4	４８	１５３
		調味料製造業	１２		7.5	６３	２５４
		その他の食料品製造業	１３	食料品製造業のうち、５から１２までに該当するもの以外のもの	6.7	５８	２０６
	繊維（衣服その他の繊維製品を除く。）工業	毛紡績業	１４	毛紡績業又は毛ねん糸、毛織物の製造業を営むもの	4.3	２３	１７５
		化学繊維紡織業	１５	化学繊維の製造業又は化学繊維に係る紡績業若しくはねん糸、織物の製造業を営むもの	3.1	６	１０５
		その他の紡織業	１６	紡績業、ねん糸、織物の製造業のうち、１４及び１５に該当するもの以外のもの	3.2	１６	１３３
		染色整理業	１７	糸、織物などに精練、漂白、染色及び整理仕上げ、その他の処理を行うもの	4.0	３２	１７６
		メリヤス製造業	１８	メリヤス生地及びメリヤス製品（くつ下、手袋下着など）の製造業を営むもの	4.5	１８	１４０
		その他の繊維工業	１９	繊維工業のうち、１４から１８までに該当するもの以外のもの	3.2	１７	１３５
	衣服、その他の繊維製品製造業		２０	購入した織物、フエルト地などを裁断、縫製して、衣服その他の繊維製品を製造するもの	9.7	８２	２８９
	鋼製家具、装備品製造業		２１	家庭用若しくは事務用の家具のうち、金属製のものを製造するもの、又は陳列だな、陳列ケースなど事務所用若しくは店舗用の装備品及びこれに付随する製品を製造するもの	6.7	１８	２５６
	パルプ、紙製造業		２２		4.4	２０	１３３
	紙加工品製造業		２３	紙製品、紙製容器その他の紙加工品を製造するもの	4.6	１３	１３３
	印刷業		２４	印刷、製本、印刷物加工を業とするもの又は印刷業に伴うサービス業を営むもの	6.1	３５	１５６
	化学工業	無機化学工業製品製造業	２５	工業原料として用いられる無機化学工業製品を製造するもの。例えば、ソーダ工業、電炉工業又は圧縮ガス、液化ガスの製造業	4.5	２０	１１２
		有機化学工業製品製造業	２６	工業原料として用いられる有機化学工業製品を製造するもの。例えば、脂肪族系中間物、メタ	4.7	１６	１２９

A													
52年11月分	52年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
１７６	１７６	１８２	１７８	１８２	１７９	１８１	１８９	２０３	２１２	２６９	２９２	２８７	２９７
２８４	２９９	３０７	３２０	３３３	３３１	３２０	３１３	３３５	３４１	３４８	３４４	３４８	３４５
３５４	３６２	３９０	４５４	４７７	４６６	４４８	４３８	４６５	５１３	５４８	５７３	５８６	５６０
３０３	３１４	３２８	３５３	３６８	３６２	３５１	３４５	３７０	３８６	４０５	４０９	４１３	４０４
３２５	３２５	３１５	３２２	３２４	３３２	３２４	３２１	３３２	３２６	３４１	３６６	３６１	３５３
１９９	１９４	１９７	１８８	１９１	１９４	２０１	２０８	２３２	２６６	２８１	２８０	２８８	２８１
４７８	４６６	４６７	４７９	４７０	４７２	４６７	４８５	５２０	５３４	５４２	５５１	５３７	５２８
２５７	２４８	２５５	２５６	２５８	２５９	２５７	２６７	２８７	３３１	３４３	３６７	３８６	３６７
５５５	５４７	５４７	５５６	５４７	５６０	５４６	５５０	５５７	５５０	５７２	５８０	５７２	５６７
３１７	３２７	３３２	３４１	３５５	３８２	３８２	３８４	３８３	４００	４１４	４０８	３８４	３８３
２１７	２１１	２１３	２３４	２３６	２４４	２６７	２６０	２６８	２７４	２７４	２８２	２９７	２８８
４６５	４４６	４５３	４６８	４８１	４７５	４６３	４７３	５２４	５５０	５７７	６３５	６０８	５９９
３９８	３９１	３９８	４１５	４２０	４２６	４２６	４３４	４６８	５００	５１８	５２８	５１３	５０１
１７３	１７３	１８３	１８５	１９７	２０３	２０６	２１３	２２１	２１５	２１７	２３０	２３８	２４７
８８	９２	１０２	１００	１０４	１０８	１１９	１２１	１２７	１２４	１２７	１３４	１４７	１６２
１４７	１５１	１６０	１６１	１７２	１８１	１８７	１９２	２０５	２０１	２１７	２３４	２５０	２５６
１８２	１８７	１９０	１９０	１９３	２０７	２３０	２３７	２５１	２５３	２７２	２８８	２９７	２９６
２１５	２０６	２１９	２３６	２６３	２６８	２６２	２６２	２７８	２７０	２９３	３０５	３０３	２９５
１５３	１５６	１６５	１６６	１７６	１８５	１９４	１９９	２１３	２１１	２２７	２４３	２５５	２６０
５２８	４８７	４８１	５１２	５２６	５６１	５６６	５７３	６１０	６１２	６３９	６９８	６８２	６５９
２５５	２５１	２５１	２６４	２６１	２６２	２６１	２６８	２８８	３０１	３３０	３５２	３４２	３２５
２２０	２２３	２３４	２２７	２３２	２３９	２４５	２４３	２５２	２５４	２７９	３０４	３０５	３０１
１８９	１９４	２０７	２１５	２３１	２４７	２５４	２５２	２８６	２９２	３０７	３２６	３２３	３１９
３０４	３１２	３２７	３１３	３２３	３３３	３３３	３３４	３５５	３５９	３８２	４００	４２５	３９５
２３６	２９０	３０３	３３３	３５０	３６１	３６６	３８５	４１７	４４７	４５３	４７１	４９６	５１４
１９２	１８２	１９０	１９３	１９９	２０３	２１４	２１９	２３６	２５８	２５８	２６４	２６９	２７９

業種 名称			番号	内容	B	C	D
製造業	化学工業			ン誘導品、コールタール製品、プラスチック、合成ゴムの製造業又は醗酵工業など			
		染料、顔料、塗料、印刷インキ製造業	27		5.7	32	151
		工業用油、石けん製造業	28		4.5	45	254
		医薬品、化粧品製造業	29		8.1	75	291
		農薬製造業	30		5.9	78	248
		その他の化学工業	31	化学工業のうち、25から30までに該当するもの以外のもの	5.7	38	179
	石油製品製造業		32	石油を精製するもの、又は購入した原料を混合加工して潤滑油、グリースを製造するもの	3.0	36	108
	ゴム製品製造業		33		5.0	24	144
	窯業、土石製品製造業	ガラス、ガラス製品製造業	34		4.6	30	165
		セメント製造業	35		4.0	7	116
		セメント製品製造業	36		5.0	7	131
		陶磁器製品製造業	37		6.8	79	262
		耐火れんが製造業	38		4.3	20	182
		その他の窯業、土石製品製造業	39	窯業、土石製品製造業のうち、34から38までに該当するもの以外のもの	5.1	27	166
	鉄鋼業	製鉄、製鋼、圧延、鋼材製造業	40	製鉄業、平炉又は電気炉による製鋼及び圧延業製鋼を行わずに他から受入れた材料について圧延、伸鉄、伸線を行い、若しくは鋼管、ブリキ、亜鉛鉄板などの鋼材を製造するもの	4.8	17	122
		鍛鋼、鋳物、銑鉄鋳物製造業	41	鋼塊から鍛鋼品を製造し、棒鋼などから研鋳造などを行って鍛工品を製造し、若しくは鋼鋳物を製造するもの、又は銑鉄から機械用鋳物及び日用品などの銑鉄鋳物を製造するもの	4.1	16	127
		その他の鉄鋼業	42	鉄鋼業のうち、40及び41に該当するもの以外のもの	4.6	17	128
	非鉄金属製造業		43	非鉄金属の合金製造、圧延、抽伸などを行うもの、又は非鉄金属の製造、鍛造その他の基礎製品の製造を行うもの	2.9	13	99
	電線、ケーブル製造業		44		3.4	8	115
	金属製品製造業	刃物、工具、農器具製造業	45	機械刃物、利器工匠具、手動具、作業用具、農器具などを製造するもの	2.1	21	103
		建設用金属製品製造業	46	鉄骨、鉄搭、鋼橋などの建設用金属製品を製造するもの	4.7	38	169
		建築用金属製品製造業	47	シャッター、サッシ、カーテンウオールなどの建築用金属製品を製造するもの	5.8	18	151
		線材製品製造業	48	他から受入れた鉄線又は非鉄線から、くぎ、金網、鋼索、ボルト、ナット、リベット、ねじなどを製造するもの	5.0	31	206
		その他の金属製品製造業	49	金属製品製造業のうち、45から48までに該当するもの以外のもの	5.3	36	179

A													
52年11月分	52年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
230	227	240	246	256	270	278	291	332	359	353	360	356	351
357	352	358	388	420	428	428	459	476	479	477	520	560	553
463	457	481	546	590	625	618	654	728	850	908	967	844	862
287	272	281	317	330	358	368	365	403	508	723	764	692	745
284	284	298	323	342	357	360	376	413	468	493	519	487	498
239	249	252	265	274	274	259	256	265	267	283	273	266	257
233	230	236	248	258	268	283	283	285	282	279	274	282	287
293	288	305	322	329	340	334	340	355	363	367	393	402	406
169	201	205	215	221	216	215	216	237	245	248	263	256	247
158	165	179	194	211	209	206	208	232	257	258	297	299	295
537	521	540	598	746	734	707	758	785	747	750	737	726	748
118	115	124	137	153	151	157	161	193	205	224	233	249	271
245	242	252	271	302	302	303	316	335	336	343	356	362	369
165	164	182	196	197	202	216	229	249	260	285	317	319	329
176	182	189	198	216	214	223	225	249	262	277	305	297	292
168	168	184	199	204	208	221	231	251	264	286	316	317	321
146	138	145	144	143	147	156	189	211	221	229	241	263	267
140	143	165	171	186	182	186	196	208	219	233	267	283	272
142	140	150	160	180	171	175	180	195	208	212	214	212	216
228	252	289	325	352	358	351	355	402	432	480	539	525	491
175	179	202	209	215	242	226	236	252	292	321	352	371	350
212	206	209	230	246	236	241	257	273	286	327	340	332	331
245	253	273	298	315	318	317	324	351	370	403	433	428	413

（５３年分）

業種 名称			番号	内容	B	C	D	A 52年11月分	52年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
製造業	一般機械器具製造業	農業用機械製造業	50		4.0	36	95	194	186	193	195	198	196	197	202	207	208	210	204	204	203
		金属加工機械製造業	51		5.3	30	208	293	282	300	322	329	340	356	364	383	398	450	474	457	456
		事務用、サービス用、民生用機械器具製造業	52	計算機械、複写機械などの事務用機械器具、ミシン、毛糸手編機械などの民生用機械器具又は冷凍機、温湿調整装置などのサービス用機械器具を製造するもの	7.6	40	193	346	350	379	385	397	407	416	430	444	456	495	507	496	501
		その他の一般機械器具製造業	53	一般機械器具（電気機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具を除く一般機械器具）製造業のうち50から52までに該当するもの以外のもの	5.5	31	190	280	278	297	312	320	330	336	350	366	384	416	419	409	409
	電気機械器具製造業	発電用、送電用、配電用産業用電気機械器具製造業	54		4.2	18	149	217	214	236	265	284	293	299	306	326	331	359	405	422	434
		通信機械器具製造業	55	有線若しくは無線の通信機械器具、同関連機械器具又は交通信号、保安装置を製造するもの	4.0	23	129	228	219	240	249	265	275	270	278	286	300	324	358	375	384
		民生用電気機械器具製造業	56	電気洗たく機、電気冷蔵庫、扇風機などの民生用機械器具又はラジオ受信機、テレビジョン受信機、電気音響機械器具を製造するもの	8.0	77	303	546	518	508	619	666	728	728	740	751	710	735	733	714	698
		電球、電気照明器具製造業	57		5.9	32	164	309	294	312	351	348	361	384	384	382	374	385	390	387	384
		電気計測器製造業	58		5.8	29	185	296	300	318	344	354	371	359	364	404	454	481	522	545	532
		その他の電気機械器具製造業	59	電気機械器具製造業のうち、54から58までに該当するもの以外のもの	5.5	42	191	333	317	346	376	405	434	435	445	458	451	475	493	498	503
	輸送用機械器具製造業	自動車製造業	60	各種自動車（三輪及び二輪の自動車を含む。）の完成品又は自動車のシャシーの製造若しくは組立てを行うもの	6.3	55	257	412	384	402	451	472	491	496	492	482	459	464	460	462	466
		自動車車体、部分品製造業	61		5.3	53	223	326	300	316	359	365	377	390	402	408	403	432	461	453	450
		自転車（部分品を含む。）製造業	62		4.8	17	160	182	176	182	188	189	211	215	215	220	226	223	222	223	224
		船舶製造、修理業	63		4.5	19	108	115	116	120	109	97	93	95	98	103	100	98	97	98	103
		その他の輸送用機械器具製造業	64	輸送用機械器具製造業のうち、65から67までに該当するもの以外のもの	5.3	47	206	309	288	304	341	348	360	369	375	379	373	397	416	410	407
	精密機械器具製造業	計量器、測定器、試験機、測量機械器具製造業	65		3.7	22	111	185	186	209	235	235	238	239	247	271	295	329	360	364	364
		光学機械器具製造業	66		5.2	42	190	357	334	350	376	386	399	396	391	417	430	445	424	423	442
		時計製造業	67		5.3	80	211	393	395	433	472	478	491	477	473	479	479	510	505	511	521
		その他の精密機械器具製造業	68	精密機械器具製造業のうち、65から67までに該当するもの以外のもの	4.6	41	162	299	289	311	339	347	357	354	353	375	391	420	424	426	437
	その他の製造業		69	製造業のうち、5から68までに該当するもの以外のもの	5.2	35	173	276	271	286	305	319	330	335	345	365	379	400	416	412	413
卸売業	繊維品（衣服、身のまわり品を除く。）卸売業		70	生糸、繭、繊維原料、糸、織物などの卸売業	6.1	16	154	215	205	211	214	211	231	248	271	282	285	284	275	298	296
	衣服、身のまわり品卸売業		71	洋服、婦人子供服、下着類、寝具類、履物、かばん、袋物、装身具などの卸売業	6.0	49	167	362	346	331	340	334	351	351	357	382	382	415	438	435	441
	食料品、農水産物卸売業		72	農畜産物、水産物、食料、飲料品の卸売業	5.9	40	139	239	232	232	236	238	243	238	236	251	259	266	261	264	260

業種 名称		番号	内容	B	C	D
卸売業	化学製品卸売業	73	化学製品、医薬品、化粧品の卸売業	6.0	49	150
	鉱物、金属材料卸売業	74		5.7	43	156
	機械器具卸売業	75	一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具精密機械器具の卸売業	6.7	77	263
	総合商品卸売業	76	70から75まで及び77に該当する事業のうち2種類以上のものを行う会社で、そのいずれが主たる事業であるかを判別することができないもののうち、常時100人以上の従業員を使用するもの	5.6	31	144
	その他の卸売業	77	卸売業のうち、70から76までに該当するもの以外のもの	6.1	46	184
小売業	百貨店業	78	衣食住にわたる各種の商品の小売を行い、そのいずれが主たる取扱商品であるかを判別することができないもののうち、常時50人以上の従業員を使用するもの	7.4	45	218
	飲食店業	79		5.1	30	134
	自動車小売業	80		4.5	48	149
	その他の小売業	81	小売業のうち、78から80までに該当するもの以外のもの	6.8	44	201
金融業	銀行業	82		5.1	48	254
	証券業	83		5.3	57	195
	その他の金融業	84	金融業のうち、82及び83に該当するもの以外のもの	5.1	50	246
損害保険業		85		5.4	31	192
不動産業	不動産賃貸業	86		5.1	21	113
	不動産売買業	87	建売業、土地建物売買業	5.4	19	201
	その他の不動産業	88	不動産業のうち、86及び87に該当するもの以外のもの	5.2	19	157
運輸業	道路旅客運送業	89		4.4	32	149
	道路貨物運送業	90		5.1	35	117
	水運業	91	海洋、沿岸、港湾、河川、湖沼において、船舶により旅客、貨物の運送を行うもの	3.0	11	78
	港湾運送業	92	港湾において、船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役又はいかだ運送の作業を行うもの	6.2	41	164
	航空運輸業	93	航空機により旅客若しくは貨物を運送するもの、又は航空機を使用して航空運送以外の行為の請負を行うもの	4.1	18	97
	その他の運輸業	94	運輸業のうち、89から93までに該当するもの以外のもの	4.5	22	107
倉庫業		95	普通倉庫業、冷蔵倉庫業又は水面木材倉庫業を営むもの	5.3	23	126
通信、放送業		96	有線放送電話業又は民間放送業を営むもの	6.0	96	301
電気業		97		4.5	16	65
ガス業		98		4.4	12	74

（53年分）

A													
52年11月分	52年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
228	219	232	260	260	270	275	292	328	359	522	626	545	478
242	233	240	258	263	278	285	294	298	314	370	393	359	350
390	366	381	427	443	447	445	447	474	487	517	528	529	550
229	224	228	232	232	242	242	258	263	272	278	280	281	283
306	295	298	315	320	329	329	336	352	359	387	405	399	395
459	452	453	448	435	458	459	472	501	512	518	525	541	542
383	382	387	384	416	414	407	422	436	478	507	537	551	542
188	186	200	212	214	232	261	260	266	390	312	304	310	326
416	416	420	422	416	433	434	444	469	493	512	522	533	535
265	267	268	267	266	265	267	271	270	268	271	271	275	278
274	271	264	269	279	303	302	304	309	311	319	336	333	335
286	287	290	294	296	295	297	302	304	302	313	316	320	322
264	268	262	259	267	264	257	256	259	256	264	276	297	283
300	304	309	313	325	338	338	341	357	354	357	390	418	394
348	367	364	350	366	362	349	355	393	401	403	430	461	432
320	331	333	327	341	345	338	342	369	372	374	403	433	407
282	282	287	291	292	293	297	303	319	332	323	321	324	325
309	308	309	315	312	300	300	310	321	333	328	334	347	350
130	123	125	123	123	120	125	136	140	139	139	142	157	163
194	193	199	203	206	206	205	208	222	222	227	245	262	254
273	281	298	304	323	322	317	323	327	336	341	344	339	339
230	229	232	230	232	228	238	242	251	254	252	257	269	267
186	185	190	188	191	188	188	196	197	194	204	220	239	228
437	421	406	412	408	434	444	447	450	441	485	519	507	503
104	106	108	102	108	113	111	111	114	116	115	109	108	112
135	135	136	132	138	140	137	137	137	147	155	156	160	164

業種				B	C	D
名称		番号	内容			
サービス業	ホテル、料理飲食業	99		5.1	30	134
	劇場、興行場経営業	100		5.6	30	178
	遊園地、遊技場その他の娯楽施設業	101		7.3	37	188
	その他のサービス業	102	サービス業のうち、99から101までに該当するもの以外のもの	6.4	37	180
その他の産業		103	1から102までに該当するもの以外のもの	5.4	37	178

（53年分）

A												
52年11月分	52年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
383	382	387	384	416	414	407	422	436	476	507	537	551	542
463	460	482	490	496	495	495	513	527	545	548	550	569	588
326	331	353	360	378	380	373	372	386	407	414	448	468	450
447	445	455	470	483	484	472	483	509	534	554	575	577	568
285	283	294	310	321	328	330	338	356	367	387	400	399	399

(2) 類似業種比準価額計算上の業種及び配当金額等の平均額（昭和５４年分）

業種 名称			番号	内容	B	C	D
鉱業			1		3.0	18	158
建設業	総合工事業		2	土木施設又は建築物の完成を請負うもの	6.7	38	178
	電合工事業		3	設備工事業のうち、電気工事業、電気通信工事業、信号装置工事業のいずれかを営むもの	6.5	88	300
	その他の建設業		4	建設業のうち、2及び3に該当するもの以外のもの	6.8	51	211
製造業	食料品製造業	製粉業	5		5.7	69	166
		飼料製造業	6		5.4	32	132
		パン、菓子製造業	7		7.4	60	232
		乳製品製造業	8		4.9	37	180
		肉製品製造業	9		6.2	63	205
		酒類製造業	10		4.3	17	83
		食用油製造業	11		5.1	42	155
		調味料製造業	12		7.6	55	264
		その他の食料品製造業	13	食料品製造業のうち、5から12までに該当するもの以外のもの	6.8	56	215
	繊維（衣服その他の繊維製品を除く。）工業	毛紡績業	14	毛紡績業又は毛ねん糸、毛織物の製造業を営むもの	6.2	26	238
		化学繊維紡織業	15	化学繊維の製造業又は化学繊維に係る紡績業若しくはねん糸、織物の製造業を営むもの	3.6	3	110
		その他の防織業	16	紡績業、ねん糸、織物の製造業のうち、14及び15に該当するもの以外のもの	3.9	16	150
		染色整理業	17	糸、織物などに精練、漂白、染色及び整理仕上げ、その他の処理を行うもの	5.7	34	208
		メリヤス製造業	18	メリヤス生地及びメリヤス製品（くつ下、手袋、下着など）の製造業を営むもの	4.0	17	146
		その他の繊維工業	19	繊維工業のうち、14から18までに該当するもの以外のもの	3.9	19	154
	衣服、その他の繊維製品製造業		20	購入した織物、フエルト地などを裁断、縫製して、衣服その他の繊維製品を製造するもの	9.1	59	258
	鋼製家具、装備品製造業		21	家庭用若しくは事務用の家具のうち、金属製のものを製造するもの、又は陳列だな、陳列ケースなど事務用若しくは店舗用の装備品及びこれに付随する製品を製造するもの	6.4	25	263
	パルプ、紙製造業		22		4.2	22	144
	紙加工品製造業		23	紙製品、紙製容器その他の紙加工品を製造するもの	5.4	44	180
	印刷業		24	印刷、製本、印刷物加工を業とするもの又は印刷業に伴うサービス業を営むもの	6.1	37	166
	化学工業	無機化学工業製品整造業	25	工業原料として用いられる無機化学工業製品を製造するもの。例えば、ソーダ工業、電炉工業又は圧縮ガス、液化ガスの製造業	4.9	27	129
		有機化学工業製品製造業	26	工業原料として用いられる有機化学工業製品を製造するもの。例えば、脂肪族系中間物、メタ	4.7	13	126

A													
53年11月分	53年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
332	341	347	364	358	415	527	567	578	555	517	585	619	610
353	349	342	327	321	304	301	284	276	284	288	269	258	262
601	574	555	521	525	492	467	442	419	428	428	388	364	371
423	413	392	380	382	361	351	331	323	333	338	314	300	304
361	353	349	330	327	316	312	305	330	346	346	301	289	311
288	281	284	278	269	247	233	218	220	222	221	206	188	193
537	528	528	508	504	485	467	446	436	437	444	417	395	401
386	367	324	307	297	280	274	270	269	275	266	240	227	239
572	567	570	562	547	529	510	484	475	466	471	455	426	426
320	327	318	325	356	332	317	309	304	311	332	330	349	380
297	288	287	291	299	285	268	264	271	266	269	251	239	246
608	599	592	574	584	570	542	538	540	522	527	496	480	482
493	483	482	473	470	448	431	415	414	413	417	392	377	383
300	306	303	304	296	281	272	266	268	280	285	274	257	271
171	186	188	192	187	179	195	188	180	181	184	169	167	177
290	294	296	295	285	271	264	257	254	271	272	253	239	247
342	340	350	351	348	332	317	307	310	327	325	288	272	283
303	295	294	293	289	280	272	256	248	256	256	242	231	236
291	295	300	299	291	277	269	260	258	273	275	254	240	249
618	596	592	560	566	560	539	524	513	524	539	499	474	471
342	325	333	334	326	321	310	291	297	300	312	302	296	291
322	318	313	298	290	268	269	268	274	284	285	268	259	273
369	368	365	370	363	352	342	335	333	327	328	311	296	298
425	395	389	379	383	387	377	363	351	361	374	360	347	349
553	555	540	550	544	503	486	471	468	460	457	423	410	426
285	290	300	309	304	295	291	286	285	294	298	278	277	286

業種 名称			番号	内容	B	C	D
製造業	化学工業			ン誘導品、コールタール製品、プラスチック、合成ゴムの製造業又は醗酵工業など			
		染料、顔料、塗料、印刷インキ製造業	27		6.0	28	153
		工業用油、石けん製造業	28		4.5	39	238
		医薬品、化粧品製造業	29		8.4	89	320
		農薬製造業	30		5.9	74	237
		その他の化学工業	31	化学工業のうち、25から30までに該当するもの以外のもの	5.8	40	186
	石油製品製造業		32	石油を精製するもの、又は購入した原料を混合加工して潤滑油、グリースを製造するもの	4.0	52	132
	ゴム製品製造業		33		5.1	26	152
	窯業、土石製品製造業	ガラス、ガラス製品製造業	34		4.7	35	182
		セメント製造業	35		3.9	17	120
		セメント製品製造業	36		3.1	9	116
		陶磁器製品製造業	37		4.8	31	142
		耐火れんが製造業	38		4.1	18	195
		その他の窯業、土石製品製造業	39	窯業、土石製品製造業のうち、34から38までに該当するもの以外のもの	4.4	20	149
	鉄鋼業	製鉄、製鋼、圧延、鋼材製造業	40	製鉄業、平炉又は電気炉による製鋼及び圧延業、製鋼を行わずに他から受入れた材料について圧延、伸鉄、伸線を行い、若しくは鋼管、ブリキ、亜鉛鉄板などの鋼材を製造するもの	4.2	21	129
		鍛鋼、鋳物、銑鉄鋳物製造業	41	鋼塊から鍛鋼品を製造し、棒鋼などから型鍛造などを行って鍛工品を製造し、若しくは鋼鋳物を製造するもの、又は銑鉄から機械用鋳物及び日用品などの銑鉄鋳物を製造するもの	4.7	33	140
		その他の鉄鋼業	42	鉄鋼業のうち、40及び41に該当するもの以外のもの	4.3	24	136
	非鉄金属製造業		43	非鉄金属の合金製造、圧延、抽伸などを行うもの、又は非鉄金属の製造、鍛造その他の基礎製品の製造を行うもの	2.8	8	99
	電線、ケーブル製造業		44		3.1	16	124
	金属製品製造業	刃物、工具、農器具製造業	45	機械刃物、利器工匠具、手動具、作業用具、農器具などを製造するもの	2.5	17	94
		建設用金属製品製造業	46	鉄骨、鉄塔、鋼橋などの建設用金属製品を製造するもの	4.9	45	175
		建築用金属製品製造業	47	シャッター、サッシ、カーテンウオールなどの建築用金属製品を製造するもの	4.8	24	137
		線材製品製造業	48	他から受入れた鉄線又は非鉄線から、くぎ、金網、鋼索、ボルト、ナット、リベット、ねじなどを製造するもの	5.9	30	210
		その他の金属製品製造業	49	金属製品製造業のうち、45から48までに該当するもの以外のもの	5.4	37	179

（54年分）

A													
53年11月分	53年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
359	354	366	387	379	367	349	352	348	348	352	325	315	319
560	553	532	513	515	510	494	462	472	469	454	416	411	393
748	766	755	764	804	736	663	610	607	641	647	590	576	593
458	517	507	542	558	524	495	465	445	438	478	453	432	428
456	464	463	475	485	454	425	408	406	417	420	388	379	389
298	288	291	291	281	292	380	409	438	460	427	475	470	421
291	297	299	297	295	292	281	273	274	285	292	276	271	280
400	401	401	392	410	412	402	387	392	403	419	387	365	389
256	247	240	229	212	185	191	175	169	183	175	175	196	199
285	282	277	272	266	236	221	217	209	210	218	197	186	191
352	347	358	356	348	336	336	317	297	305	310	293	277	287
261	286	286	280	269	241	233	236	256	252	246	218	205	215
303	306	310	306	302	288	280	272	274	279	282	258	248	260
334	341	345	333	320	301	303	300	314	304	299	271	257	266
297	289	291	289	285	269	260	266	278	289	303	300	259	252
328	330	337	327	315	295	292	289	301	296	297	273	254	261
251	255	266	269	262	242	250	282	293	299	318	314	295	317
288	278	276	269	265	240	229	221	218	231	231	209	192	201
195	198	202	210	208	200	191	190	188	187	191	180	196	171
518	486	473	459	457	425	383	349	331	344	348	313	290	299
321	306	312	314	318	299	287	280	281	290	294	272	271	279
335	335	338	353	354	334	326	316	310	313	318	300	289	296
415	401	399	394	393	370	346	327	317	324	331	305	291	299

業種 名称			番号	内容	B	C	D
製造業	一般機械器具製造業	農業用機械製造業	50		5.0	36	144
		金属加工機械製造業	51		5.8	37	210
		事務用、サービス用、民生用機械器具製造業	52	計算機械、複写機械などの事務用機械器具、ミシン、毛糸手編機械などの民生用機械器具又は冷凍機、温湿調整装置などのサービス用機械器具を製造するもの	7.2	40	195
		その他の一般機械器具製造業	53	一般機械器具（電気機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具を除く一般機械器具）製造業のうち50から52までに該当するもの以外のもの	5.3	31	188
	電気機械器具製造業	発電用、送電用、配電用、産業用電気機械器具製造業	54		3.8	35	136
		通信機械器具製造業	55	有線若しくは無線の通信機械器具、同関連機械器具又は交通信号、保安装置を製造するもの	3.4	23	125
		民生用電気機械器具製造業	56	電気洗たく機、電気冷蔵庫、扇風機などの民生用機械器具又はラジオ受信機、テレビジョン受信機、電気音響機械器具を製造するもの	7.3	49	272
		電球、電気照明器具製造業	57		6.0	28	157
		電気計測器製造業	58		5.7	35	186
		その他の電気機械器具製造業	59	電気機械器具製造業のうち、54から58までに該当するもの以外のもの	5.2	30	177
	輸送用機械器具製造業	自動車製造業	60	各種自動車（三輪及び二輪の自動車を含む。）の完成品又は自動車シャシーの製造若しくは組立てを行うもの	6.8	55	267
		自動車車体、部分品製造業	61		5.5	53	228
		自転車（部分品を含む。）製造業	62		6.2	21	172
		船舶製造、修理業	63		5.0	18	126
		その他の輸送用機械器具製造業	64	輸送用機械器具製造業のうち、60から63までに該当するもの以外のもの	5.5	47	214
	精密機械器具製造業	計量器、測定器、試験機、測量機械器具製造業	65		3.5	23	118
		光学機械器具製造業	66		5.2	39	202
		時計製造業	67		6.1	74	245
		その他の精密機械器具製造業	68	精密機械器具製造業のうち、65から67までに該当するもの以外のもの	4.7	39	175
	その他の製造業		69	製造業のうち、5から68までに該当するもの以外のもの	5.2	34	177
卸売業	繊維品（衣服、身のまわり品を除く。）卸売業		70	生糸、繭、繊維原料、糸、織物などの卸売業	7.2	35	202
	衣服、身のまわり品卸売業		71	洋服、婦人子供服、下着類、寝具類、履物、かばん、袋物、装身具などの卸売業	5.9	47	220
	食料品、農水産物卸売業		72	農畜産物、食料、飲料品の卸売業	5.8	37	146

（54年分）

A													
53年11月分	53年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
224	222	234	235	225	218	211	210	207	211	227	207	198	200
446	446	478	485	472	444	426	422	407	421	450	401	379	409
477	486	506	504	515	517	491	469	451	464	477	454	442	462
404	407	422	425	420	405	397	388	384	394	409	374	358	371
398	411	433	435	428	403	390	374	370	391	412	370	345	361
389	408	436	423	426	418	382	352	353	377	414	372	358	394
564	564	586	595	601	611	586	556	533	544	575	533	515	530
387	384	393	389	394	373	351	333	330	344	360	330	321	350
528	524	534	519	523	498	484	454	458	475	494	452	449	487
433	444	468	465	468	458	435	413	410	427	451	410	395	422
462	466	473	469	468	502	499	485	467	472	484	466	502	500
451	447	448	452	439	429	418	406	399	404	424	391	381	392
240	242	262	270	275	259	250	247	252	252	260	253	240	247
102	110	118	117	117	129	143	142	152	158	147	144	143	146
413	410	413	414	409	409	399	389	384	391	404	377	373	381
386	384	379	374	365	351	329	340	336	367	388	343	334	377
440	461	480	471	495	494	466	441	438	450	488	450	441	470
511	521	518	503	504	506	477	439	427	442	467	427	412	410
439	451	458	452	464	461	434	419	414	440	476	436	432	466
400	402	409	408	407	392	378	367	365	374	384	356	343	355
385	385	394	391	409	402	380	341	335	335	333	309	294	295
483	487	491	473	464	457	445	431	426	424	428	409	396	402
264	260	262	261	257	245	244	240	239	238	239	231	227	230

業種				B	C	D
	名称	番号	内容			
卸売業	化学製品卸売業	73	化学製品、医薬品、化粧品の卸売業	5.7	50	151
	鉱物、金属材料卸売業	74		4.9	56	168
	機械器具卸売業	75	一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具の卸売業	5.8	61	246
	総合商品卸売業	76	70から75まで及び77に該当する事業のうち2種類以上のものを行う会社で、そのいずれが主たる事業であるかを判別することができないもののうち、常時100人以上の従業員を使用するもの	5.4	28	143
	その他の卸売業	77	卸売業のうち、70から76までに該当するもの以外のもの	5.9	44	191
小売業	百貨店業	78	衣食住にわたる各種の商品の小売を行い、そのいずれが主たる取扱商品であるかを判別することができないもののうち、常時50人以上の従業員を使用するもの	6.9	47	231
	飲食店業	79		5.7	32	151
	自動車小売業	80		5.4	31	167
	その他の卸売業	81	小売業のうち、78から80までに該当するもの以外のもの	6.8	45	224
金融業	銀行業	82		5.0	48	262
	証券業	83		5.5	56	215
	その他の金融業	84	金融業のうち、82及び83に該当するもの以外のもの	5.2	51	258
損害保険業		85		5.4	41	199
不動産業	不動産賃貸業	86		5.5	23	118
	不動産売買業	87	建売業、土地建物売買業	5.1	17	201
	その他の不動産業	88	不動産業のうち、86及び87に該当するもの以外のもの	5.2	20	157
運輸業	道路旅客運送業	89		4.4	33	158
	道路貨物運送業	90		5.0	25	123
	水運業	91	海洋、沿岸、港湾、河川、湖沼において、船舶により旅客、貨物の運送を行うもの	2.5	13	75
	港湾運送業	92	港湾において、船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役又はいかだ運送の作業を行うもの	5.2	32	151
	航空運輸業	93	航空機により旅客若しくは貨物を運送するもの、又は航空機を使用して航空輸送以外の行為の請負を行うもの	4.5	19	97
	その他の運輸業	94	運輸業のうち、89から93までに該当するもの以外のもの	4.2	20	108
倉庫業		95	普通倉庫業、冷蔵倉庫業又は水面木材倉庫業を営むもの	5.2	20	133
通信、放送業		96	有線放送電話業又は民間放送業を営むもの	5.5	102	337
電気業		97		4.9	18	68
ガス業		98		4.5	23	77

（54年分）

A													
53年11月分	53年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
545	478	481	521	542	478	452	439	442	434	442	400	403	404
373	360	370	379	380	407	456	454	448	446	447	468	478	445
485	504	514	495	491	496	481	467	458	472	499	463	451	481
278	281	292	290	285	278	284	279	298	296	300	321	320	309
405	402	411	407	404	400	400	389	391	391	399	392	384	384
553	552	554	538	514	506	498	479	474	479	484	469	460	463
551	542	543	541	542	529	530	531	534	521	518	505	493	497
306	311	308	323	314	304	291	286	278	283	292	273	262	268
570	571	575	567	548	540	541	534	528	532	541	523	509	512
275	278	290	287	287	286	289	289	285	279	279	278	277	278
333	335	339	334	331	325	329	325	325	328	328	313	301	299
320	322	334	328	326	318	318	316	312	310	310	303	298	302
297	283	296	285	274	268	279	277	280	282	286	310	304	304
418	394	389	401	393	395	379	372	362	358	356	356	332	337
486	456	443	446	435	422	430	409	398	399	399	391	353	356
444	417	408	415	406	400	397	383	373	371	370	366	336	340
324	325	330	340	347	350	348	347	351	353	353	352	355	357
347	350	377	394	404	380	368	364	358	364	366	348	337	346
159	164	160	167	164	167	182	202	204	195	185	187	194	193
251	241	238	236	231	221	223	223	222	224	221	211	207	209
339	341	332	339	342	326	322	317	316	319	322	306	292	291
252	249	252	257	255	248	250	253	253	253	250	244	241	243
235	226	218	219	214	211	210	207	209	223	218	212	203	202
507	503	518	517	515	506	494	470	460	475	488	480	459	468
108	112	113	109	106	93	94	96	92	89	89	84	82	86
160	164	162	164	162	152	152	151	150	154	151	147	146	145

業種 名称		番号	内容	B	C	D
サービス業	ホテル、料理飲食業	99		5.7	32	151
	劇場、興行場経営業	100		4.5	30	174
	遊園地、遊技場その他の娯楽施設業	101		7.7	53	223
	その他のサービス業	102	サービス業のうち、99から101までに該当するもの以外のもの	6.2	39	188
その他の産業		103	1から102までに該当するもの以外のもの	5.4	37	184

（54年分）

A													
53年11月分	53年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
551	542	543	541	542	529	530	531	534	521	518	505	493	497
569	588	582	571	565	559	561	570	598	594	589	577	571	580
463	444	423	434	429	410	406	390	383	388	390	385	374	389
542	537	537	526	519	505	503	497	498	493	491	477	464	471
393	392	397	394	392	379	371	361	359	365	372	350	339	348

(3) 類似業種比準価額計算上の業種及び配当金額等の平均額（昭和５５年分）

業種 名称			番号	業種 内容	B	C	D
鉱業			1		3.1	20	177
建設業	総合工事業		2	土木施設又は建築物の完成を請負うもの	6.3	45	187
	電気設備工事業		3	設備工事業のうち、電気工事業、電気通信工事業、信号装置工事業のいずれかを営むもの	6.4	99	317
	その他の建設業		4	建設業のうち、２及び３に該当するもの以外のもの	6.3	59	221
製造業	食料品製造業	製粉業	5		5.8	56	179
		飼料製造業	6		4.9	42	154
		パン、菓子製造業	7		7.4	55	242
		乳製品製造業	8		5.7	46	189
		肉製品製造業	9		6.9	57	237
		酒類製造業	10		4.4	17	84
		食用油製造業	11		4.0	61	170
		調味料製造業	12		7.1	74	261
		その他の食料品製造業	13	食料品製造業のうち、５から１２までに該当するもの以外のもの	6.6	61	232
	繊維（衣服その他の繊維製品を除く。）工業	毛紡績業	14	毛紡績業又は毛ねん糸、毛織物の製造業を営むもの	6.1	30	248
		化学繊維紡織業	15	化学繊維の製造業又は化学繊維に係る紡績業若しくはねん糸、織物の製造業を営むもの	2.2	20	109
		その他の紡織業	16	紡績業、ねん糸、織物の製造業のうち、１４及び１５に該当するもの以外のもの	2.7	32	139
		染色整理業	17	糸、織物などに精練、漂白、染色及び整理仕上げその他の処理を行うもの	5.0	49	208
		メリヤス製造業	18	メリヤス生地及びメリヤス製品（くつ下、手袋、下着など）の製造業を営むもの	3.3	30	143
		その他の繊維工業	19	繊維工業のうち、１４から１８までに該当するもの以外のもの	2.9	33	142
	衣服、その他の繊維製品製造業		20	購入した織物、フエルト地などを裁断、縫製して、衣服その他の繊維製品を製造するもの	10.3	86	285
	鋼製家具、装備品製造業		21	家庭用若しくは事務用の家具のうち、金属製のものを製造するもの、又は陳列だな、陳列ケースなど事務所用若しくは店舗用の装備品及びこれに付随する製品を製造するもの	6.5	30	270
	パルプ、紙製造業		22		4.8	33	164
	紙加工品製造業		23	紙製品、紙製容器その他の紙加工品を製造するもの	6.0	39	191
	印刷業		24	印刷、製本、印刷物加工を業とするもの又は印刷業に伴うサービス業を営むもの	6.0	44	180
	化学工業	無機化学工業製品製造業	25	工業原料として用いられる無機化学工業製品を製造するもの。例えば、ソーダ工業、電炉工業又は圧縮ガス、液化ガスの製造業	5.2	32	146
		有機化学工業製品製造業	26	工業原料として用いられる有機化学工業製品を製造するもの。例えば、脂肪族系中間物、メタ	4.0	19	120

A													
54年11月分	54年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
637	629	630	648	725	810	876	881	784	717	713	727	767	764
262	266	272	269	256	250	252	256	278	278	299	290	289	275
360	365	368	368	352	341	345	348	376	372	375	370	374	391
300	304	308	307	293	286	288	291	312	310	325	317	316	310
289	311	297	274	266	262	252	254	272	266	265	262	258	254
188	193	197	193	185	177	187	188	199	198	201	201	191	193
395	401	392	373	349	342	350	359	376	372	378	379	385	391
227	239	242	241	226	224	225	240	242	230	234	233	231	243
426	426	428	428	401	397	409	418	429	420	413	405	396	389
349	380	395	392	359	355	360	366	384	402	398	375	354	356
235	247	258	253	241	253	258	255	263	261	257	249	258	251
498	492	485	478	466	459	464	468	468	453	451	447	451	450
384	391	390	381	362	357	361	367	379	372	370	368	369	369
257	271	303	309	311	304	318	332	323	315	314	310	307	321
153	163	169	178	174	171	170	169	182	186	184	189	185	186
215	222	234	239	231	224	224	229	234	237	235	233	232	231
256	266	262	256	238	224	223	228	231	223	225	218	216	226
228	235	238	239	225	222	221	229	269	256	275	272	272	260
215	224	231	233	223	216	217	221	231	233	233	228	226	227
508	509	498	494	463	455	466	484	494	474	475	486	508	504
296	291	291	301	274	259	288	283	289	293	300	296	289	280
273	285	284	291	278	280	283	286	292	296	300	293	282	280
291	295	292	289	283	276	279	293	294	287	284	278	272	262
347	349	349	344	324	317	325	326	337	337	349	357	347	342
410	426	455	456	422	441	454	480	477	480	509	511	544	601
258	266	272	278	277	290	284	278	278	276	274	273	261	259

業種 名称			番号	内容	B	C	D
製造業	化学工業			ン誘導品、コールタール製品、プラスチック、合成ゴムの製造業又は醗酵工業など			
		染料、顔料、塗料、印刷インキ製造業	27		5.3	29	147
		医薬品、化粧品製造業	28		8.4	98	342
		農薬製造業	29		5.9	83	250
		その他の化学工業	30	化学工業のうち、25から29までに該当するもの以外のもの	5.4	46	190
	石油製品製造業		31	石油を精製するもの、又は購入した原料を混合加工して潤滑油、グリースを製造するもの	5.7	22	142
	ゴム製品製造業		32		5.5	34	174
	窯業、土石製品製造業	ガラス、ガラス製品製造業	33		4.3	36	147
		セメント製造業	34		4.6	34	134
		セメント製品製造業	35		2.2	34	113
		陶磁器製品製造業	36		5.9	42	166
		耐火れんが製造業	37		3.4	32	191
		その他の窯業、土石製品製造業	38	窯業、土石製品製造業のうち、33から37までに該当するもの以外のもの	4.0	34	145
	鉄鋼業	製鉄、製鋼、圧延、鋼材製造業	39	製鉄業、平炉又は電気炉による製鋼及び圧延業、製鋼を行わずに他から受入れた材料について圧延、伸鉄、伸線を行い、若しくは鋼管、ブリキ、亜鉛鉄板などの鋼材を製造するもの	3.4	52	133
		鍛鋼、鋳物、銑鉄鋳物製造業	40	鋼塊から鍛鋼品を製造し、棒鋼などから型鋳造などを行つて鍛工品を製造し、若しくは鋼鋳物を製造するもの、又は銑鉄から機械用鋳物及び日用品などの銑鉄鋳物を製造するもの	4.0	38	139
		その他の鉄鋼業	41	鉄鋼業のうち、39及び40に該当するもの以外のもの	3.7	49	140
	非鉄金属製造業		42	非鉄金属の合金製造、圧延、抽伸などを行うもの、又は非鉄金属の製造、鍛造その他の基礎製造を行うもの	2.4	20	104
	電線、ケーブル製造業		43		3.3	22	122
	金属製品製造業	刃物、工具、農器具製造業	44	機械刃物、利器工匠具、手動具、作業用具、農器具などを製造するもの	3.2	24	107
		建設用金属製品製造業	45	鉄骨、鉄塔、鋼橋などの建設用金属製品を製造するもの	5.2	65	209
		建築用金属製品製造業	46	シヤツター、サッシ、カーテンウオールなどの建築用金属製品を製造するもの	6.4	43	179
		線材製品製造業	47	他から受入れた鉄線又は非鉄線から、くぎ、金網、鋼索、ボルト、ナット、リベット、ねじなどを製造するもの	5.4	36	195
		その他の金属製品製造業	48	金属製品製造業のうち、44から47までに該当するもの以外のもの	5.7	50	199

（55年分）

A													
54年11月分	54年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
307	312	329	330	317	315	321	330	328	320	314	311	301	297
591	608	633	637	608	604	605	621	643	640	659	680	662	637
432	428	420	403	396	409	406	418	407	427	428	403	379	389
375	387	401	402	387	394	396	402	409	406	414	417	408	408
500	451	431	461	472	477	467	473	432	410	430	481	482	470
289	299	300	303	293	291	290	289	291	287	293	296	291	283
294	308	312	301	290	286	287	280	294	312	312	311	315	339
196	199	190	202	202	197	207	203	200	200	208	204	199	200
201	214	215	210	194	186	192	186	191	192	203	190	183	181
302	314	315	323	313	314	322	316	324	323	329	322	324	325
193	203	218	218	209	212	215	218	220	224	260	253	247	259
237	251	257	257	246	244	249	245	249	252	264	259	259	271
268	276	292	290	269	266	287	279	275	280	283	281	272	272
239	233	237	238	232	241	261	275	336	376	244	230	227	235
263	269	283	283	265	265	286	283	292	304	281	276	267	269
302	319	362	399	371	363	380	396	379	379	375	357	354	345
191	200	212	215	198	207	205	201	214	216	227	231	241	246
169	171	179	184	182	187	196	197	205	219	243	229	227	220
291	300	320	329	329	332	369	405	450	455	453	448	449	454
310	320	327	323	305	303	323	315	318	319	322	320	319	326
292	298	303	311	299	301	307	297	301	302	316	310	303	317
296	304	314	318	309	312	333	343	363	367	373	372	368	371

（５５年分）

業種					B	C	D	A											
名称			番号	内容				54年11月分	54年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
製造業	一般機械器具製造業	農業用機械製造業	49		5.0	23	130	198	200	200	202	195	190	190	189	193	194	196	191	182	178
		金属加工機械製造業	50		5.3	41	203	382	412	433	440	420	424	433	443	444	460	464	476	482	492
		事務用、サービス用、民生用機械器具製造業	51	計算機械、複写機械などの事務用機械器具、ミシン、毛糸手編機械などの民生用機械器具又は冷凍機、温湿調整装置などのサービス用機械器具を製造するもの	6.5	50	212	439	456	443	426	411	405	414	435	444	437	441	431	428	442
		その他の一般機械器具製造業	52	一般機械器具（電気機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具を除く一般機械器具）製造業のうち、49から51までに該当するもの以外のもの	4.8	36	189	348	362	372	377	365	366	367	370	376	380	385	383	380	385
	電気機械器具製造業	発電用、送電用、配電用、産業用電気機械器具製造業	53		4.6	39	164	349	364	366	362	346	354	365	361	376	386	391	388	395	428
		通信機械器具製造業	54	有線若しくは無線の通信機械器具、同関連機械器具又は交通信号、保安装置を製造するもの	3.8	46	152	355	391	385	370	364	383	410	402	405	417	430	438	453	468
		民生用電気機械器具製造業	55	電気洗たく機、電気冷蔵庫、扇風機などの民生用機械器具又はラジオ受信機、テレビジョン受信機、電気音響機械器具を製造するもの	7.7	55	302	564	578	576	571	527	549	574	576	577	596	608	607	621	638
		電球、電気照明器具製造業	56		6.4	32	167	321	350	347	336	319	330	325	329	335	335	341	349	339	345
		電気計測器製造業	57		6.2	35	201	423	456	456	457	429	430	431	429	450	446	451	457	477	537
		その他の電気機械器具製造業	58	電気機械器具製造業のうち、53から57までに該当するもの以外のもの	5.4	40	193	398	424	423	416	394	406	423	426	435	447	454	457	469	493
	輸送用機械器具製造業	自動車製造業	59	各種自動車（三輪及び二輪の自動車を含む。）の完成品又は自動車シヤシーの製造若しくは組立てを行うもの	7.2	65	289	497	495	493	477	450	471	472	466	458	459	464	472	450	440
		自動車車体、部分品製造業	60		5.6	58	247	385	396	398	390	367	369	372	370	369	368	372	369	363	368
		自転車（部分品を含む。）製造業	61		4.7	23	165	225	232	234	236	230	229	227	228	234	246	263	263	259	259
		船舶製造、修理業	62		4.2	3	119	155	158	163	168	169	167	166	161	161	164	167	167	164	172
		その他の輸送用機械器具製造業	63	輸送用機械器具製造業のうち、59から62までに該当するもの以外のもの	5.5	52	233	382	390	394	388	367	374	378	375	375	375	379	376	366	366
	精密機械器具製造業	計量器、測定器、試験機、測量機械器具製造業	64		3.8	37	127	334	379	373	380	378	380	386	392	396	407	429	428	428	487
		光学機械器具製造業	65		5.7	53	249	464	496	492	483	456	479	487	494	491	501	513	571	672	708
		時計製造業	66		6.4	67	269	412	410	397	377	356	369	379	382	380	381	381	375	374	363
		その他の精密機械器具製造業	67	精密機械器具製造業のうち、64から66までに該当するもの以外のもの	5.3	53	213	451	488	479	474	452	463	473	476	477	484	494	511	549	579
	その他の製造業		68	製造業のうち、5から67までに該当するもの以外のもの	5.1	43	186	342	354	360	360	345	347	354	357	363	365	369	368	367	372
卸売業	繊維品（衣服、身のまわり品を除く。）卸売業		69	生糸、繭、繊維原料、糸、織物などの卸売業	6.1	44	189	284	284	284	284	271	265	271	281	292	294	308	297	284	282
	衣服、身のまわり品卸売業		70	洋服、婦人子供服、下着類、寝具類、履物、かばん、袋物、装身具などの卸売業	7.1	54	218	396	402	397	398	393	388	394	399	415	460	424	429	439	436
	食料品、農水産物卸売業		71	農畜産物、水産物、食料、飲料品の卸売業	6.0	36	161	233	237	237	237	227	221	221	223	224	226	227	223	221	221

業種 名称		番号	内容	B	C	D
卸売業	化学製品卸売業	72	化学製品、医薬品、化粧品の卸売業	5.7	45	147
	鉱物、金属材料卸売業	73		5.1	35	178
	機械器具卸売業	74	一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具の卸売業	6.3	75	252
	総合商品卸売業	75	69から74まで及び76に該当する事業のうち2種類以上のものを行う会社で、そのいずれが主たる事業であるかを判別することができないもののうち、常時100人以上の従業員を使用するもの	5.1	31	151
	その他の卸売業	76	卸売業のうち、69から75までに該当するもの以外のもの	5.9	48	199
小売業	百貨店業	77	衣食住にわたる各種の商品の小売を行い、そのいずれが主たる取扱商品であるかを判別することができないもののうち、常時50人以上の従業員を使用するもの	8.3	60	269
	飲食店業	78		5.3	35	157
	自動車小売業	79		5.2	64	202
	その他の小売業	80	小売業のうち77から79までに該当するもの以外のもの	7.7	58	254
金融業	銀行業	81		5.0	35	260
	証券業	82		5.4	36	206
	その他の金融業	83	金融業のうち、81及び82に該当するもの以外のもの	5.1	39	257
損害保険業		84		5.4	52	219
不動産業	不動産賃貸業	85		5.5	26	126
	不動産売買業	86	建売業、土地建物売買業	4.5	18	189
	その他の不動産業	87	不動産業のうち、85及び86に該当するもの以外のもの	5.0	21	157
運輸業	道路旅客運送業	88		4.5	28	145
	道路貨物運送業	89		5.3	39	132
	水運業	90	海洋、沿岸、港湾、河川、湖沼において、船舶により旅客、貨物の運送を行うもの	2.3	14	79
	港湾運送業	91	港湾において、船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役又はいかだ運送の作業を行うもの	5.6	35	177
	航空運輸業	92	航空機により旅客若しくは貨物を運送するもの、又は航空機を使用して航空運送以外の行為の請負を行うもの	5.1	37	106
	その他の運輸業	93	運輸業のうち、88から92までに該当するもの以外のもの	4.4	24	115
倉庫業		94	普通倉庫業、冷蔵倉庫業又は水面木材倉庫業を営むもの	5.2	16	130
通信、放送業		95	有線放送電話業又は民間放送業を営むもの	6.2	114	369
電気業		96		5.0	15	70
ガス業		97		4.9	21	80

（55月分）

A													
54年11月分	54年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
363	360	370	354	351	352	389	383	366	359	354	344	337	331
475	446	453	467	488	499	483	488	453	437	468	455	440	427
464	490	494	494	478	477	483	495	523	544	539	521	531	534
327	315	318	319	307	300	300	298	301	309	312	307	302	296
385	385	387	387	377	373	375	379	382	388	389	380	378	374
484	488	494	477	440	426	431	440	444	445	439	436	442	444
492	496	492	492	501	495	496	490	490	506	500	489	484	483
293	294	302	307	300	287	276	266	276	277	309	282	269	269
512	515	522	510	482	470	473	475	477	477	475	466	464	467
279	280	286	288	287	285	286	287	285	281	281	281	282	284
294	293	295	298	291	288	293	295	296	296	292	290	288	283
299	303	309	311	305	302	307	309	309	305	306	307	308	307
304	304	301	291	279	271	271	279	287	289	292	288	289	287
332	337	345	339	319	312	314	315	321	319	321	319	318	316
340	343	358	363	338	331	339	347	360	350	362	368	355	345
330	334	345	345	323	316	321	325	335	329	336	338	331	325
341	343	347	347	350	346	346	346	350	353	349	346	342	344
337	346	344	341	335	328	333	336	343	340	342	337	349	359
195	193	180	187	180	176	178	176	173	176	184	179	182	185
219	222	223	227	230	247	241	238	239	240	241	240	241	243
292	291	295	295	284	269	273	279	284	281	290	290	281	279
245	247	245	247	243	244	243	242	246	248	251	247	248	250
203	202	208	205	206	204	201	198	201	203	202	195	196	199
459	468	464	457	442	435	436	442	453	464	453	458	454	460
82	86	89	88	84	80	85	88	90	88	88	90	91	89
146	145	147	147	145	142	141	145	145	146	146	148	152	167

業種 名称		番号	内容	B	C	D
サービス業	ホテル、料理飲食業	98		5.3	35	157
	劇場、興行場経営業	99		5.8	33	193
	遊園地、遊技場その他の娯楽施設業	100		7.7	50	227
	その他のサービス業	101	サービス業のうち、98から100までに該当するもの以外のもの	6.2	37	190
その他の産業		102	1から101までに該当するもの以外のもの	5.3	43	192

(注) 上記の金額は、各業種の標本会社の変動に伴いその変動後の標本会社の株価等の金額を基として計算したので、54月11月分及び54年12月分のAの金額については、54年分の評価に適用すべきものと異なる業種があるが、その業種にあっては、上記の金額を基として計算することに留意する。

（55年分）

A													
54年11月分	54年12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分
492	496	492	492	501	495	496	490	490	506	500	489	484	483
582	588	595	589	583	576	578	584	587	585	593	589	601	605
374	389	394	400	384	371	374	387	379	376	381	383	385	375
456	463	464	460	455	451	456	458	464	468	464	462	464	461
340	349	354	353	340	340	345	348	354	355	359	356	356	358

（そ の 他）

参 考 8　　残　　価　　率　　表

(1) 定額法による残価率表

耐用年数 ＼ 償却率 ＼ 経過年数		残価率																
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
年																		
10	.1000	.910	.820	.730	.640	.550	.460	.370	.280	.190	.100							
12	.0833	.925	.850	.775	.700	.625	.550	.475	.400	.325	.250	.175	.100					
15	.0666	.940	.880	.820	.760	.700	.640	.580	.520	.460	.400	.340	.280	.220	.160	.100		
18	.0555	.950	.900	.850	.800	.750	.700	.650	.600	.550	.500	.450	.400	.350	.300	.250	.200	.150
20	.0500	.955	.910	.865	.820	.775	.730	.685	.640	.595	.550	.505	.460	.415	.370	.325	.280	.235
25	.0400	.964	.928	.892	.856	.820	.784	.748	.712	.676	.640	.602	.568	.532	.496	.460	.424	.388
27	.0370	.966	.933	.900	.866	.833	.800	.766	.733	.700	.667	.633	.600	.567	.533	.500	.467	.433
30	.0333	.970	.940	.910	.880	.850	.820	.790	.760	.730	.700	.671	.641	.611	.581	.551	.521	.491
35	.0285	.974	.948	.922	.892	.871	.845	.820	.794	.768	.743	.717	.691	.665	.640	.614	.588	.563
40	.0250	.977	.955	.932	.910	.887	.865	.842	.820	.797	.775	.752	.730	.707	.685	.662	.640	.617
45	.0222	.980	.960	.940	.920	.900	.880	.860	.840	.820	.800	.780	.760	.740	.720	.700	.680	.660
50	.0200	.982	.964	.946	.928	.910	.898	.880	.862	.844	.826	.808	.790	.772	.754	.736	.718	.700
55	.0181	.983	.967	.951	.934	.918	.902	.885	.869	.853	.837	.820	.804	.788	.771	.755	.739	.722
60	.0166	.985	.970	.955	.940	.925	.910	.895	.880	.865	.850	.835	.820	.805	.790	.775	.760	.745
65	.0153	.986	.972	.958	.944	.931	.917	.903	.889	.875	.862	.848	.834	.820	.806	.793	.779	.765
70	.0142	.987	.974	.961	.948	.936	.923	.910	.897	.884	.872	.859	.846	.833	.820	.808	.795	.782
75	.0133	.988	.976	.964	.952	.940	.928	.916	.904	.892	.880	.868	.856	.844	.832	.820	.808	.796

18年	19年	20年	
.100			
.190	.145	.100	
.352	.316	.280	
.400	.367	.334	
.461	.431	.402	（
.537	.511	.486	以
.595	.572	.550	
.640	.620	.600	下
.682	.664	.646	
.706	.690	.674	略
.720	.715	.700	）
.751	.737	.724	
.769	.756	.744	
.784	.772	.760	

(2) 定率法による残価率表

耐用年数＼経過年数	残価率																	
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年
2年	.316	.100																
3	.464	.215	.100															
4	.562	.316	.178	.100														
5	.631	.398	.251	.158	.100													
6	.681	.463	.315	.215	.146	.100												
7	.720	.518	.373	.268	.193	.139	.100											
8	.750	.562	.421	.316	.237	.177	.133	.100										
9	.774	.599	.463	.358	.277	.215	.166	.128	.100									
10	.794	.630	.500	.397	.315	.250	.198	.157	.125	.100								
12	.825	.680	.561	.463	.382	.315	.260	.214	.177	.146	.121	.100						
15	.858	.736	.631	.541	.464	.398	.342	.293	.251	.216	.185	.159	.136	.116	.100			
18	.880	.774	.681	.599	.527	.464	.408	.359	.316	.278	.245	.215	.189	.166	.146	.128	.112	.100
20	.891	.793	.707	.630	.561	.500	.445	.397	.353	.315	.282	.251	.223	.198	.176	.156	.138	.123
25	.912	.831	.758	.691	.630	.575	.524	.478	.436	.398	.363	.331	.301	.274	.249	.227	.207	.188
27	.918	.842	.773	.710	.651	.598	.549	.504	.463	.425	.391	.359	.329	.302	.277	.254	.233	.213
30	.926	.857	.794	.735	.680	.630	.583	.540	.500	.463	.429	.398	.368	.340	.314	.290	.268	.248
35	.936	.876	.820	.768	.715	.673	.630	.590	.552	.517	.485	.454	.424	.396	.370	.346	.323	.302
40	.944	.891	.841	.794	.749	.707	.668	.630	.595	.561	.531	.501	.472	.445	.420	.396	.373	.352
45	.950	.902	.857	.814	.773	.735	.698	.663	.630	.598	.570	.541	.513	.487	.462	.438	.416	.395
50	.955	.912	.871	.832	.795	.759	.725	.692	.661	.631	.603	.575	.549	.524	.500	.478	.456	.435
55	.959	.920	.882	.846	.811	.778	.746	.715	.686	.658	.631	.605	.580	.556	.533	.511	.490	.470
60	.962	.925	.890	.856	.823	.792	.762	.733	.705	.678	.652	.627	.603	.580	.558	.537	.516	.496
65	.965	.931	.898	.867	.837	.808	.780	.753	.727	.702	.677	.653	.630	.608	.587	.566	.546	.527
70	.968	.937	.907	.878	.850	.823	.797	.771	.746	.722	.699	.677	.655	.634	.614	.594	.575	.557
75	.970	.941	.913	.886	.860	.835	.810	.786	.763	.741	.719	.697	.676	.656	.636	.617	.598	.580

(注) この表は、新品の価額から、取得の時期から課税時期までの期間の償却費の額の合計額又は減価の額を控除した価額を求める場合に使用する。

耐用年数＼経過年数	残価率									
	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	
2年										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
12										
15										
18										
20	.109	.100								
25	.171	.155	.141	.128	.116	.105	.100			
27	.195	.179	.164	.150	.137	.125	.114	.104	.100	(以下略)
30	.229	.212	.196	.181	.167	.154	.142	.131	.121	
35	.282	.263	.246	.230	.215	.201	.188	.175	.163	
40	.336	.317	.299	.282	.266	.251	.236	.222	.209	
45	.375	.356	.338	.321	.304	.288	.273	.259	.241	
50	.415	.396	.378	.360	.344	.328	.313	.299	.285	
55	.451	.433	.415	.398	.382	.366	.351	.336	.322	
60	.477	.459	.442	.425	.409	.393	.379	.364	.350	
65	.509	.491	.474	.457	.441	.426	.411	.397	.383	
70	.539	.521	.504	.488	.472	.457	.442	.428	.414	
75	.563	.546	.530	.514	.499	.484	.469	.455	.441	

参考9　　複　　利　　表

年数	年8分の複利年金現価	年8分の複利現価	年2分の複利終価	年数	年8分の複利年金現価	年8分の複利現価	年2分の複利終価	年数	年8分の複利年金現価	年8分の複利現価	年2分の複利終価
1	0.925	0.925	1.020	21	10.016	0.198	1.515	41	11.967	0.042	2.252
2	1.782	0.857	1.040	22	10.200	0.183	1.545	42	12.006	0.039	2.297
3	2.577	0.793	1.061	23	10.371	0.170	1.576	43	12.043	0.036	2.343
4	3.312	0.735	1.082	24	10.528	0.157	1.608	44	12.077	0.033	2.390
5	3.992	0.680	1.104	25	10.674	0.146	1.640	45	12.108	0.031	2.437
6	4.622	0.630	1.126	26	10.809	0.135	1.673	46	12.137	0.029	2.486
7	5.206	0.583	1.148	27	10.931	0.125	1.706	47	12.164	0.026	2.536
8	5.746	0.540	1.171	28	11.051	0.115	1.741	48	12.186	0.024	2.587
9	6.246	0.500	1.195	29	11.158	0.103	1.775	49	12.212	0.023	2.638
10	6.710	0.463	1.218	30	11.257	0.099	1.811	50	12.233	0.021	2.691
11	7.138	0.428	1.243	31	11.349	0.092	1.847				
12	7.536	0.397	1.268	32	11.434	0.085	1.884				
13	7.903	0.367	1.293	33	11.513	0.078	1.922				
14	8.244	0.340	1.319	34	11.586	0.073	1.960				
15	8.559	0.315	1.345	35	11.651	0.067	1.999				
16	8.851	0.291	1.372	36	11.717	0.062	2.039				
17	9.121	0.270	1.400	37	11.775	0.057	2.080				
18	9.371	0.250	1.428	38	11.828	0.053	2.122				
19	9.603	0.231	1.456	39	11.874	0.049	2.164				
20	9.818	0.214	1.485	40	11.924	0.046	2.208				

(注) 1. 複利年金現価は、観覧用の鉱泉地、果樹、たけのこ、著作権、営業権等の評価に使用する。
2. 複利現価は、特許権、定期金に関する権利、信託受益権、清算中の株式、無利息の債務等の評価に使用する。
3. 複利終価は、標準伐期齢を超える立木の評価に使用する。

参考10　　土地価格推移指数表（財団法人日本不惑産研究所調）

(1) 地域別六大都市市街地価格推移指数表

（30年3月＝100）

年次＼地域別	最高価格地	商業地	住宅地	工業地	用途地域別平均	対前年比
昭和30年3月	100	100	100	100	100	—%
〃 9月	102	104	108	106	106	—
31年3月	103	116	113	117	115	115
〃 9月	114	125	130	136	130	—
32年3月	130	137	150	160	149	130
〃 9月	139	152	172	188	171	—
33年3月	144	161	191	213	188	126
〃 9月	153	163	211	240	205	—
34年3月	159	173	236	270	226	120
〃 9月	185	197	269	311	257	—
35年3月	219	231	303	361	294	130
〃 9月	262	291	348	486	380	—
36年3月	318	370	436	675	494	168
〃 9月	389	471	557	915	644	—
37年3月	430	500	614	1,017	708	143
〃 9月	442	524	693	1,107	778	—
38年3月	449	558	763	1,192	839	119
〃 9月	465	598	846	1,301	915	—
39年3月	480	641	928	1,391	986	118
〃 9月	513	678	998	1,465	1,047	—
40年3月	522	696	1,038	1,514	1,082	110
〃 9月	531	703	1,050	1,516	1,090	—
41年3月	537	711	1,075	1,516	1,101	102
〃 9月	541	716	1,107	1,520	1,114	—
42年3月	579	747	1,146	1,554	1,149	104
〃 9月	595	774	1,210	1,602	1,196	—
43年3月	620	798	1,288	1,660	1,249	109
〃 9月	647	846	1,395	1,742	1,328	—
44年3月	695	915	1,525	1,869	1,437	115
〃 9月	756	988	1,676	2,017	1,560	—
45年3月	796	1,058	1,832	2,187	1,692	118
〃 9月	843	1,114	2,012	2,378	1,835	—
46年3月	873	1,164	2,176	2,554	1,965	116
〃 9月	906	1,211	2,338	2,717	2,088	—
47年3月	944	1,271	2,504	2,866	2,213	113
〃 9月	1,002	1,374	2,811	3,138	2,441	—
48年3月	1,181	1,586	3,459	3,697	2,914	132
〃 9月	1,353	1,767	4,005	4,192	3,321	—
49年3月	1,400	1,827	4,148	4,357	3,444	118
〃 9月	1,404	1,835	4,181	4,361	3,459	—
50年3月	1,339	1,691	3,836	3,963	3,163	92
〃 9月	1,339	1,691	3,869	3,963	3,174	—
51年3月	1,342	1,696	3,910	3,970	3,192	101
〃 9月	1,363	1,705	3,992	3,981	3,226	—
52年3月	1,380	1,727	4,086	3,998	3,270	102
〃 9月	1,393	1,740	4,186	4,014	3,313	—
53年3月	1,403	1,765	4,300	4,043	3,367	103
〃 9月	1,428	1,800	4,509	4,104	3,461	—
54年3月	1,464	1,860	4,843	4,206	3,614	107
〃 9月	1,530	1,962	5,352	4,388	3,858	—
55年3月	1,598	2,059	5,844	4,573	4,094	113
〃 9月	1,668	2,147	6,204	4,730	4,283	—

(2) 六大都市を除く地域別市街地価格推移指数表

（昭和３０年３月＝１００）

年次＼地域別	最高価格地	商業地	住宅地	工業地	用途地域別平均	対前年比
昭和３０年３月	１００	１００	１００	１００	１００	－%
〃 ９月	１０５	１０６	１０６	１０５	１０６	－
３１年３月	１１４	１１３	１１４	１１３	１１３	１１３
〃 ９月	１２９	１２８	１２７	１２７	１２７	－
３２年３月	１４３	１４６	１４３	１４８	１４６	１１２
〃 ９月	１５８	１６３	１５９	１６５	１６２	－
３３年３月	１７２	１７６	１７６	１７９	１７７	１２１
〃 ９月	１８６	１９４	１９７	１９９	１９６	－
３４年３月	２１２	２１８	２１８	２１６	２１７	１２３
〃 ９月	２４６	２４６	２４４	２５３	２４７	－
３５年３月	２８６	２８４	２６７	２９０	２８０	１２９
〃 ９月	３４４	３３４	３０９	３４４	３２８	－
３６年３月	４０３	３８５	３６９	４３７	３９５	１４１
〃 ９月	４７２	４４５	４２５	５１７	４５９	－
３７年３月	５０９	４７７	４６３	５６６	４９８	１２６
〃 ９月	５４７	５１０	５０３	６２０	５４０	－
３８年３月	５８８	５６１	５３２	６７２	５８２	１１７
〃 ９月	６２４	５９０	５６３	７２４	６１９	－
３９年３月	６６２	６２７	６０３	７９５	６６７	１１５
〃 ９月	６９５	６８０	６４６	８３９	７１３	－
４０年３月	７０６	７１３	６９２	８７７	７５３	１１３
〃 ９月	７２６	７３８	７１２	８９５	７７４	－
４１年３月	７５１	７６１	７３６	９０６	７９４	１０５
〃 ９月	７８０	７９３	７６６	９１５	８１８	－
４２年３月	８２５	８４２	８１１	９４９	８６２	１０９
〃 ９月	８９０	８９５	８７７	９８９	９１６	－
４３年３月	９５５	９６１	９４７	１,０５１	９８１	１１４
〃 ９月	１,０３０	１,０４０	１,０３３	１,１２０	１,０６０	－
４４年３月	１,１１４	１,１２７	１,１３５	１,２０４	１,１５２	１１７
〃 ９月	１,２２０	１,２４５	１,２６３	１,２９３	１,２６５	－
４５年３月	１,３２９	１,３４５	１,３９３	１,４０７	１,３８０	１２０
〃 ９月	１,４２８	１,４５３	１,５２０	１,５１６	１,４９５	－
４６年３月	１,５１３	１,５４０	１,６３８	１,６１７	１,５９７	１１６
〃 ９月	１,５８８	１,６１６	１,７６０	１,７２８	１,７００	－
４７年３月	１,６６１	１,７０９	１,８７４	１,８４９	１,８０８	１１３
〃 ９月	１,７８１	１,８３２	２,０４０	１,９９４	１,９５３	－
４８年３月	２,０３６	２,０６８	２,４０８	２,２９６	２,２５５	１２５
〃 ９月	２,３０１	２,３２１	２,８０６	２,６４２	２,５８７	－
４９年３月	２,４４０	２,４７１	３,０４６	２,８３６	２,７８１	１２３
〃 ９月	２,４６６	２,４９９	３,１０１	２,８６５	２,８１９	－
５０年３月	２,３５７	２,３７９	２,９３０	２,６９４	２,６６７	９６
〃 ９月	２,３６２	２,３８３	２,９４５	２,６９５	２,６７４	－
５１年３月	２,３７１	２,３９１	２,９７２	２,７０２	２,６８８	１０１
〃 ９月	２,３８４	２,４０１	３,０２２	２,７０８	２,７２１	－
５２年３月	２,４０２	２,４１８	３,０８９	２,７２３	２,７４６	１０２
〃 ９月	２,４１９	２,４３７	３,１５７	２,７３７	２,７８２	－
５３年３月	２,４４１	２,４６２	３,２３６	２,７５７	２,８２１	１０３
〃 ９月	２,４７０	２,４９４	３,３３７	２,７８８	２,８７４	－
５４年３月	２,５１１	２,５３８	３,４６９	２,８３２	２,９４６	１０４
〃 ９月	２,５８０	２,６０７	３,６５８	２,９００	３,０５２	－
５５年３月	２,６７０	２,７００	３,９００	２,９９６	３,１９２	１０８
〃 ９月	２,７６３	２,７９８	４,１５２	３,１０２	３,３３９	－

(3) 地域別全国市街地価格推移指数表

（昭和３０年３月＝１００）

年次＼地域別	最高価格地	商業地	住宅地	工業地	用途地域別平均	対前年比
昭和３０年３月	１００	１００	１００	１００	１００	－%
〃 ９月	１０４	１０６	１０６	１０５	１０６	－
３１年３月	１１４	１１４	１１４	１１３	１１４	１１４
〃 ９月	１２９	１２８	１２７	１２７	１２７	－
３２年３月	１４３	１４６	１４４	１４９	１４６	１２８
〃 ９月	１５７	１６３	１５９	１６６	１６２	－
３３年３月	１７２	１７５	１７７	１８１	１７８	１２２
〃 ９月	１８４	１９３	１９８	２０１	１９７	－
３４年３月	２０９	２１６	２１９	２２５	２２０	１２４
〃 ９月	２４３	２４４	２４５	２５６	２４８	－
３５年３月	２８３	２８２	２６９	２９３	２８０	１２７
〃 ９月	３４１	３３２	３１０	３５２	３３０	－
３６年３月	４００	３８５	３７１	４４９	３９９	１４３
〃 ９月	４６９	４４６	４３０	５３６	４６７	－
３７年３月	５０６	４７８	４６９	５８９	５０７	１２７
〃 ９月	５４２	５１３	５１０	６４６	５５１	－
３８年３月	５８２	５６１	５４２	７０１	５９４	１１７
〃 ９月	６１７	５９０	５７６	７５５	６３３	－
３９年３月	６５４	６２８	６１７	８１２	６７７	１１４
〃 ９月	６８７	６８０	６６１	８６４	７２６	－
４０年３月	６９９	７１２	７０７	９１１	７６８	１１３
〃 ９月	７１８	７３６	７２６	９２８	７８９	－
４１年３月	７４２	７５９	７５１	９３９	８０８	１０５
〃 ９月	７６９	７８９	７８１	９４８	８３２	－
４２年３月	８１５	８３８	８２６	９８２	８７５	１０８
〃 ９月	８７７	８９０	８９１	１,０２２	９２９	－
４３年３月	９４１	９５４	９６２	１,０８３	９９４	１１４
〃 ９月	１,０１３	１,０３２	１,０４８	１,１５３	１,０７３	－
４４年３月	１,０９６	１,１１７	１,１５２	１,２４０	１,１６５	１０８
〃 ９月	１,２００	１,２３３	１,２８１	１,３３２	１,２７９	－
４５年３月	１,３０６	１,３３３	１,４１２	１,４４９	１,３９５	１０９
〃 ９月	１,４０２	１,４３８	１,５４１	１,５６３	１,５１１	－
４６年３月	１,４８５	１,５２３	１,６６２	１,６６７	１,６１４	１０７
〃 ９月	１,５５９	１,５９８	１,７８５	１,７８２	１,７１８	－
４７年３月	１,６３０	１,６９０	１,９０２	１,９０５	１,８２７	１１３
〃 ９月	１,７４７	１,８１２	２,０７４	２,０５７	１,９７６	－
４８年３月	１,９９９	２,０４７	２,４５３	２,３７３	２,２８６	１２５
〃 ９月	２,２６０	２,２９７	２,８５８	２,７２８	２,６２１	－
４９年３月	２,３９５	２,４４２	３,０９４	２,９２１	２,８１２	１１５
〃 ９月	２,４２０	２,４７０	３,１４８	２,９４８	２,８４９	－
５０年３月	２,３１３	２,３４８	２,９６９	２,７６５	２,６９１	９６
〃 ９月	２,３１８	２,３５３	２,９８５	２,７６６	２,６９７	－
５１年３月	２,３２７	２,３６１	３,０１３	２,７７２	２,７１２	１０１
〃 ９月	２,３４０	２,３７１	３,０６４	２,７７９	２,７３６	－
５２年３月	２,３５８	２,３８７	３,１３２	２,７９４	２,７７０	１０２
〃 ９月	２,３７５	２,４０７	３,２０２	２,８０９	２,８０７	－
５３年３月	２,３９７	２,４３２	３,２８３	２,８２９	２,８４７	１０３
〃 ９月	２,４２６	２,４６４	３,３８８	２,８６２	２,９０２	－
５４年３月	２,４６７	２,５０９	３,５２８	２,９０９	２,９７７	１０５
〃 ９月	２,５３６	２,５８０	３,７２８	２,９８２	３,０８７	－
５５年３月	２,６２５	２,６７３	３,９７９	３,０８２	３,２３１	１０８
〃 ９月	２,７１７	２,７７１	４,２３６	３,１９０	３,３８０	－

参考11　建築費指数表

(1) 全国木造建築費指数表（財団法人日本不動産研究所調）

（昭和30年3月＝100）

年次	全国木造建築費指数	前年対比	年次	全国木造建築費指数	前年対比
昭30年3月	100.0	－%	昭49年3月	591.9	128.0%
〃 9月	99.2	－	〃 9月	615.4	－
31年3月	100.0	100.0	50年3月	617.7	104.3
〃 9月	106.4	－	〃 9月	617.5	－
32年3月	109.7	109.7	51年3月	621.3	100.6
〃 9月	111.0	－	〃 9月	634.1	－
33年3月	111.3	101.5	52年3月	642.9	103.5
〃 9月	111.9	－	〃 9月	650.6	－
34年3月	112.8	101.4	53年3月	657.5	102.3
〃 9月	115.6	－	〃 9月	667.9	－
35年3月	120.4	106.7	54年3月	686.8	104.5
〃 9月	124.6	－	〃 9月	733.3	－
36年3月	139.2	115.6	55年3月	785.3	114.3
〃 9月	159.2	－	〃 9月	818.2	－
37年3月	165.2	108.7			
〃 9月	170.2	－			
38年3月	175.3	106.1			
〃 9月	180.7	－			
39年3月	187.3	106.9			
〃 9月	191.7	－			
40年3月	192.3	102.7			
〃 9月	196.8	－			
41年3月	200.6	104.3			
〃 9月	208.1	－			
42年3月	219.3	109.3			
〃 9月	230.7	－			
43年3月	242.2	110.4			
〃 9月	254.0	－			
44年3月	264.7	109.3			
〃 9月	289.5	－			
45年3月	302.9	114.4			
〃 9月	320.2	－			
46年3月	334.7	110.5			
〃 9月	345.7	－			
47年3月	357.9	106.9			
〃 9月	372.5	－			
48年3月	462.4	129.2			
〃 9月	519.1	－			

(2) 鉄筋コンクリート造アパート・マンション（ＲＣ）及び事務所・庁舎（ＳＲＣ）の標準建築費指数表（東京都）

（昭和45年平均＝100）

年次	ＲＣ		ＳＲＣ	
	指数	前年対比	指数	前年対比
		%		%
昭42年	80.2	－	82.5	－
43	83.0	103.5	82.0	99.4
44	90.2	108.7	90.5	110.4
45	100.0	110.9	100.0	110.5
46	102.6	102.6	100.4	100.4
47	106.5	103.8	103.3	102.9
48	136.9	128.5	130.3	126.1
49	183.4	134.0	179.9	138.1
50	184.1	100.4	177.3	98.6
51	186.8	101.5	179.3	101.1
52	191.3	102.4	181.2	101.1
53	203.1	106.2	192.5	106.2
54	225.9	111.2	212.1	110.2
55	241.1	106.7	232.6	109.7

参　考　１２

卸売物価指数（総平均）表（日本銀行調）

（昭和５０年平均＝１００）

年／月	昭和４８年	昭和４９年	昭和５０年	昭和５１年	昭和５２年	昭和５３年	昭和５４年	昭和５５年	昭和５６年
１月	６７.５	９０.５	９９.９	１０２.１	１０７.２	１０５.６	１０３.９	１２４.０	１３２.３
２月	６８.６	９４.０	９９.４	１０２.８	１０７.５	１０５.７	１０４.８	１２７.２	
３月	６９.９	９４.６	９９.２	１０３.３	１０７.５	１０５.６	１０５.７	１２９.８	
４月	７０.３	９５.３	９９.４	１０３.９	１０７.５	１０５.２	１０７.５	１３３.３	
５月	７０.９	９５.９	９９.４	１０４.２	１０７.７	１０５.５	１０９.２	１３３.１	
６月	７１.８	９７.２	９９.３	１０４.７	１０７.３	１０５.１	１１０.６	１３３.０	
７月	７３.２	９８.３	９９.４	１０５.６	１０６.８	１０４.１	１１２.７	１３３.５	
８月	７４.７	９９.３	１００.０	１０６.１	１０７.０	１０３.２	１１４.５	１３４.５	
９月	７６.１	９９.４	１００.３	１０６.５	１０７.１	１０３.１	１１６.１	１３４.１	
１０月	７７.６	９９.９	１００.７	１０６.８	１０６.８	１０２.５	１１７.４	１３３.１	
１１月	８０.１	１００.２	１０１.０	１０７.１	１０６.１	１０２.７	１１９.２	１３３.２	
１２月	８５.８	１００.４	１０１.５	１０７.３	１０５.７	１０３.３	１２１.４	１３３.０	
平　均	７３.９	９７.１	１００.０	１０５.０	１０７.０	１０４.３	１１１.９	１３１.８	

参　考　１３

土地賃貸価格等級表

〔宅地にあつては、$\frac{400}{121}$平方メートル（１坪）当り
鉱泉地にあつては、１筆当り
その他にあつては、$\frac{1200}{121}$アール（１反歩）当り〕

等級	賃貸価格	等級	賃貸価格	等級	賃貸価格	等級	賃貸価格	等級	賃貸価格
	厘		厘		厘		厘		厘
１	５	２４	９０	４７	１,６００	７０	９,０００	９３	５４,０００
２	６	２５	１００	４８	１,８００	７１	９,５００	９４	５７,０００
３	７	２６	１２０	４９	２,０００	７２	１０,０００	９５	６０,０００
４	８	２７	１４０	５０	２,２００	７３	１１,０００	９６	６５,０００
５	９	２８	１６０	５１	２,４００	７４	１２,０００	９７	７０,０００
６	１０	２９	１８０	５２	２,６００	７５	１３,０００	９８	７５,０００
７	１２	３０	２００	５３	２,８００	７６	１４,０００	９９	８０,０００
８	１４	３１	２３０	５４	３,０００	７７	１５,０００	１００	８５,０００
９	１６	３２	２６０	５５	３,３００	７８	１６,０００	１０１	９０,０００
１０	１８	３３	３００	５６	３,６００	７９	１８,０００	１０２	９５,０００
１１	２０	３４	３５０	５７	３,９００	８０	２０,０００	１０３	１０１,０００
１２	２３	３５	４００	５８	４,２００	８１	２２,０００	１０４	１１０,０００
１３	２６	３６	４５０	５９	４,５００	８２	２４,０００	１０５	１２０,０００
１４	３０	３７	５００	６０	４,８００	８３	２６,０００	１０６	１３０,０００
１５	３５	３８	５５０	６１	５,１００	８４	２８,０００	１０７	１４０,０００
１６	４０	３９	６００	６２	５,４００	８５	３０,０００	１０８	１５０,０００
１７	４５	４０	６５０	６３	５,７００	８６	３３,０００	１０９	１６０,０００
１８	５０	４１	７００	６４	６,０００	８７	３６,０００	１１０	１７０,０００
１９	５５	４２	８００	６５	６,５００	８８	３９,０００	１１１	１８０,０００
２０	６０	４３	９００	６６	７,０００	８９	４２,０００	１１２	１９０,０００
２１	６５	４４	１,０００	６７	７,５００	９０	４５,０００	１１３	２００,０００
２２	７０	４５	１,２００	６８	８,０００	９１	４８,０００	１１４	２２０,０００
２３	８０	４６	１,４００	６９	８,５００	９２	５１,０００	１１５	２４０,０００

(注)　等級については、賃貸価格が２００円以上の場合には２０円を、４００円以上の場合には５０円を、また、７００円以上の場合には１００円を、それぞれ増すごとに１級を進めるものとする。

参 考 14　　消費者物価指数表（東京都区部）

基準年＼年	昭和28年	昭和29年	昭和30年	昭和31年	昭和32年	昭和33年	昭和34年	昭和35年	昭和36年	昭和37年	昭和38年	昭和39年	昭和40年	昭和41年
昭和40年	64.4	68.4	67.1	67.7	70.0	70.6	71.4	74.0	77.9	83.3	89.7	93.4	100	
〃 41年	61.4	65.2	63.9	64.5	66.7	67.3	68.0	70.5	74.2	79.4	85.5	89.0	95.3	100
〃 42年	59.1	62.7	61.5	62.0	64.2	64.7	65.4	67.8	71.4	76.4	82.3	85.6	91.7	96.2
〃 43年	56.0	59.4	58.3	58.8	60.9	61.3	62.0	64.3	67.7	72.4	78.0	81.2	86.9	91.2
〃 44年	52.9	56.1	55.1	55.6	57.6	57.9	58.6	60.7	64.0	68.4	73.7	76.7	82.1	86.2
〃 45年	49.4	52.3	51.4	51.9	53.7	54.0	54.7	56.6	59.7	63.8	68.8	71.6	76.6	80.4
〃 46年	46.5	49.2	48.4	48.8	50.5	50.8	51.5	53.3	56.2	60.0	64.7	67.4	72.1	75.7
〃 47年	44.3	46.9	46.1	46.5	48.1	48.4	49.1	50.8	53.6	57.1	61.7	64.2	68.7	72.2
〃 48年	39.7	42.0	41.3	41.7	43.1	43.4	44.0	45.5	48.0	51.2	55.3	57.5	61.6	64.7
〃 49年	32.4	34.2	33.7	34.0	35.1	35.4	35.9	37.1	39.1	41.7	45.1	46.9	50.2	52.7
〃 50年	28.9	30.5	30.1	30.3	31.3	31.6	32.0	33.1	34.9	37.2	40.2	41.8	44.8	47.0
〃 51年	26.4	27.9	27.5	27.7	28.6	28.9	29.3	30.3	31.9	34.0	36.8	38.2	41.0	43.0
〃 52年	24.3	25.7	25.3	25.5	26.3	26.6	27.0	27.9	29.4	31.3	33.9	35.2	37.7	39.6
〃 53年	21.9	23.2	22.9	23.0	23.8	24.0	24.4	25.2	26.6	28.3	30.6	31.8	34.0	35.8
〃 54年	22.6	23.8	23.5	23.7	24.4	24.6	25.0	25.9	27.2	29.0	31.3	32.6	35.0	36.7
〃 55年	21.0	22.1	21.9	22.0	22.7	22.8	23.2	24.1	25.3	26.9	29.1	30.3	32.5	34.1

(注)　指数については、総理府統計局調の消費者物価指数を換算したものである。

参 考 15　　度 量 衡 換 算 表

(1) 尺度換算表

センチメートル	1	100	100000	3.0303	30.303	181.818	10909.09	392727
メートル	0.01	1	1000	0.0303	0.303	1.81818	109.0909	3927.27
キロメートル	0.00001	0.001	1	0.00003	0.0003	0.001818	0.10909	3.92727
寸	0.33	33	33000	1	10	60	3600	129600
尺	0.033	3.3	3300	0.1	1	6	360	12960
間	0.0055	0.55	550	0.01667	0.16667	1	60	2160
町	0.00009	0.009167	9.16667	0.00028	0.00278	0.01667	1	36
里	0.000003	0.000255	0.254629	0.000008	0.000077	0.00046	0.02778	1

(注)　尺貫法による表示からメートル法による表示への換算を行なう場合における換算率は、1間当り$\frac{60}{33}$メートルである。

(2) 面積換算表

平方メートル	1	1,0000,000	100	10000	0.09183	3.30579	9.91736	991.736	9917.36
平方キロメートル	0.000001	1	0.0001	0.01	—	0.000003	0.000099	0.000992	0.009917
アール	0.01	10000	1	100	0.00092	0.03306	0.99174	9.91736	99.1736
ヘクタール	0.0001	100	0.01	1	0.000009	0.00033	0.00992	0.09917	0.99174
平方尺	10.89	—	1089	108900	1	36	1080	10800	108000
坪（歩）	0.3025	302500	30.25	3025	0.02778	1	30	300	3000
畝	0.01008	1008.33	1.00833	100.833	0.000926	0.0333	1	10	100
反歩	0.001008	100.833	0.10083	10.0833	0.000093	0.00333	0.1	1	10
町歩	0.0001	10.0833	0.01008	1.00833	0.000009	0.00033	0.01	0.1	1

昭和42年	昭和43年	昭和44年	昭和45年	昭和46年	昭和47年	昭和48年	昭和49年	昭和50年	昭和51年	昭和52年	昭和53年	昭和54年	昭和55年
100													
94.8	100												
89.6	94.5	100											
83.6	88.2	93.3	100										
78.7	83.0	87.8	94.1	100									
75.0	79.1	83.7	89.7	95.3	100								
67.2	70.9	75.0	80.4	85.4	89.6	100							
54.8	57.8	61.1	65.5	69.6	73.0	81.5	100						
48.9	51.6	54.5	58.4	62.1	65.1	72.7	89.2	100					
44.7	47.2	49.9	53.4	56.8	59.6	66.5	81.6	91.5	100				
41.2	43.5	45.9	49.2	52.3	54.9	61.2	75.1	84.3	92.1	100			
37.2	39.6	41.5	44.4	47.2	49.6	55.3	67.8	76.1	83.2	90.3	100		
38.2	40.3	42.5	45.6	48.5	50.8	56.8	69.6	78.1	85.6	92.7	96.6	100	
35.5	37.4	39.5	42.4	45.0	47.2	52.8	64.6	72.5	79.5	86.1	89.8	92.9	100

(3) 坪（歩）から平方メートルへの換算表

（適用上の注意事項）

1. この表は、尺貫法による計量単位をもつて表示されている土地の地積又は建物の床面積を平方メートルによる表示に換算する場合に適用する。ただし、1万坪以上の地積又は床面積を有する土地又は建物については、換算率を1坪当り$\frac{400}{121}$平方メートルとして換算する。

(注)　この表は、換算率を1坪当り3.305785123平方メートルとして求めた換算値について、小数点以下4位まで表わしたものである。

2. 尺貫法による表示からメートル法による表示への換算は、次による。

(1) 宅地、鉱泉地及びそれ以外の10平方メートル以下の土地並びに建物については、小数点以下4位まで求めた換算値によつて換算を行ない、小数点3位以下のは数は切捨てる。

(2) 宅地、鉱泉地以外の土地（10平方メートル以下のものを除く。）については、小数点以下2位まで求めた換算値によつて換算を行ない、小数点以下のは数は切捨てる。

3. 宅地287坪5合4勺をメートル法による表示に換算する場合における計算例を示せば、次のとおりである。

200坪の換算値661.1570＋87坪の換算値287.6033＋5合4勺の

換算値1.7851＝950.5454≒950.54（平方メートル）

1勺から9合9勺まで

	0.00	0.01	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09
0.0		0.0300	0.0661	0.0991	0.1322	0.1652	0.1983	0.2314	0.2644	0.2975
0.1	0.3305	0.3636	0.3966	0.4297	0.4628	0.4958	0.5289	0.5619	0.5950	0.6280
0.2	0.6611	0.6942	0.7272	0.7603	0.7933	0.8268	0.8595	0.8925	0.9256	0.9586
0.3	0.9917	1.0247	1.0578	1.0909	1.1239	1.1570	1.1900	1.2231	1.2561	1.2892
0.4	1.3223	1.3553	1.3884	1.4214	1.4545	1.4876	1.5206	1.5537	1.5867	1.6198
0.5	1.6528	1.6859	1.7190	1.7520	1.7851	1.8181	1.8512	1.8842	1.9173	1.9504
0.6	1.9834	2.0165	2.0495	2.0826	2.1157	2.1487	2.1818	2.2148	2.2479	2.2809
0.7	2.3110	2.3471	2.3801	2.4132	2.4462	2.4793	2.5123	2.5454	2.5785	2.6115
0.8	2.6446	2.6776	2.7107	2.7413	2.7768	2.8099	2.8429	2.8760	2.9090	2.9421
0.9	2.9752	3.0082	3.0413	3.0743	3.1074	3.1404	3.1735	3.2066	3.2396	3.2727

1坪から99坪まで

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0		3.3057	6.6115	9.9173	13.2231	16.5289	19.8347	23.1404	26.4462	29.7520
10	33.0578	36.3636	39.6694	42.9752	46.2809	49.5867	52.8925	56.1983	59.5041	62.8099
20	66.1157	69.4214	72.7272	76.0330	79.3388	82.6446	85.9504	89.2561	92.5619	95.8677
30	99.1735	102.4793	105.7851	109.0909	112.3966	115.7024	119.0082	122.3140	125.6198	128.9256
40	132.2314	135.5371	138.8429	142.1487	145.4545	148.7603	152.0661	155.3719	158.6776	161.9834
50	165.2892	168.5950	171.9008	175.2066	178.5123	181.8181	185.1239	188.4297	191.7355	195.0413
60	198.3471	201.6528	204.9586	208.2644	211.5702	214.8760	218.1818	221.4876	224.7933	228.0991
70	231.4049	234.7107	238.0165	241.3223	244.6280	247.9338	251.2396	254.5454	257.8512	261.1570
80	264.4628	267.7685	271.0743	274.3801	277.6859	280.9917	284.2975	287.6033	290.9090	294.2148
90	297.5206	300.8264	304.1322	307.4380	310.7438	314.0495	317.3553	320.6611	323.9669	327.2727

100坪から9,900坪まで

	0	100	200	300	400	500	600	700	800	900
0		330.5785	661.1570	991.7355	1322.3140	1652.8925	1983.4710	2314.0495	2644.6280	2975.2066
1000	3305.7851	3636.3636	3966.9421	4297.5206	4628.0991	4958.6776	5289.2561	5619.8347	5950.4132	6280.9917
2000	6611.5702	6942.1487	7272.7272	7603.3057	7933.8842	8264.4628	8595.0413	8925.6198	9256.1983	9586.7768
3000	9917.3553	10247.9338	10578.5123	10909.0908	11239.6694	11570.2479	11900.8264	12231.4049	12561.9834	12892.5619
4000	13223.1404	13553.7189	13884.2975	14214.8760	14545.4545	14876.0330	15206.6115	15537.1900	15867.7685	16198.3470
5000	16528.9256	16859.5041	17190.0826	17520.6611	17851.2396	18181.8181	13512.3966	18842.9751	19173.5536	19504.1322
6000	19834.7107	20165.2892	20495.8677	20826.4462	21157.0247	21487.6032	21818.1817	22148.7603	22479.3388	22809.9173
7000	23140.4958	23471.0743	23801.6528	24132.2313	24462.8098	24793.3884	25123.9669	25454.5454	25785.1239	26115.7024
8000	26446.2809	26776.8594	27107.4379	27438.0164	27768.5950	28099.1735	23429.7520	28760.3305	29090.9090	29421.4875
9000	29752.0660	30082.6445	30413.2231	30743.8016	31074.3801	31404.9586	31735.5371	32066.1156	32396.6941	32727.2726

(4) 平方メートルから坪(歩)への換算

メートル法による表示から尺貫法による表示への換算は、1平方メートル当り0.3025坪(歩)の換算率によつて行ない、小数点3位以下のは数は切捨てる。

(5) 歩からアールへの換算

歩(畝、反、町を含む。)による表示からアール(ヘクタールを含む。)による表示への換算は、

① 1歩当り $\frac{4}{121}$ アール　　③ 1反当り $\frac{1,200}{121}$ アール

② 1畝当り $\frac{120}{121}$ アール　　④ 1町当り $\frac{120}{121}$ ヘクタール

の換算率によつて行ない、小数点3位以下のは数は切捨てる。

(6) 容積換算率表

立方センチメートル	1	1000000	1000	27.826	27826.47	180.391	1803.91	18039.1	180391
立方メートル	0.000001	1	0.001	0.000028	0.02783	0.00018	0.001804	0.018039	0.180391
リットル	0.001	1000	1	0.02783	27.826	0.18039	1.80391	18.0391	180.391
立方寸	0.0359	35937	35.937	1	1000	6.4827	64.827	648.271	6482.71
立方尺	0.000036	35.937	0.0359	0.001	1	0.00648	0.0648	0.64827	6.4827
合	0.00554	5543.52	554.352	0.15425	154.254	1	10	100	1000
升	0.00055	554.352	0.55435	0.01543	15.425	0.1	1	10	100
斗	0.000055	55.435	0.05544	0.00154	1.5425	0.01	0.1	1	10
石	0.000006	5.5435	0.00554	0.000154	0.15425	0.001	0.01	0.1	1

(注) 1. 「石」から「立方メートル」への換算を行なう場合における換算率は、1石当り $\frac{2401}{1,331}$ 立方メートルである。

2. 「立木石」から「立方メートル」への換算を行なう場合における換算率は、1石当り0.2783立方メートルである。

YP2
35
81W34041
O
複写